



# 小美玉市 教育振興基本計画

改定版

〔令和5年度 ▶ 令和9年度〕



夢と希望を抱き  
自らの明日を切り拓く人づくり



## ごあいさつ

本市では、平成30年に「小美玉市教育振興基本計画」を策定し、市民の皆様のご支援・ご協力をいただきながら、様々な教育施策を展開してまいりました。この間、子どもたちの確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体の育成に努めるとともに、市民の皆様が生涯学習、文化・芸術及びスポーツ活動等に参加できる環境づくりに取り組んできたところです。



本計画は令和9年度までの10年間の計画ですが、計画期間の中間年に社会情勢や教育課題等を踏まえ、見直しをすることとしております。したがって、令和3・4年度の2か年で見直しを行い、令和5年度から5か年、「小美玉市教育振興基本計画」の「改定版」として策定しました。

今回の「後期基本計画」では、「夢と希望を抱き 自らの明日を切り拓く人づくり」の基本理念のもと、基本方針を5項目掲げ、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら、社会全体で子どもたちを育てていく体制を構築してまいります。特に、人格形成の基礎を培う学校教育では、自主性・自立性に富み、優しさとたくましさをもつ子どもを育てることを念頭に、「知・徳・体」のバランスのとれた子どもの育成を図ります。また、市民の皆様が喜びや生きがいをもって取り組めるような生涯学習、文化・芸術及びスポーツ活動を推進し、心豊かな市民生活の実現を目指します。

なお、本計画の推進にあたっては、主な施策に数値目標を設定し、有識者等からご意見をいただきながら、「RPDCA(実態把握－目標設定－実行－評価－改善)サイクル」を確立し、適切に進行管理を行います。

社会情勢の変化や様々な教育改革等で大きな転換期にある中、改めて国家百年の大計である「人づくり」の重要性を認識し、市民の皆様の教育に対する期待に応えられるよう、今回改定した「小美玉市教育振興基本計画」を力強く推進してまいります。

教育関係者はもとより、家庭や地域、関係団体など「オール小美玉」として、皆様のご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和5年3月

小美玉市教育委員会

教育長 羽鳥 文雄

# 本市教育の目標

小美玉市教育委員会

確かな学力と

たくましい体を持ち

郷土を愛する

こころ豊かな

人づくり

## 小美玉市教育振興基本計画【改定版】 目次

### 第1章 策定方針

1	計画策定の目的	2
2	計画の期間	2
3	計画の位置付け	2
4	計画の策定体制	3
5	計画策定にあたっての基本的考え方	4
6	計画とSDGsの関係	4

### 第2章 教育を取り巻く概況

1	教育政策をめぐる動き	6
2	生涯学習社会、文化芸術政策をめぐる動き	17
3	スポーツ政策をめぐる動き	20
4	上位関連計画	27
5	小美玉市の概況及び学校教育等の現状	31

### 第3章 計画の基本方針

---

1 基本理念と3つの視点	40
2 基本方針	42
3 施策の体系	47

### 第4章 基本施策と基本方向

---

基本方針1 確かな学力を育み、子どもたち一人一人の可能性を引き出します。	50
基本方針2 子どもたちの自主性・自立性を培い、たくましく社会を生き抜く力を育みます。	58
基本方針3 地域の特色や子どもの実態に合ったより良い学習環境をつくります。	67
基本方針4 生涯にわたる市民の学びや文化芸術活動を目指した学習環境をつくります。	75
基本方針5 生涯にわたる市民のスポーツ活動の活性化を目指したスポーツ環境をつくります。	93

### 第5章 計画の推進

---

1 推進体制	110
2 協働による計画の推進	110
3 進行管理	110

### 資料集

---

1 策定経緯	112
2 小美玉市教育振興基本計画審議会	114
3 小美玉市教育振興基本計画等策定委員会	116
4 諮問書	118
5 答申書	118
6 参考資料	119

※本計画の表記では、基本的に「障がい」「子ども」を使用します。例外として固有名詞及び出典元で使用している場合は、「障害」「子供」の表記としています。

※本計画に関連する法令・条例等の改正があった時は、改正後の条項に読み替えるものとします。



.....

◆ 第 1 章 策定方針

.....



# 1 計画策定の目的

小美玉市教育振興基本計画は、「教育基本法」に基づき、本市における教育の基本方針を定め、計画的かつ効率的な教育行政に資することを目的としています。

平成30年3月に策定した本計画は、計画期間の中間年度を迎えることから、この間の社会情勢の変化や新たな課題に対応するため、改定を行いました。

改定にあたっては、本市の最上位計画である「小美玉市総合計画」や「小美玉市教育大綱」と整合を図りつつ、本計画と連携しながら策定した「小美玉市生涯学習推進計画」や「小美玉市スポーツ推進計画」についても、必要に応じて見直しを図りました。

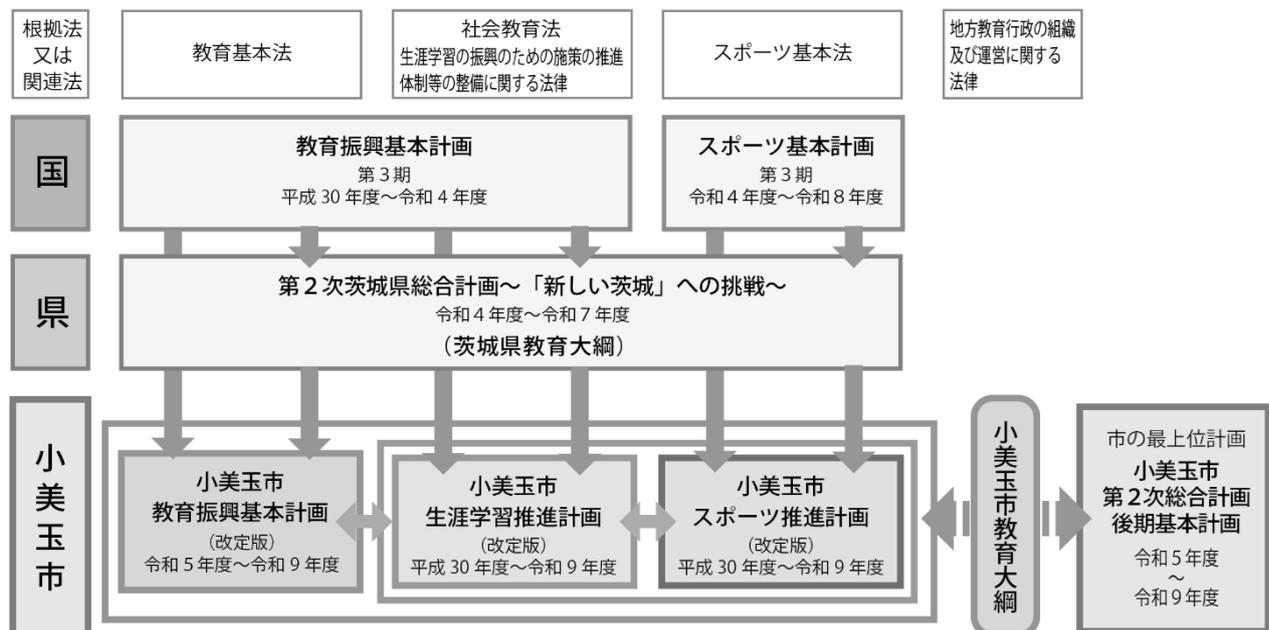
# 2 計画の期間

小美玉市教育振興基本計画は、平成30年度から令和9年度までの10年間を計画期間としていますが、5年での中間見直しを行い、令和5年度から令和9年度までの改定版を策定しました。



# 3 計画の位置づけ

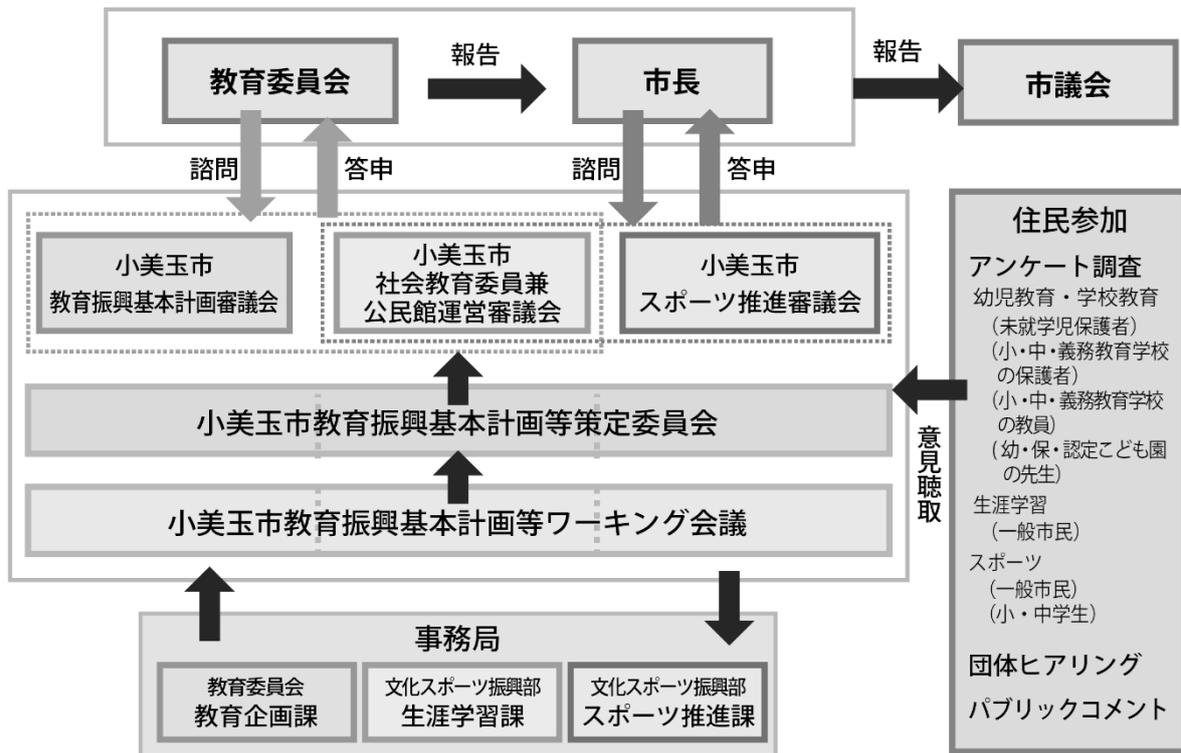
小美玉市教育振興基本計画(改定版)は、「教育振興基本計画(第3期) 文部科学省」、「第2次茨城県総合計画」Ⅲ 新しい人財育成(教育政策)の内容を踏まえ、「小美玉市第2次総合計画 後期基本計画」及び「小美玉市教育大綱」と整合を図りました。



## 4 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、教育長と関係部長で構成する「小美玉市教育振興基本計画等策定委員会」及び関係各課職員で構成する「小美玉市教育振興基本計画等ワーキング会議」により市内の調整を図り、審議会において審議を進めました。

また、住民参加としてアンケート調査、団体ヒアリング、パブリックコメントを実施し、意見を聴取して本計画へ反映させました。



## 5 計画策定にあたっての基本的考え方

- 本市の教育行政全般の振興に係る総合的な指針となる計画として策定します。
- 「第3期教育振興基本計画(文部科学省)」及び「中央教育審議会(文部科学省)」の答申、「第2次茨城県総合計画 Ⅲ 新しい人財育成(茨城県)」及び「学校教育指導方針(茨城県)」等を参照した計画とします。
- 本市の教育の現状、本市を取り巻く社会状況、児童生徒等保護者のニーズを踏まえ、本市の実情に合わせた計画を策定します。
- Society5.0\*1時代を生きる子供たちに必要不可欠な教育のデジタル化にソフト・ハード両面で取り組む計画とします。
- 教育現場におけるSDGs(目標4 質の高い教育をみんなに)への取組を計画に盛り込みます。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく「教育大綱」と教育基本法に基づく本計画の「計画の基本方針」の整合を図りながら、改定するものとします。

## 6 計画とSDGsの関係

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とした国際目標です。

17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っており、普遍的なものとして全ての国で取組が進められており、本市においても、SDGsに積極的に取り組んでいるところです。

本計画においては、施策体系の大きな柱である基本方針とSDGsとの関連を明らかにし、SDGsの目標を踏まえて小美玉市の教育施策を推進していきます。

### ■本計画が目指すべき主なゴール



\* 1 Society 5.0: 狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く、新たな社会を指すもので、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)。



.....

**第2章 教育を取り巻く概況**

.....



# 1 教育政策をめぐる動き

## (1) 自然災害の増加と感染症の流行

近年全国的に、気象災害、地震災害など様々な自然災害による被害が発生しています。

また、令和2年には新型コロナウイルス感染症が世界的な大流行となり、首都圏をはじめ各地で緊急事態宣言が発出される等、社会経済だけでなく日常生活にも大きな影響を及ぼしています。学校等の臨時休校をはじめ、各文化施設や地域の公民館の休館やイベントの自粛などの措置が取られてきました。授業の再開後も、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減させるべく、様々な対策を講じながら教育活動を継続しています。

これらのことは、以前は当たり前とされた概念が覆され、私たちは日常生活とリスクの軽減を両立し、「新しい生活様式」に迅速かつ柔軟に対応しなければなりません。経済活動やコミュニティ活動の維持をはじめ、子供たちの健やかな学びの確保など、危機に直面する中でもさまざまな工夫を凝らしながら社会生活を送ることができるよう環境を整える必要があります。

## (2) 中央教育審議会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

中央教育審議会では、文部科学大臣の諮問に応じて教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に関する重要事項を調査審議しています。

令和3年1月26日に答申された『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)』では、これまでの日本型教育の成果や課題、新たな動きを踏まえ、必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」の実現を目指すことが示されています。

### ■「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(答申)の概要

#### 1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力

##### 【社会背景】

- 社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来
- 新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」
- 社会全体のデジタル化・オンライン化、DX\*<sup>1</sup>加速の必要性

##### 【子供たちに育むべき資質・能力】

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要。

これらの資質・能力を育むため、新学習指導要領の着実な実施と、これからの学校教育を支える基盤的なツールとして、ICTの活用が不可欠。

\* 1 DX: デジタルトランスフォーメーション(Digital TransForma-tion)の略。スウェーデンの大学教授のエリック・ストルターマンが提唱した概念であり、ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることとされている。

## 2. 日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて

【日本型学校教育とは】子どもたちの知・徳・体を一体で育む学校教育

「学習機会と学力の保障」「全人的な発達・成長の保障」「身体的・精神的な健康の保障」

【成果】

国際的にトップクラスの学力、学力の地域差の縮小、規範意識・道徳心の高さ

【今日の学校教育が直面している課題】

子供たちの多様化、情報化への対応の遅れ、生徒の学習意欲の低下、少子化・人口減少の影響、教師の長時間労働、感染症への対応

【新しい動き】

新学習指導要領の着実な実施、学校における働き方改革、GIGAスクール構想

▼  
「日本型学校教育」の良さを受け継ぎ、更に発展させる新しい時代の学校教育の実現

## 3. 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」を目指し、以下の実現すべき姿が示されている。

◎子供の学び

- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」が一体的に充実されている
- ・各学校段階において、それぞれ目指す学びの姿が実現されている

◎教職員の姿

- ・環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続けている
- ・子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている
- ・子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力を備えている

◎子供の学びや教職員を支える環境

- ・ICT環境の整備により全国の学校で指導・支援の充実、校務の効率化等がなされている
- ・新しい時代の学びを支える学校教育の環境が整備されている
- ・人口減少地域においても魅力的な教育環境が実現されている

なお、子供の学びでは、ICTの活用や少人数指導などの「個別最適な学び」と複数の子供たちが一緒に学び、探究的学習を行う「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげることにより、子供の資質・能力の育成へとつなげる。

## 4. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

<改革に向けた6つの方向性>

- (1) 学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する
- (2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する
- (3) これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する
- (4) 履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる
- (5) 感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する
- (6) 社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現する

## 5. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けたICTの活用に関する基本的な考え方

○学校教育の質の向上に向けたICTの活用

- ・ICTを主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、今までできなかった学習活動の実施や家庭など学校外での学びを充実する

- ・特別な支援が必要な児童生徒へのきめ細かな支援や、個々の才能を伸ばす高度な学びの機会の提供など、児童生徒一人一人に寄り添った指導を行う
- ICTの活用に向けた教師の資質・能力の向上
  - ・教員養成・研修全体を通じ、教師が必要な資質・能力を身に付けられる環境を実現する
  - ・教員養成大学・学部は新たな時代に対応した教員養成モデルの構築や、不断の授業改善に取り組む教師のネットワークの中核としての役割を果たす
- ICT環境整備の在り方
  - ・GIGAスクール構想により配備される端末は、クラウドにアクセスし、各種サービスを活用することを前提
  - ・各学校段階(小・中・高)における一人一台端末環境の実現と、端末の家庭への持ち帰りが望まれる

### (3) 教育再生の必要性 (教育再生実行会議)

教育再生実行会議は、21世紀の日本にふさわしい教育体制の構築に向けて教育改革を推進するため、平成25年1月から内閣総理大臣が開催しているものです。同会議では、令和3年6月までに十二次にわたる提言を行いました。

これらの提言を受け、既にいじめ防止、教育委員会改革、大学ガバナンス改革及び教育研究力の強化、義務教育学校の制度化、専門職大学の制度化等について法改正等がなされるなど、様々な施策が実施に移されました。

直近の第十二次提言「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」では、ニューノーマル\*1における教育の姿として、一人一人の多様な幸せと社会全体の幸せ(ウェルビーイング)の実現に向けて、教育のデジタル化を進め、データ駆動型の教育に転換することが目指されています。具体的には、初等中等教育における学びの変革の推進や少人数によるきめ細かな指導体制等の整備と教師の質の向上、高等教育における遠隔・オンライン教育の推進や新たな国際戦略などが提言されています。また、大学等における入学・卒業時期の多様化の推進のほか、データによる政策立案と基盤整備などが提言されています。

第十二次提言(令和3(2021)年 6月)	ポストコロナ期における新たな学びの在り方について
第十一次提言(令和元(2019)年 5月)	技術の進展に応じた教育の革新、新時代に対応した高等学校改革について
第十次提言(平成 29(2017)年 6月)	自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上

\*1 ニューノーマル:「New(新しい)」と「Normal(常態)」を掛け合わせたことば。近年では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて変化した、新しい生活様式や働き方などのことを指すことばとして用いられている。

## (4) 学習指導要領の改訂・実施

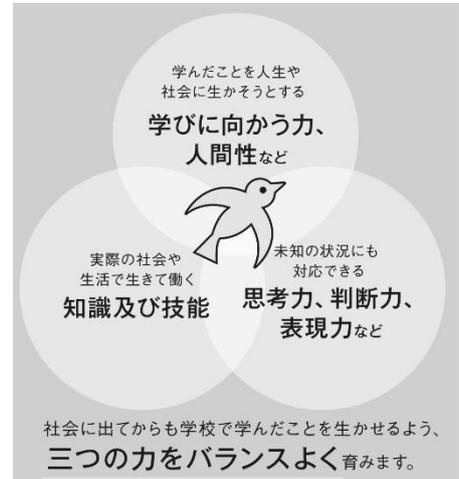
グローバル化やAI(人工知能)などの技術革新が急速に進展し、今後の予測困難な時代に子供たちが自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動し、よりよい社会や人生を切り拓いていく力が求められます。子供たちがそのような「生きる力」を育むために、学習指導要領が約10年ぶりに改訂されました。

平成30年度より幼稚園から順に実施され、令和2年度に小学校、令和3年度に中学校、令和4年度には高等学校で実施され、特別支援学校についても小・中・高等学校学習指導要領に合わせて実施されています。

新しい学習指導要領では、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力など」「学びに向かう力、人間性など」の3つの柱からなる「資質・能力」を総合的にバランスよく育てていくことを目指しています。

具体的な内容としては、小学校中学年からの「外国語教育」の導入や、小学校における「プログラミング教育」を必修化するなど社会の変化を見据えた新たな学びへと進化しています。

### ■新しい学習指導要領の3つの柱



出典:「新学習指導要領リーフレット」  
(文部科学省)

## (5) 子供たちの学力・学習状況

子供たちの学力・学習状況を調査するため、我が国では「全国学力・学習状況調査」を実施するとともに、「国際数学・理科教育動向調査(TIMSS:ティムズ)」「OECD生徒の学習到達度調査(PISA:ピザ)」に参加しています。

### 1) 「全国学力・学習状況調査」

「全国学力・学習状況調査」は、平成19年度から毎年4月に、全国の小学校6年生と中学校3年生の児童生徒の学力状況などを把握するため実施しています。(令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し実施を見送り。令和3年度は、5月に実施。)教科は国語と算数・数学で、平成24年度、27年度及び30年度調査では理科、平成31年度(令和元年度)調査では中学校で英語を実施しました。また、教科に関する調査だけでなく、児童生徒の生活習慣や学習環境、学校の指導方法等に関する質問紙調査も行っています。

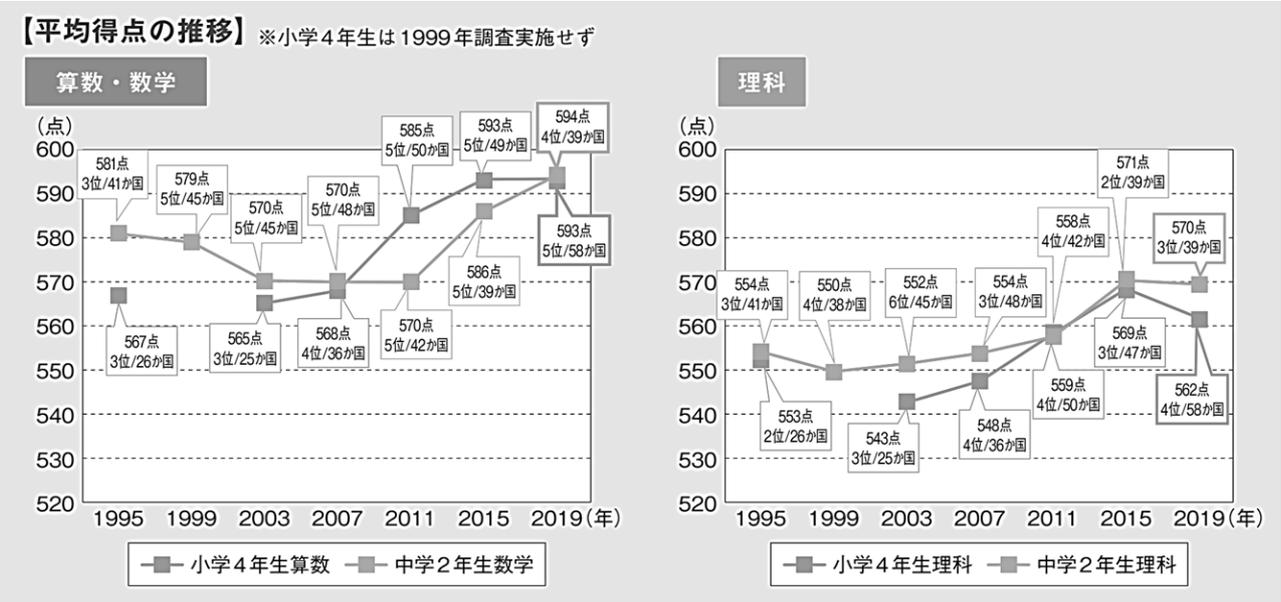
### 2) 国際数学・理科教育動向調査(TIMSS:ティムズ)

国際教育到達度評価学会(IEA)では、小学校4年生、中学校2年生を対象とし、初等中等教育段階における児童生徒の算数・数学と理科の教育到達度を測定し、学校のカリキュラムで学んだ基本的な知識や技能がどの程度習得されているかを評価するため、「国際数学・理科教育動向調査(TIMSS)」を4年ごとに実施しています。

平成31年調査には、小学校58か国・地域、中学校は39か国・地域が参加し、我が国では、IEAの設定した基準に従い、小学校4年生約4,200人、中学校2年生約4,400人が参加しました。教科調査について、日本は、前回調査と比べ、小学校理科の平均得点が有意に低下しているものの、中学校数学の平均得点は有意に上昇しており、国際的に見て引き続き上位に位置していることが明らかになりました。質問紙調査について、算数・数学、理科の「勉強は楽しい」と答えた児童生徒の割合は、前回調査と比べ、小学校・中学校いずれも増加していますが、小学校理科以外ではその割合が国際平均を下回っているなどの課題もあります。文部科学省では、児童生徒の学力・学習意欲のさらなる向上に向け、新学習指導要領に基づく主体的・対

話的で深い学びの視点からの授業改善や、理数教育の充実、情報活用能力の育成のための指導の充実等に取り組んでいくこととしています。

■TIMSS 平均得点及び順位の推移



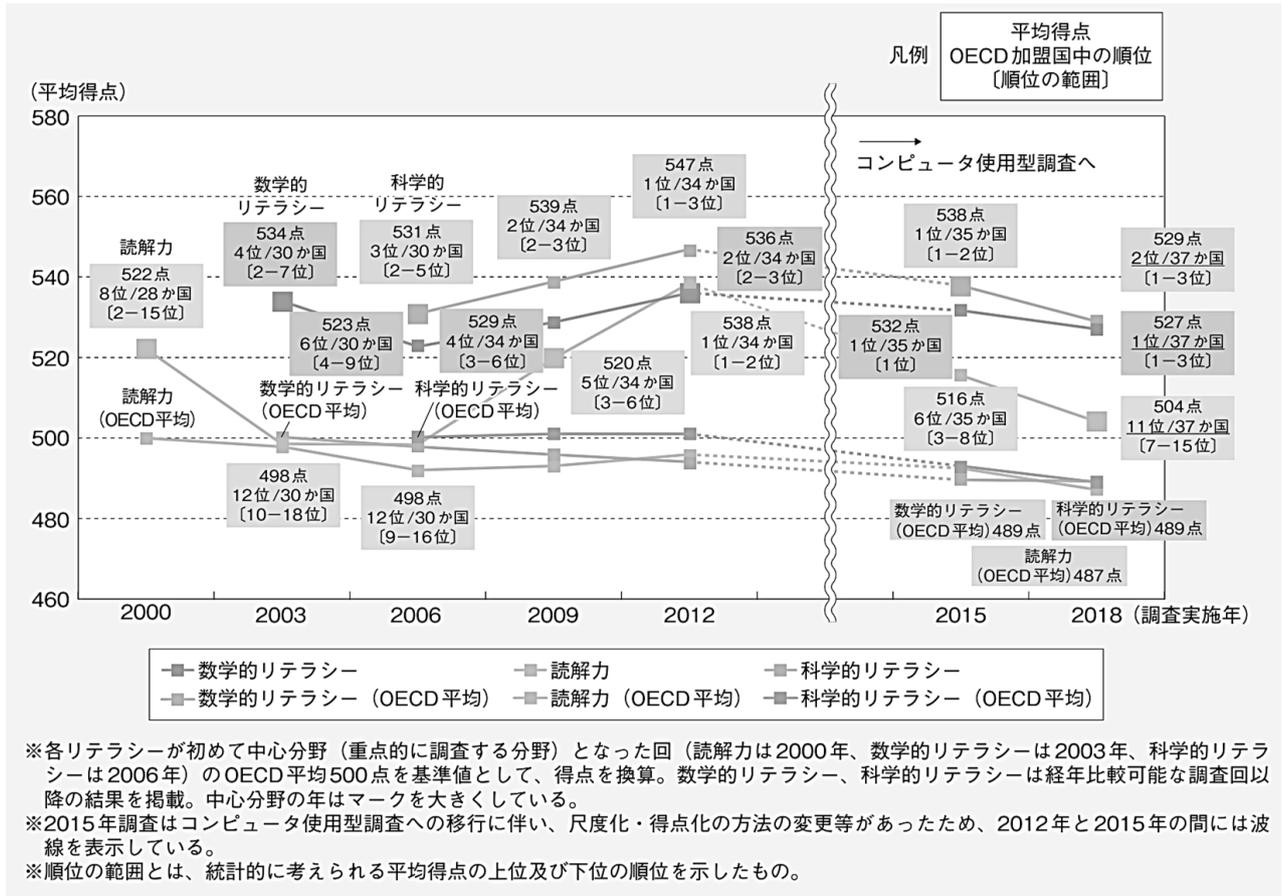
出典:「文部科学白書 令和2年度」(文部科学省)

3) OECD 生徒の学習到達度調査 (PISA : ピザ)

OECD(経済協力開発機構)では、義務教育修了段階の15歳児(日本は高等学校1年生)が、自らの知識や技能を実生活の様々な場面で直面する課題にどの程度活用できるかを評価するため、「生徒の学習到達度調査(PISA)」を実施しています。

調査は、平成12年から3年ごとに読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの3分野について行われており、平成27年からは、筆記型調査からコンピュータ使用型調査へ移行しました。平成30年からは、日本は、数学的リテラシー及び科学的リテラシーにおいて、国際的に見ると前回調査に引き続き、平均得点が高い上位グループに位置していることが分かりました。一方、読解力は、OECD平均よりも高得点のグループに位置していますが、前回調査と比較すると、平均得点が有意に低下しています。読解力の問題で、日本の生徒の正答率が比較的 low だった問題には、テキストから情報を探し出す問題や、テキストの質と信憑性を評価する問題などがありました。また、生徒のICTの活用状況については、日本は、学校の授業でのデジタル機器の利用時間が短く、OECD加盟国中最下位でした。文部科学省では、PISAにおける課題に対応した新学習指導要領を着実に実施し、読解力等の言語能力や情報活用能力の確実な育成を図るとともに、GIGAスクール構想により学校ICT環境整備の加速化に向けた取組などを推進しています。

## ■PISA 平均得点及び順位の推移



出典：「文部科学白書 令和2年度」(文部科学省)

## （6）学校における働き方改革の推進

教職員に対する多様な期待は、長時間勤務という形で表れており、教員勤務実態調査(平成28年度)の集計でも、看過できない教師の勤務実態が明らかとなりました。教育を支える教師の長時間勤務の是正は待ったなしであり、意欲と能力のある人材が教師を志さなくなり、我が国の学校教育の水準が低下することは、子供たちにとっても、我が国や社会にとってもあってはならないことです。

こうしたことを踏まえ、平成31年1月に中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」が取りまとめられました。この答申も踏まえ、国は教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うためにも、教職員定数の改善をはじめ、スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員に外部人材の活用などの条件整備にも学校における働き方改革に取り組んでいます。

■「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」の概要

公立学校における働き方改革の推進

学校における働き方改革は、特効薬のない総力戦であるため、国・教育委員会・学校それぞれの立場において、取組を着実に推進し、教師が教師でなければできないことに全力投球できる環境整備が必要

文部科学省	<p>●勤務に係る制度（給特法）改正</p> <p>①公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの「指針」への格上げ</p> <p>②休日の「まとめ取り」のため、1年単位の変形労働時間制を地方公共団体の判断により条例で選択的に活用可能に</p> <p>●学校や教育委員会からの国への要望を踏まえた各取組の推進</p>	<p>●教員免許更新制度の検証</p> <p>・教員免許更新制や研修を巡る制度に関して包括的な検証を進め、その結果に基づき、必要な見直しを実施</p>
	<p>●教職員定数の改善</p> <p>・40年ぶりに小学校の学級編制の標準を40人から35人へ引き下げ</p>	<p>●ICT環境整備の支援</p> <p>・GIGAスクール構想「1人1台端末環境整備」の前倒しの実現</p> <p>・ICT活用により、教員の表簿・指導要録等の作成業務や授業準備に係る負担軽減等に寄与</p>
	<p>●教科担任制の推進</p> <p>・令和4年度目途に小学校高学年からの教科担任制を導入</p> <p>・対象教科、学校規模等に応じた教職員配置の在り方など、専門的・技術的な検討を実施</p>	<p>●学校向け調査の削減</p> <p>・スクラップ&amp;ビルドの観点から学校向け調査等の実施について随時精査を実施</p> <p>・統計に必要なデータの電子化・標準化を実施予定</p>
	<p>●外部人材の配置支援</p> <p>・スクール・サポート・スタッフ、学習指導員、部活動指導員等の予算規模の拡充</p> <p>・GIGAスクールサポーターの活用促進</p> <p>・教育行政に係る法務相談体制の整備（地方財政措置）</p>	<p>●全国学力・学習状況調査のCBT化</p> <p>・CBT化検討WG「中間まとめ」を踏まえ、さらに個別の論点について検討中</p> <p>・CBT化に向けて、令和3年度から、小規模からの試行・検証を実施予定</p>
	<p>●部活動の見直し</p> <p>・令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、令和3年度から全国各地の拠点校（地域）において実践研究を実施し、その成果を全国展開</p>	
	<p>●自治体や学校における改革サイクルの確立</p> <p>・「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」を実施し、全国の各教育委員会の取組状況を可視化、市町村別結果公表・好事例の全国展開</p>	
教育委員会	<p>●勤務時間の客観的な把握の徹底</p> <p>労安衛法により義務付けられているICカードやタイムカード等の記録による客観的な方法での勤務実態の把握の徹底するための環境整備の推進</p>	<p>●各取組の推進</p> <p>（例）上限指針を踏まえた条例・規則制定、働き方改革の方針策定、学校閉庁日、留守番電話設定、外部人材の配置、校務支援システムの導入、調査・統計業務の削減等</p> <p>●スクラップ&amp;ビルドを原則とした施策推進</p> <p>●学校運営協議会制度の導入や地域学校協働本部の整備を推進</p>
	<p>●業務の見直し・削減</p> <p>学校の伝統として続いているが、必ずしも適切と見えない又は本来は家庭や地域社会が担うべき業務を削減</p>	<p>●地域・保護者等との連携</p> <p>コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を活用し、保護者や地域住民等との教育目標を共有しながら、適切な役割分担を進める</p>
学校		

出典：「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（文部科学省）より作成

（7）幼児教育の重要性を踏まえた取組

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、義務教育の基礎をつくる非常に重要な時期です。共働き家庭の増加に伴い保育所や学童保育の待機児童が増加しており、親の就労の有無にかかわらず、すべての子どもが等しく質の高い教育を受けることが求められています。

このような状況に対応するため、我が国において幼児期の教育・保育の在り方を見直した子ども・子育て支援新制度が平成27年度から始まり、幼児教育は幼稚園、保育所、認定こども園が幼児教育の中核として役割を担っています。

「幼稚園教育要領」（平成29年3月公示・30年4月実施）では、幼稚園教育において育みたい資質・能力の明確化や、5歳児修了時までに育ってほしい具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として明確化するとともに、小学校と共有することにより幼小接続を推進することが示されています。なお、これと同時に「保育所保育指針」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」についても改定されおり、幼稚園

教育要領との一層の整合性を確保することとされています。

具体的な取組としては、子供たちに質の高い幼児教育の機会を保障するため、令和元年度から幼児教育・保育(3～5歳児)の無償化が実施されています。

## (8) いじめ・不登校への対応

いじめ問題については、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が成立したことを受け、文部科学省では、同年10月に「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定しました。平成28年度には、「いじめ防止対策協議会」において法の施行状況の検証結果を踏まえ、国の基本方針の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定を行うとともに、平成30年度においては、同協議会の議論を踏まえ、「いじめ対策に係る事例集」を作成しました。

不登校については、平成28年12月に、不登校児童生徒が学校以外の場で行う多様で適切な学習活動の重要性や、個々の不登校児童生徒の休養の必要性等を規定した、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、不登校児童生徒への支援について、初めて体系的に法律で規定されました。同法に基づき、文部科学省では、29年3月に不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針として、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」を策定しました。

令和元年10月には、これまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、まとめた「不登校児童生徒への支援の在り方について」を発出しました。

### ■「不登校児童生徒への支援の在り方について」記載事項

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方	(1) 支援の視点 (2) 学校教育の意義・役割 (3) 不登校の理由に応じた働き掛けや関わりの重要性 (4) 家庭への支援
2 学校等の取組の充実	(1) 「児童生徒理解・支援シート」を活用した組織的・計画的支援 (2) 不登校が生じないような学校づくり (3) 不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実 (4) 不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保 (5) 中学校等卒業後の支援
3 教育委員会の取組の充実	(1) 不登校や長期欠席の早期把握と取組 (2) 学校等の取組を支援するための教育条件等の整備等 (3) 教育支援センターの整備充実及び活用 (4) 訪問型支援など保護者への支援の充実 (5) 民間施設との連携協力のための情報収集・提供等

## (9) 帰国児童生徒・外国人の子供等に対する教育の充実

国際化の進展に伴って国境を超えた人の移動が増加する中、帰国・外国人児童生徒等に対する支援がより一層重要となっています。

帰国児童生徒については、国内の学校生活への円滑な適応を図るだけでなく、児童生徒の特性の伸長・活用など、海外における学習・生活体験を尊重した教育を推進することが重要です。また、外国人の子供たちについては、将来にわたって日本に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提とし、教育機会の確保・保障に向けた就学促進や日本語指導をはじめとした指導体制の充実等を図ることが重要です。

なお、外国人児童生徒等教育の充実に関しては、中央教育審議会における、新しい時代の初等中等教育の在り方についての議論において検討がなされ、令和3年1月26日に取りまとめられた答申『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～において、「増加する外国人児童生徒等への教育の在り方」が盛り込まれました。

■『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～ 「5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について」の概要

- (1)基本的な考え方
- ・外国人の子供たちが共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、関連施策の制度設計を行うことが必要
  - ・キャリア教育や相談支援の包括的提供、母語・母文化の学びに対する支援が必要
  - ・日本人の子供を含め、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる取組
- (2)指導体制の確保・充実  
(日本語指導のための教師等の確保、学校における日本語指導の体制構築、地域の関係機関との連携)
- (3)教師等の指導力の向上、支援環境の改善  
(教師等に対する研修機会の充実、教員養成段階における学びの場の提供、日本語能力の評価、指導方法・指導教材の活用・開発)
- (4)就学状況の把握、就学促進
- (5)中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実
- (6)異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援

## (10) 学校における医療的ケア児への支援

近年、学校に在籍する日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが必要不可欠である児童生徒等(以下「医療的ケア児」という。)は年々増加するとともに、人工呼吸器による呼吸管理等を必要とする医療的ケア児が学校に通うようになるなど、医療的ケア児を取り巻く環境が変わりつつあります。

このような状況を踏まえ、文部科学省においては、「学校における医療的ケアの今後の対応について(平成31年3月20日付け30文科初第1769号初等中等教育局長通知)」により、小学校等を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について各教育委員会等に示し、実施体制の整備を促すとともに、学校への看護師等の配置に係る経費の一部を補助するなど、その支援に努めてきたところです。

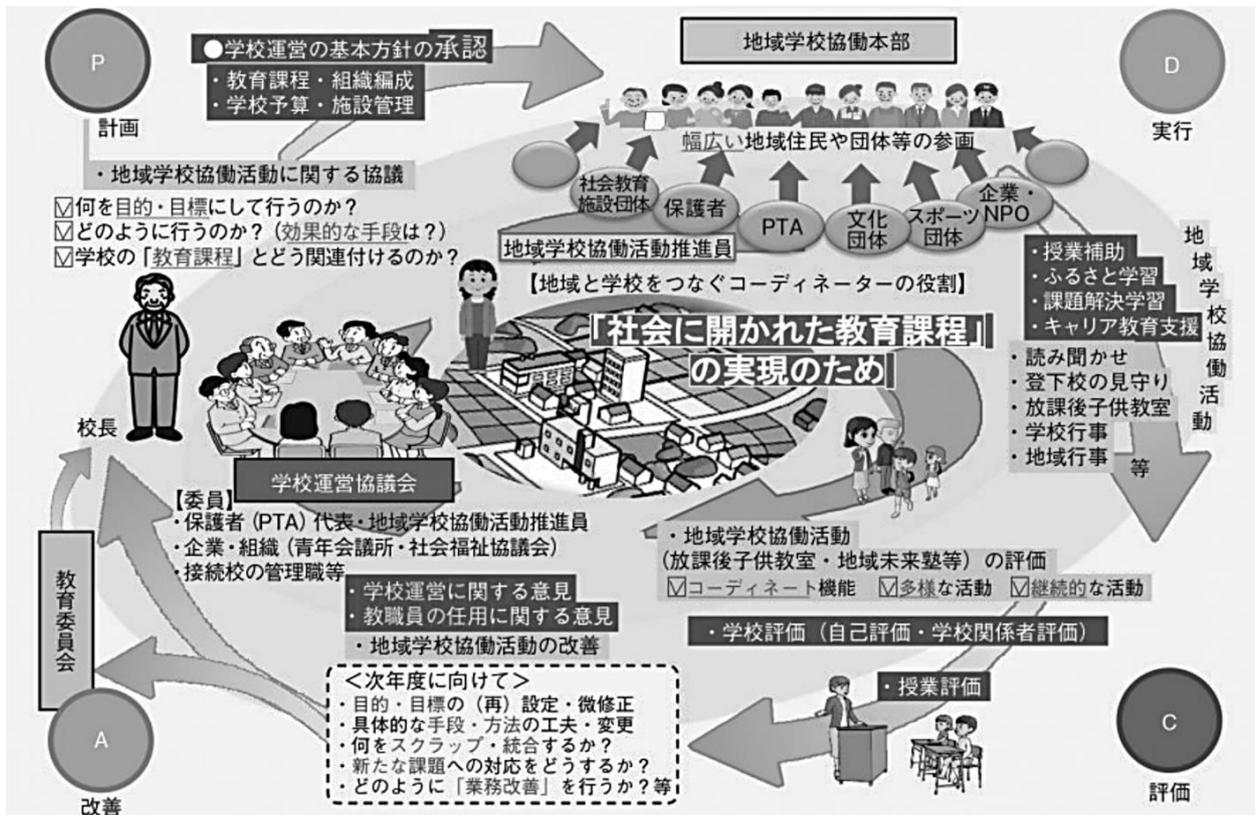
また、令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立し、これを受け文部科学省では、小学校等における医療的ケアに関する基本的な考え方を改めて整理し、医療的ケア児に必要な医療的ケアの内容を把握するとともに、小学校等や教育委員会等における具体的な医療的ケアに関する体制の整備等の参考となる「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」を作成しています。

## (11) 社会全体で子供たちの学びを支援する取組の推進

### 1) 地域と学校の連携・協働のための仕組み

社会総掛かりでの教育の実現を図る上で、学校は、地域社会の中でその役割を果たし、地域とともに発展していくことが重要です。このため、文部科学省では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」の導入を推進しており、全ての公立学校に学校運営協議会が設置されることを目指しています。また、「社会教育法」に基づき、幅広い地域住民等の参画により地域全体で子供たちの学びや成長を支える様々な活動である「地域学校協働活動」を推進しており、全ての小中学校区において地域学校協働活動が実施されることを目指しています。新学習指導要領の理念である「社会に開かれた教育課程」の実現に向けては、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進することにより、学校と保護者や地域住民等とが教育課程に関する情報や課題・目標を共有するとともに、学校教育を学校内に閉じずに、地域の人的・物的資源を活用しながら授業等を実施するといったことが可能となります。

■「社会に開かれた教育課程」の実現のためのコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進の概要



出典:「文部科学白書 令和2年度」(文部科学省)

2) 地域と学校の連携・協働の現状

令和2年7月1日現在において、コミュニティ・スクールを導入している学校数は46都道府県内9,788校となっています。小・中学校、義務教育学校数で見ると、全体の30.7%(8,681校)がコミュニティ・スクールを導入しています。また、地域学校協働本部は1万878本部が整備され、カバーする小・中学校、義務教育学校数は、1万7,066校となっています。地域学校協働活動の一環として、地域住民等の協力を得て子供たちに学習・体験活動等を提供する「放課後子供教室」は1万8,031教室が実施されています。

(12) 障害のある子供一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進

現在、特別支援学校の在籍者数(幼稚部・小学部・中学部・高等部)は約14.5万人(令和2年5月1日現在)、特別支援学級の在籍者数(小・中学校)は約30.2万人(令和2年5月1日現在)、通級による指導を受けている児童生徒数(小学校・中学校・高等学校)は約13.4万人(令和元年5月1日現在)となっています。

令和3年1月には、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」が取りまとめられ、今後の特別支援教育の方向性が改めて示されたところです。報告では、特別支援学校設置基準の策定の必要性や、障害のある子供の就学相談や学びの場の検討等の参考資料である「教育支援資料」の内容の充実、特別支援学校の教職課程の見直しやコアカリキュラムの策定の必要性等が提言されており、こうした報告も踏まえ、文部科学省内で必要な検討を進めています。

## (13) 「持続可能な開発目標 (SDGs)」と「持続可能な開発のための教育 (ESD)」

持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals(以下、「SDGs」))は2015年の国連サミットにおいて提唱された「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。17の目標と169のターゲットから構成され、目標4に【教育】「全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。」が掲げられています。

これは2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにすることです。

持続可能な開発のための教育(Education for Sustainable Development(以下、「ESD」))は、2002年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」で我が国が提唱した考え方であり、同年の第57回国連総会で採択された国際枠組み「国連持続可能な開発のための教育の10年」(2005-2014年)や2013年の第37回ユネスコ総会で採択された「持続可能な開発のための教育(ESD)に関するグローバル・アクション・プログラム(GAP)」(2015-2019年)に基づき、ユネスコを主導機関として国際的に取り組まれてきました。

### 1) ESD とは

今、世界には気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等人類の開発活動に起因する様々な問題があります。ESDとは、これらの現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組む(think globally、act locally)ことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動です。つまり、ESDは持続可能な社会の創り手を育む教育です。

また、ESDはSDGsのターゲットの1つとして位置付けられているだけでなく、17全ての目標の実現に寄与するものであるとされています。持続可能な社会の創り手を育成するESDは、持続可能な開発目標を達成するために不可欠である質の高い教育の実現に貢献するものとされています。

### 2) 新学習指導要領や第3期教育振興基本計画における記載

ESDは、小学校から大学に至るまでの全ての教育段階において推進されており、新学習指導要領や第3期教育振興基本計画にもESDの目的である「持続可能な社会の創り手の育成」が掲げられています。

#### ■小中学校新学習指導要領（平成 29 年 3 月公示） 一部抜粋

##### 【小学校・中学校 総則】

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を開く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

出典：「学習指導要領における ESD 関連記述」(文部科学省ホームページより)

#### ■第3期教育振興基本計画（平成 30 年 6 月閣議決定） 一部抜粋

##### 第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する

<主として初等中等教育段階> 目標(2)豊かな心の育成

○持続可能な開発のための教育(ESD)の推進

我が国がESDの推進拠点として位置付けているユネスコスクールの活動の充実を図り、好事例を全国的に広く発信・共有する。また、地域の多様な関係者(学校、教育委員会、大学、企業、NPO、社会教育施設など)の協働により、ESDの実践・普及や学校間の交流を促進するとともに、ESDの深化を図る。これらの取組を通して、持続可能な社会づくりの担い手を育む。

出典：「第3期教育振興基本計画」文部科学省

## 2 生涯学習社会、文化芸術政策をめぐる動き

### (1) 生涯を通じた学習の支援

「人生100年時代」、「超スマート社会(Society5.0)」、「新型コロナウイルス感染症への対応」など、社会が劇的に変化する中、それぞれのキャリアや学びのニーズに応じ、仕事や生活で必要な知識や技術を生涯を通じて身に付けることが求められています。文部科学省では、国民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価され、それを生かして様々な分野で活動できるようにするための仕組みづくりなど、生涯学習社会の実現のための取組を進めています。

#### ◎社会人の学び直しの推進

社会の変化の激しい今後の時代においては、学校を卒業し、社会人となった後も、大学等で更に学びを重ね、新たな知識や技能、教養を身に付けることが必要です。また、出産や子育て等、女性のライフステージに対応した活躍支援や、若者の活躍促進等の観点からも、社会人の学び直し(リカレント教育)の推進がより一層求められています。

#### ◎障がい者の生涯を通じた学習の支援

障がいの有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現とともに、障がいのある人が生涯にわたり自らの可能性を追求でき、地域の一員として豊かな人生を送ることができる環境を整えていくことが求められています。

#### ◎多様な学習機会の提供

多様な学習機会を提供するため、BS放送(テレビ・ラジオ)やインターネット等を利用した放送大学の充実・整備や、大学・専修学校等での公開講座やセミナー、社会づくりや地域づくりの重要な担い手となる民間団体と行政の協働による取組の活性化、官民ネットワークの形成支援などが行われています。

### (2) 読書活動の推進

読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付ける上で欠かせないものです。文部科学省では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成30年4月20日閣議決定)を踏まえ、広く読書活動に対する国民の関心と理解を深めるため、学校や地域における読書活動を推進しているところです。地域における読書活動の推進では、図書館が「地域の知の拠点」として住民にとって利用しやすく、身近な施設となるための環境の整備を進めています。

なお、本市では令和3年度に「子ども読書活動推進計画」を策定しました。

### (3) 社会教育の振興

中央教育審議会は、文部科学大臣からの諮問を受け、平成30年12月に「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(答申)」について、第1部では、社会教育の意義・果たすべき役割を「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり」として明確にした上で、新たな社会教育の方向性を示し、これを踏まえた具体的方策として、学びへの参加のきっかけづくりの推進、多様な主体との連携・協働の推進、多様な人材の幅広い活用等テーマ別に整理しています。第2部では、今後の公民館等社会教育施設に求められる役割を整理しています。

また、上記答申を受け、第10期生涯学習分科会では、令和2年9月に「多様な主体の協働とICTの活用で、つながる生涯学習・社会教育～命を守り、誰一人として取り残さない社会の実現へ～」として、新しい時代の生涯学習・社会教育の広がりや充実に向け議論が進められ、以下の3つの基本的な考え方を示しています。

#### ◎新しい時代の学びの在り方

- ・多様な世代の人とつながり学び合うことによる共生社会の実現、新しい技術を活用した「オンラインによる学び」と「対面の学び」の組み合わせによる豊かな学びなど。

#### ◎「命を守る」生涯学習・社会教育

- ・自然災害や新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、若者から高齢者、外国人も含めた、「命を守る」ための防災等の知識の学びあいの機会の充実。

#### ◎学びを通じた地域づくり

- ・世代や地域の格差、経済的文化的格差等によって、必要な「学び」の機会が失われることがないよう、学びの活動をコーディネートする中核となる人材の重要性や、ICTなどを活用した学びの可能性。

### (4) 家庭教育支援の推進

共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化するとともに、児童虐待や不登校など子どもの育ちをめぐる課題も懸念されています。こうした中、子育てに関する様々な悩みや不安を抱えつつ、地域社会から孤立し、自ら学びや相談の場にアクセスすることが困難な家庭など、支援が届きにくい家庭も多くなっています。

文部科学省では、身近な地域で保護者が家庭教育に関する学習や相談ができる体制の整備や基本的な生活習慣づくりを推進しています。

### (5) 青少年の健やかな成長

平成25年1月に中央教育審議会から答申された「今後の青少年の体験活動の推進について」においては、学校・家庭・地域が連携して社会総ぐるみで人づくりの「原点」である体験活動の機会を意図的・計画的に創出していくことの必要性が提言されています。

文部科学省は、家庭や企業などに対して体験活動の重要性等について普及啓発を行うとともに学校・家庭・地域における体験活動を推進しています。

また、近年では、スマートフォンの普及によりインターネット接続が容易になり、青少年の生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪等が深刻な問題となっていることから、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」などに基づき、地域・民間団体・関係府省庁等が連携して、保護者及び青少年に対する啓発や教育活動を推進し、有害情報から守ることに取り組んでいます。

## (6) 文化芸術振興

我が国は、世界に誇るべき有形・無形の文化財を有し、地域に根付いた祭りや踊りなどの伝統文化があります。また多様な文化芸術活動が行われると同時に、日常においても稽古事や趣味などを通して様々な文化芸術体験が盛んに行われてきました。

他方では、少子高齢化やグローバル化の進展、情報通信技術の進展などの急激な社会変化によって、人材や活動の場の確保等文化芸術を支えてきた基盤がぜい弱化し、特に、分野によっては、後継者育成や適切な専門的人材の確保等が困難となっています。

令和3年に実施された2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、「東京2020大会」)は、我が国の文化芸術の価値を世界へ発信する機会であるとともに、文化芸術による新たな価値の創出を広く示し、これ以降の遺産(レガシー)が全国各地で創出されることを意識した施策の戦略的な展開が喫緊の課題となっています。

国においては、平成13年「文化芸術振興基本法」を制定し、平成29年には初めての改正がなされました。新しい文化芸術基本法では、文化芸術自体が固有の意義と価値を有するという基本法を前提とした上で、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野における施策を基本法の範囲に取り込むとともに、新たに政府による「文化芸術推進基本計画」の策定が位置付けられ、平成30年に第1期基本計画(平成30年3月6日閣議決定)が策定されたところです。

### ■「文化芸術推進基本計画」－文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる－(第1期)の概要

- 対象期間 平成30年度～平成34年度(2022年までの5年間)
- 中長期的な視点からの四つの目標(「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」)を明示
  - 目標1 文化芸術の創造・発展・継承と教育
  - 目標2 創造的で活力ある社会
  - 目標3 心豊かで多様性のある社会
  - 目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム
- 評価・検証サイクル(文化芸術政策のPDCAサイクル)を確立  
毎年度、文化GDPなど36の評価指標に基づき計画の進捗状況をフォローアップ。

## (7) 文化財の保存と継承

文化財は、国の歴史や文化の理解のため、欠くことのできない貴重な国民的財産であるとともに、地域づくりの核になるものとして、確実に次世代に継承していくことが求められます。

地域において長く守り伝えられてきた有形・無形の文化財は、地域の誇りであり、また観光振興に欠かせない貴重な資源でもあるため、文化財を活用し地域活性化につなげていくことが重要です。そのためには、文化財の保存・管理・修理に努める必要があります。また、人間の「わざ」そのものである音楽や工芸技術などの無形文化財の伝承や文化的な景観の適切な保存や活用を図る必要があります。

## 3 スポーツ政策をめぐる動き

### (1) スポーツ庁の設置とスポーツ基本計画

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、本章では東京2020大会)などの開催決定による我が国のスポーツへの機運の高まりや、スポーツによる健康寿命延伸の可能性など、スポーツを社会発展により一層活用する必要性が高まる中で、スポーツ施策を総合的に推進するため、平成27年10月1日に文部科学省の外局としてスポーツ庁が発足しました。

スポーツ庁は、平成23年制定の「スポーツ基本法」に掲げられた「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことはすべての人々の権利」を実現するため、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となってスポーツ立国を実現していく重要な指針として、令和3年4月に「第3期スポーツ基本計画」(以下、第3期計画)を策定しました。今後のスポーツの在り方を見据え、令和8年度までの5年間で取り組むべき12の施策(多様な主体におけるスポーツ機会創出、DX推進、健康増進、地方創生、共生社会実現、国際交流・協力など)や目標等を定めています。

第3期計画は、東京2020大会のスポーツ・レガシー<sup>\*1</sup>の発展に向けて、特に重点的に取り組むべき施策を示すとともに、新たな3つの視点である①スポーツを「つくる/はぐくむ」、②「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる、③スポーツに「誰もがアクセス」できる、を支える具体的な施策を示した計画となっています。

### (2) スポーツを通じた健康増進と取組

「スポーツ基本法」の前文には、「スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠」であると規定されており、我が国の健康医療費が増加傾向にある中、運動・スポーツに取り組む効果として、健康増進、健康寿命の延伸が注目されるようになってきています。

そのため、スポーツを通じた健康増進を重点的に推進し、運動・スポーツにより、健康寿命が平均寿命に限りなく近づくような社会の構築を目指すことが重要となっています。

#### 1) スポーツ参画人口の現状

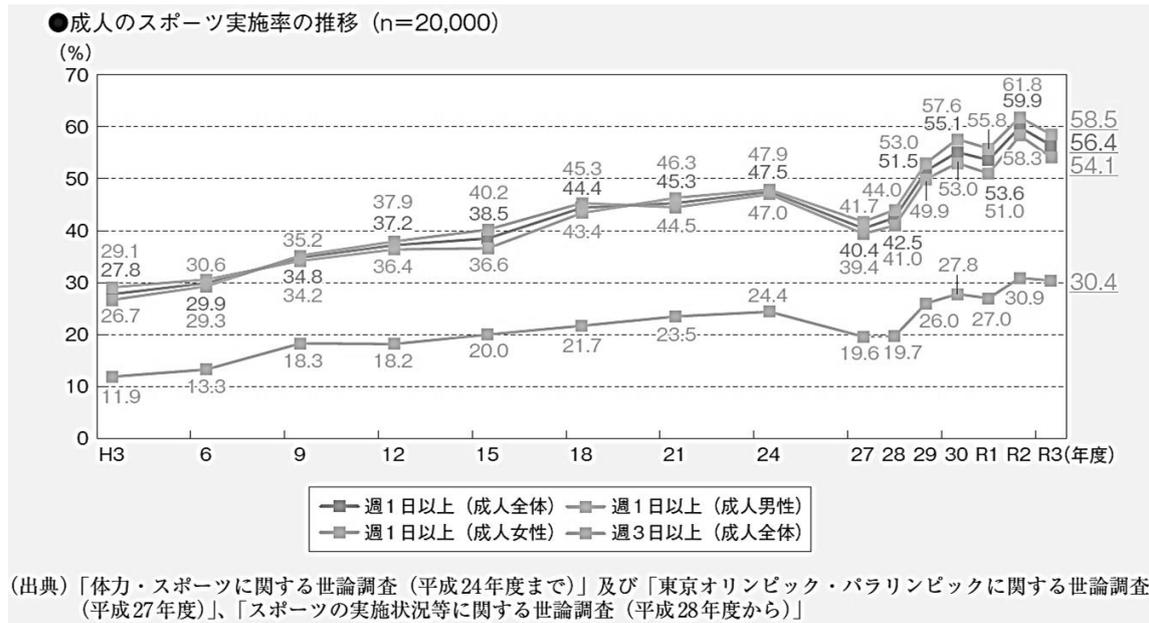
成人のスポーツへの参画状況について、第3期計画においては成人の週1回以上のスポーツ実施率を70%程度、また、1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上実施し、1年以上継続している運動習慣者の割合の増加を目指しています。

令和3年度の調査では、成人の週1回以上のスポーツ実施率は56.4%(男性が58.5%、女性54.1%)となっています。全ての年代層で前年度を下回っており、特に20代から50代の働く世代で実施が低くなっています。

スポーツをする理由としては、「健康のため」が76.2%と最も多く、「体力増進・維持のため」、「運動不足を感じるから」が続いています。逆に週に1回以上実施できない・直近1年に運動をしなかった理由としては、「仕事や家事が忙しいから」、「面倒くさいから」、「年をとったから」などが多く、「この1年間に1回もスポーツを実施しなかった」かつ「今後もするつもりがない」と回答した人が13.9%となっています。スポーツ庁は、これらの現状を踏まえながら、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行うことによって、スポーツ実施率の向上を目指しています。

<sup>\*1</sup> スポーツ・レガシー:レガシーとは社会遺産のことで、東京2020大会を通じて整備・構築されるインフラや技術、サービスをオリンピック・パラリンピックのためだけに活用するのではなく、その後も社会の資産として活用することを狙いとしました。

## ■成人スポーツ実施率の推移



出典:「文部科学白書 令和3年度」(文部科学省)

## 2) スポーツ実施率向上のための施策

### ①ライフステージ等に応じた施策

スポーツ庁は、スポーツ実施率調査の現状を踏まえながら、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行うことによって、スポーツ実施率の向上を目指しています。

平成30年9月には「スポーツ実施率向上のための行動計画」を策定し、国民全体を対象とした取組に加え、子ども・若者、ビジネスパーソン、高齢者、女性、障がい者といったターゲット毎の取組を挙げています。これらの取組等を通じ、一人でも多くの方がスポーツに親しむ社会の実現を目的としており、生活の中に自然とスポーツが取り込まれている「Sport in Life(スポーツ・イン・ライフ)」「生活の中にスポーツを」という姿を目指しています。

### ■スポーツ実施率向上のための行動計画 ターゲット毎の取組

<p>【子ども・若者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①運動遊びを通じて、楽しみながら自然と身体活動が行える取組を推進する。</li> <li>②親子で参加できるイベントの実施等に取り組む。</li> <li>③総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団の更なる活性化を図る。</li> <li>④日本版 NCAA の創設による大学スポーツの振興を通じて、スポーツを「する」人口の増加を図る。</li> </ul>	<p>【ビジネスパーソン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①気軽に取り組むことができるウォーキングや階段昇降等のスポーツの実施を促進する。</li> <li>②「FUN+WALK PROJECT」の更なる推進を図る。</li> <li>③「スポーツエールカンパニー」認定制度を推進する。</li> <li>④働き方改革や「プレミアムフライデー」といった取組とも連携して、従業員がスポーツに取り組みやすい環境を作る。</li> </ul>
<p>【高齢者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①無理なく実施できるスポーツ・レクリエーションプログラムの活用・普及を図る。</li> <li>②普段、高齢者と接する機会の多い、かかりつけ医や保健師等との連携を図り、スポーツへの誘引を図る。</li> <li>③地方自治体における「地方スポーツ推進計画」の策定や関係部署間の連携、まちづくり計画との連携を促す。</li> </ul>	<p>【女性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①スポーツ実施の促進のため、スポーツをしにくい要因を考慮したアプローチを進める。</li> <li>②無理なく体を動かせるプログラム開発や気軽にスポーツを実施できる環境整備を支援。</li> <li>③食べない・運動しないことによる痩せすぎ等も懸念されており、スポーツをすることの効果を出しつつ、「女性のスポーツ促進キャンペーン(仮称)」を実施する。</li> </ul>
<p>【障がい者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①自分と同じ障害を持つ人がスポーツを始めたきっかけなど、参考となるロールモデルを提示する。</li> <li>②散歩、ウォーキングなど、気軽なものもスポーツであるとの意識の浸透を図る。</li> <li>③「Special プロジェクト2020」の取組を推進する。</li> <li>④障がい者以外に対しても障がい者スポーツ種目の体験・理解の促進を図る。</li> </ul>	

## ②スポーツを実施するための環境整備

総合型地域スポーツクラブ\*<sup>1</sup>(以下、「総合型クラブ」)は、生涯スポーツ社会の実現に寄与するほか、地域の子どものスポーツ活動の場の提供、家族間のふれあい、世代間交流による青少年の健全育成、地域住民の健康維持・増進など、多様な効果が期待されています。

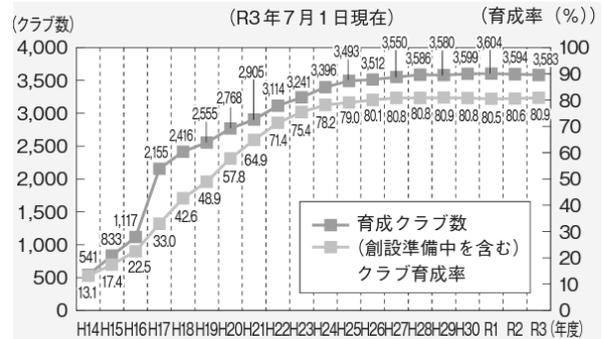
令和3年度では、全国の総合型クラブの育成数(創設準備中を含む)は、3,583クラブとなっており、クラブ育成率(全市区町村数に対する総合型クラブ

が育成されている市区町村数の割合)は80.9%と、全国各地域でスポーツを実施する環境の整備が進んでいます。

令和元年8月にスポーツ庁長官決定された「スポーツ実施率向上のための中長期的な施策」では、総合型クラブの質的充実を図ることとしており、令和4年度から質的向上を図るための総合型クラブの登録・認証制度の運用開始、当該制度を通じた総合型クラブの支援を担う都道府県体育・スポーツ協会(中間支援組織)の整備や、広報活動の推進などに取り組むこととしています。

また、地域のスポーツ推進活動を担うスポーツ推進委員との連携の活用促進についても課題となっており、総合型クラブなどの関係団体との連携の強化を図ることとしています。

■総合型地域スポーツクラブの設置状況



出典:「文部科学白書 令和3年度」(文部科学省)

## (3) 子どものスポーツ機会の充実

### 1) 子どもの体力・運動能力の現状

文部科学省では、昭和39年以来「体力・運動能力調査」を実施していますが、国民の体位の変化やスポーツ医・科学の進歩、高齢化の進展等の現状を踏まえ、平成10年度より「新体力テスト\*<sup>2</sup>」が導入されました。

「令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、令和3年度は令和元年度に比べ、体力テストの合計点が小・中学生の男女ともに低下しています。主な要因としては、令和元年度から指摘された①運動時間の減少、②学習以外のスクリーンタイム\*<sup>3</sup>の増加、③肥満である児童生徒の増加について、新型コロナウイルス感染症の影響によって更に拍車がかかったと考えられます。

### 2) 学校における体育・運動部活動の充実

#### ①学習指導要領の趣旨を踏まえた学校体育の充実

現行の学習指導要領に基づく学校体育の取組の中、運動やスポーツが好きな児童生徒の割合の高まり、健康の大切さへの認識や健康・安全に関する基礎的な内容が身に付いていることなどが見られます。他方で、運動する子どもとしない子どもの二極化傾向が見られること、社会の変化に伴う新たな健康課題に対応した教育が必要などの指摘があります。

これらを踏まえ、平成29年に改訂した小学校及び中学校学習指導要領、30年に改訂した高等学校学

\*1 総合型地域スポーツクラブ:地域の人々に年齢、興味・関心、技術・技能レベル等に応じた様々なスポーツ機会を提供する、多目的、多世代、多志向のスポーツクラブ。市内には小美玉スポーツクラブが設立。(令和3年度現在)。

\*2 新体力テスト:国民の体力・運動能力の現状を明らかにするとともに、結果を体育・スポーツ活動の指導と行政上の基礎資料として活用することを目的に、毎年実施している調査。

\*3 スクリーンタイム:平日1日当たりのテレビ、スマートフォン、ゲーム機等による映像の視聴時間。

習指導要領では、現行と同様に、小学校から高等学校までを見通した指導内容の系統化や明確化を図りつつ、さらに、体育については、スポーツとの多様な関わり方を楽しむことができるようにする観点から、運動に対する興味や関心を高め、技能の指導に偏ることなく、「する、みる、ささえる」に「知る」を加え、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」といった三つの資質・能力をバランスよく育むことができるように学習の過程を工夫し、充実を図ることとしています。

### ■体育・保健体育 指導内容の体系化

- ◆ 体育科・保健体育科では、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成
- ◆ 小学校から高等学校までの12年間の系統性、発達の段階を踏まえて、4年ごとのまとまりで指導内容を体系化
- ◆ 小学校から高等学校まで、体育科・保健体育科の授業を1週間で3時間程度実施

運動領域等	各種の運動の基礎を培う時期				多くの領域の学習を経験する時期				卒業後も運動やスポーツに多様な形で関わるができるようにする時期			
	小学校				中学校				高等学校			
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生	入学年次	次の年次	それ以降
	体づくりの運動遊び		体づくり運動		体づくり運動		体づくり運動		体づくり運動		体づくり運動	
	器械・器具を使った運動遊び		器械運動		器械運動		器械運動		器械運動		器械運動	
	走・跳の運動遊び		走・跳の運動		陸上運動		陸上競技		陸上競技		陸上競技	
	水遊び		水泳運動		水泳運動		水泳		水泳		水泳	
	表現リズム遊び		表現運動		表現運動		ダンス		ダンス		ダンス	
	ゲーム		ゲーム		ボール運動		球技		球技		球技	
							武道		武道		武道	
保健領域等	保健				保健				保健			
年間授業時数等	102時間	105時間	105時間	105時間	90時間	90時間	105時間	105時間	105時間	体育3年間で7～8単位 保健1単位 保健1単位		

〔必修〕 〔選択〕

出典：「文部科学白書 令和3年度」(文部科学省)

### ②運動部活動改革に向けた取組

運動部活動は教科活動とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や多様な生徒が活躍できる場である一方で、過度な練習が生徒の心身のバランスの取れた発達を妨げていることや、部活動の指導時間が教師の長時間勤務に繋がっていることが課題となっています。

このためスポーツ庁では、平成30年3月策定の「運動部活動の在り方に関する総合 第2部文教・科学技術施策の動向と展開 文部科学白書2020的なガイドライン」において、①活動時間と休養日の基準に沿った適切な部活動の実施、②短時間で効果的な指導の推進、③学校単位で参加する大会の見直しのための取組を進めるとともに、教師に代わって指導や大会への生徒の引率を行う部活動指導員の配置を促進しています。

また、令和2年9月には「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」を公表し、休日の部活動について、令和5年度から段階的に学校教育から切り離し、地域のスポーツ活動へ移行する方針を示しています。加えて、令和4年6月に取りまとめられた「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」では、令和5年度から令和7年度末までの3年間で改革集中期間と位置づけ、公立中学校等における運動部活動を対象に休日の運動部活動から段階的に地域移行するよう提言し、各都道府県で推進計画を策定し、それを元に各市町村が推進計画を規定するのが適当だとしています。

## (4) スポーツを通じた女性の活躍促進

女性のスポーツ参画については、中学生女子の運動習慣の二極化や若年層で低いスポーツ実施率、スポーツ指導者やスポーツ団体の役員における女性の割合の低さ、競技スポーツにおける女性特有の課題への対応など、様々な検討すべき課題があります。

政府は、あらゆる分野における女性の参画拡大を重要な課題としており、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」(令和2年12月25日閣議決定)においても、スポーツ分野における男女共同参画の推進が位置付けられています。

第3期計画においても、施策目標として、「女性のニーズや健康課題の解決が見込まれるスポーツについて普及啓発を行うとともに、環境整備を促進し、女性のスポーツ実施率の向上を目指す」など女性のスポーツにおいて複数の目標が掲げられています。

## (5) 障がい者スポーツの振興

### 1) 障がい者スポーツの環境の整備

「スポーツ基本法」には、「障害のある人の自主的かつ積極的なスポーツを推進すると」の理念が掲げられており、近年、障がい者スポーツにおける競技性の向上は目覚ましく、東京2020大会での活躍も記憶に新しい状況です。福祉の観点に加え、スポーツ振興の観点からも一層推進していく必要性が高まっています。令和3年度のスポーツ庁委託調査によると、障害のある人(成人)の週1回以上のスポーツ実施率は31.0%(成人全般の週1回以上のスポーツ実施率は56.4%)にとどまっており、障害者スポーツの一層の普及促進に取り組む必要があります。

スポーツ庁の取組としては、平成30年度から地域における障害者スポーツの振興体制の強化等を実施しています。さらに、令和元年度からは、障がい者スポーツをやりたい方へ障がい者スポーツ用具のレンタル等を実施するとともに、スポーツ用具の保守・調整や使い方の指導を行える人材等を備えた拠点(障害者スポーツの普及拠点を)を整備することを目指した取組を実施しています。

また、東京2020大会を契機とした、「Special プロジェクト2020」を実施し、全国の特別支援学校で地域を巻き込んだスポーツ・文化・教育の祭典を実施するとともに、特別支援学校を地域の障害者スポーツの拠点としていくことを目指す取組を行いました。

さらに、東京2020大会の開催をきっかけに、ボッチャやシッティングバレーボールなど、障害の有無にかかわらず共にスポーツを楽しむ例が増えてきており、今後も共生社会の実現に向けた取組が一層加速していくことが期待されます。

### 2) 「全国障害者スポーツ大会」の開催

平成13年度から、それまで別々に開催されていた身体に障害のある人と知的障害のある人の全国スポーツ大会が統合され、「全国障害者スポーツ大会」として開催されています。

本大会は、障害のある選手が、競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加の推進に寄与することを目的として、国民体育大会の直後に当該開催都道府県で行われています。

なお、令和元年度は「いきいき茨城ゆめ国体」の開催予定でしたが台風による中止となり、令和2年度からは新型コロナウイルス感染拡大により開催の中止や延期が続いている状況です。令和4年度第22回栃木大会からはボッチャが新競技として追加されます。

## (6) スポーツの成長産業化（DXの推進）

スポーツは産業としての一面も持ち、スポーツで「稼ぐ」ことで、スポーツ産業活性化に繋がり、その収益でスポーツ環境の改善、ひいてはスポーツ参画人口の拡大にもつながります。

スポーツ庁ではスポーツ界が有する多様な資源と他産業や学術機関等が有する資源を活用し、新たな財・サービスの創出を促進する「スポーツオープンイノベーションプラットフォーム(SOIP)」の構築を推進しています。令和3年度には、中央競技団体の抱える課題の解決、新たなビジネスの創出を目指すプログラム、スポーツを活用した地域や社会の課題解決に資する先進的な取組の表彰コンテスト、会議等の開催を行いました。そのような中、新たに地域版SOIPを開始し、初年度は北海道・関西・中国・沖縄4地域を対象として、各地域のスポーツ団体と企業等との共創による新たなビジネスモデル創出を支援しました。

また、我が国におけるスポーツ関連データを活用したビジネスの現状を踏まえ、データ活用における権利の在り方等について検討を行ってきました。今後も、関係団体等との連携強化を図るとともに、地域におけるイノベーションの加速、DXの推進に必要な支援を実施していきます。

## (7) スポーツを通じた地域活性化の取組

### 1) 地域のスポーツ施設の整備・運営

地域活性化をはじめとして、被災地の復興支援、障がい者スポーツの振興、国際貢献等スポーツの有する力は様々な面にわたりますが、その際にスポーツ施設の果たす役割は重要です。

国においては、平成29年度に、地方公共団体が安全なスポーツ施設を持続的に提供し、国民が身近にスポーツに親しむことができる環境を整備できるよう考え方を整理した「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」を策定しました。また、国内のスポーツ施設の約6割を占める学校体育施設を地域住民の最も身近なスポーツの場として一層活用するため、「学校体育施設の有効活用に関する手引き」を令和2年3月に策定しました。

これまで行ってきたスポーツ施設の整備に対する支援を進めるとともに、地方公共団体や民間事業者、関係団体等と連携し、地域活性化・経済活性化に貢献するスポーツ施設の整備・運営を推進することとしています。

### 2) スポーツツーリズム振興に向けた取組

スポーツ庁は、地方公共団体、スポーツ団体、企業(観光産業、スポーツ産業)等が一体となり、スポーツによるまちづくり・地域活性化を推進する組織である「地域スポーツコミッション」の設立及びモデル的な活動に対する支援を行っています。

具体的な活動としては、スポーツへの参加や観戦を目的とした地域への訪問や、地域資源とスポーツを掛け合わせた観光を楽しむスポーツツーリズムの推進、スポーツイベントの開催、大会や合宿・キャンプの誘致等があり、令和3年度は、コロナ禍における活動再開のための支援を含めた取組を支援しました。スポーツ庁では地域スポーツコミッションの設置数を3年度までに170とすることを目標に掲げており、令和3年10月現在177設立されています。

また、スポーツ庁では、平成30年3月に取りまとめたスポーツツーリズム需要拡大戦略等に基づき、「アウトドアスポーツ」や「武道」を活用した新たなツーリズムを推進しています。令和3年度は、スノースポーツ、サイクリング、武道、アーバンスポーツ、アウトドア、デジタル技術の活用、スポーツワーケーション及びその他を活用したコンテンツ造成を図る取組を支援するとともに、欧米中をターゲットとし、造成したコンテンツと連携したデジタルプロモーションを実施しました。また、文化庁及び観光庁と連携し、「スポーツ文化ツー

リズムアワード」を実施し取組を表彰しています。

## **(8) スポーツを通じた国際交流・協力**

「スポーツ基本法」前文には、「スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである」と記載されています。スポーツ庁は、「Sport for Tomorrow」事業などを中心に様々な施策を通じて、スポーツによる国際交流・協力に取り組んでいます。

平成30年9月には、スポーツの国際交流・協力に関して、関係機関と連携して、戦略的かつ具体的な施策の展開を促進するための「スポーツ国際戦略」を策定しました。

「スポーツ国際戦略」では、日本の国際的地位の向上、国際競技大会等の招致・開催、スポーツを通じた国際交流・協力等の我が国のスポーツの国際展開を戦略的に推進し、その効果を最大限に高めるために、国際スポーツ界において活躍できる人材への支援・育成、国内関係者による戦略会議の開催、国際会議への参画等、今後を見据えた強固な基盤を構築することが重要としています。

## 4 上位関連計画

### (1) 国

#### 1) 教育振興基本計画（文部科学省）

教育基本法に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第2項に基づき文部科学省が策定する計画で、第3期計画は令和4年度が計画期間最終年度となっており、令和5年度からの第4期計画を策定中です。

#### ■第3期教育振興基本計画【平成30年6月15日閣議決定】

○計画期間：平成30年度～令和4年度（2018年度～2022年度）

○施策の重点事項

≪個人と社会の目指すべき姿≫

（個人）自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成  
（社会）一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展

≪教育施策の重点事項≫

- ・「超スマート社会（Society 5.0）」の実現に向けた技術革新が進展するなか「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要
- ・教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組む

≪教育の目指すべき方向性≫

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

#### ■第4期教育振興基本計画【策定中 令和5年から始まる新しい計画】

○計画期間：令和5年度～令和9年度（2023年度～2027年度）

○次期教育振興基本計画策定に向けた基本的な考え方（案）【概要】

※中央教育審議会教育振興基本計画部会（第8回）資料から

≪第4期教育振興基本計画のコンセプト≫

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響とロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化（予測困難な時代）
- ・誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出すための教育の実現にむけた個別最適・協働的な学び、学習者主体、「自立」、「協働」、「創造」という基軸の発展的継承
- ・グローバル化、少子化・人口減少の中で、持続可能な社会の発展を生み出す人材の育成
- ・デジタルトランスフォーメーション（DX）を教育・学習全体の中に組み込む

≪今後の教育政策に関する基本的な方針≫

- ①日本型ウェルビーイングの向上・共生社会の実現に向けた教育の推進
- ②グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ③地域や家庭で共に学び支えあう社会の実現に向けた教育の推進
- ④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- ⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

## 2) 第3期スポーツ基本計画（スポーツ庁）【令和4年3月策定】

スポーツ基本法第9条の規定に基づき、文部科学大臣が定めなければならないとされている、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画です。

第2期計画期間中に、「新型コロナウイルス感染症拡大」と「東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催」という2つの大きな出来事によって改めて「スポーツ」の重要性が確認されました。

第3期計画では、スポーツ・レガシーの継承・発展に資する重点施策、新たな「3つの視点」を支える施策、総合的かつ計画的に取り組む12の施策が位置づけられています。

○計画期間：令和4年度～令和8年度(2022年度～2026年度)

1. 東京オリ・パラ大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に資する重点施策		
○持続可能な国際競技力の向上	○共生社会の実現や多様な主体によるスポーツ参画の促進	○スポーツを通じた国際交流・協力
○大規模大会の運営ノウハウの継承	○地方創生・まちづくり	○スポーツに関わる者の心身の安全・安心確保
2. スポーツの価値を高めるための第3期計画の新たな「3つの視点」を支える施策		
スポーツを 「つくる / はぐくむ」	スポーツで 「あつまり、ともに、つながる」	スポーツに 「誰もがアクセスできる」
3. 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む12の施策		
①多様な主体におけるスポーツの機会創出	②スポーツ界におけるDXの推進	③国際競技力の向上
④スポーツの国際交流・協力	⑤スポーツによる健康増進	⑥スポーツの成長産業化
⑦スポーツによる地方創生、まちづくり	⑧スポーツを通じた共生社会の実現	⑨スポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化
⑩スポーツ推進のためのハード、ソフト、人材	⑪スポーツを実施する者の安全・安心の確保	⑫スポーツ・インテグリティの確保

## (2) 県

### 1) 第2次茨城県総合計画 ～「新しい茨城」への挑戦～【令和4年3月策定】

第2次茨城県総合計画は、ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据え、茨城県のポテンシャルを最大限活かしながら県民が「豊かさ」を享受し、「安心安全」な生活環境のもと、未来を担う「人財」が生まれ、「夢・希望」にあふれた「新しい茨城」づくりに取り組み、基本理念に掲げる「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向けて、4つの「チャレンジ」を推進する計画です。

基本計画は、Ⅰ「新しい豊かさ」、Ⅱ「新しい安心安全」、Ⅲ「新しい人財育成」、Ⅳ「新しい夢・希望」の4つのチャレンジを柱として構成しており、教育に関する政策は、Ⅲ「新しい人財育成」に位置づけられています。

○計画期間:令和4年度～令和7年度(2022～2025年度)

○基本理念:活力があり、県民が日本一幸せな県

4つのチャレンジ	挑戦する政策
チャレンジⅠ 新しい豊かさ	1 質の高い雇用の創出 2 新産業育成と中小企業等の成長 3 強い農林水産業 4 ビジット茨城～新観光創生～ 5 自然環境の保全・再生
チャレンジⅡ 新しい安心安全	6 県民の命を守る地域保健・医療・福祉 7 健康長寿日本一 8 障害のある人も暮らしやすい社会 9 安心して暮らせる社会 10 災害・危機に強い県づくり
チャレンジⅢ 新しい人財育成	11 次世代を担う「人財」 ○「知・徳・体」バランスのとれた教育の推進 ○新しい時代に求められる能力の育成 ○地域力を高める人財育成 12 魅力ある教育環境 ○時代の変化に対応した学校づくり ○次世代を担う「人財」の育成と自立を支える社会づくり 13 日本一、子どもを産み育てやすい県 ○結婚・出産の希望がかなう社会づくり ○安心して子どもを育てられる社会づくり ○児童虐待対策の推進と困難を抱える子どもへの支援 14 学び・文化・スポーツ・遊びを楽しむ茨城 ○生涯にわたる学びと心豊かにする文化・芸術 ○スポーツの振興と遊びのある生活スタイル 15 自分らしく輝ける社会 ○多様性を認め合い、一人ひとりが尊重される社会づくり ○女性が輝く社会の実現 ○働きがいを実感できる環境の実現
チャレンジⅣ 新しい夢・希望	16 魅力発信No.1プロジェクト 17 世界に飛躍する茨城へ 18 若者を惹きつけるまちづくり 19 デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進 20 活力を生むインフラと住み続けたいなるまち

### (3) 小美玉市

#### 1) 小美玉市第2次総合計画【平成30年3月策定】

市自治基本条例第13条第2項に基づき、長期的・総合的な展望に立ち、小美玉市のまちづくりの基本理念にのっとり将来像を明確にするとともに、自立した市の創造と地域の特性を生かした個性あふれる地域の形成を目指し策定した計画です。

○計画期間：平成30年度～令和9年度(2018年度～2027年度)

○基本理念：協働・連携、そしてチャレンジ／ふるさと・文化、そしてシビックプライド／  
人・もの・情報の交流、そして発信

○将来像：「ひともの地域」が輝きはばたくダイヤモンドシティ～見つける、みがく、光をあてる。～

○将来指標：2027年度将来目標人口：48,600人

基本目標	基本施策
<b>基本目標1</b> みんなの力で磨くまちづくり	1 市民協働・コミュニティ活動の推進 2 人権の尊重・男女共同参画社会の推進 3 開かれた行政・多様な交流の推進 4 効率的な行財政の運営 5 戦略的な定住・人口対策の推進 6 情報発信によるシティプロモーションの推進
<b>基本目標2</b> 人を育てる学びの場づくり	1 子ども・子育て支援の充実 2 学校教育の充実 3 生涯学習の充実 4 文化芸術の創造・発信 5 スポーツの推進
<b>基本目標3</b> 誰もがいきいきと暮らせる社会づくり	1 健康づくりの推進 2 地域医療の充実 3 地域福祉・社会保障の充実 4 高齢者福祉の充実 5 障がい者福祉の充実
<b>基本目標4</b> 仕事と暮らしを創造する環境づくり	1 計画的土地利用の推進 2 道路体系・公共交通の充実 3 公園・緑地・水辺の整備 4 農業の振興 5 商業・工業の振興・企業誘致の推進 6 観光の振興
<b>基本目標5</b> 安全・安心な生活を支える体制づくり	1 自然・地球環境の保全 2 循環型社会の形成 3 基地対策の充実 4 上・下水道の整備 5 防災対策の充実 6 消防・救急体制の充実 7 交通安全・生活安全対策の充実

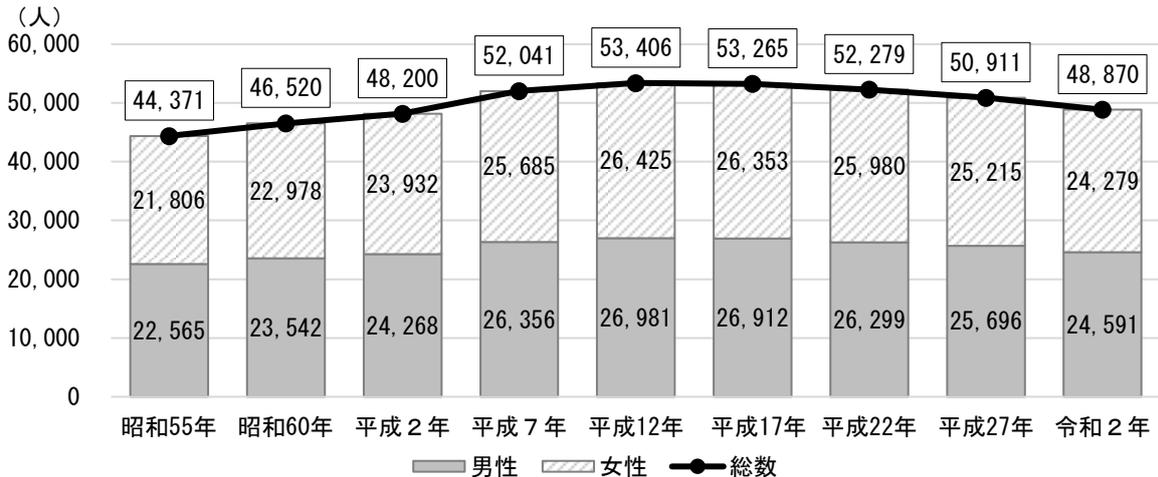
## 5 小美玉市の概況及び学校教育の現状

### 小美玉市の概況

#### (1) 人口

・本市の人口は昭和55年以降増加していましたが、平成12年の53,406人をピークに減少傾向となっており、令和2年では48,870人となっています。

#### ■小美玉市の人口の推移

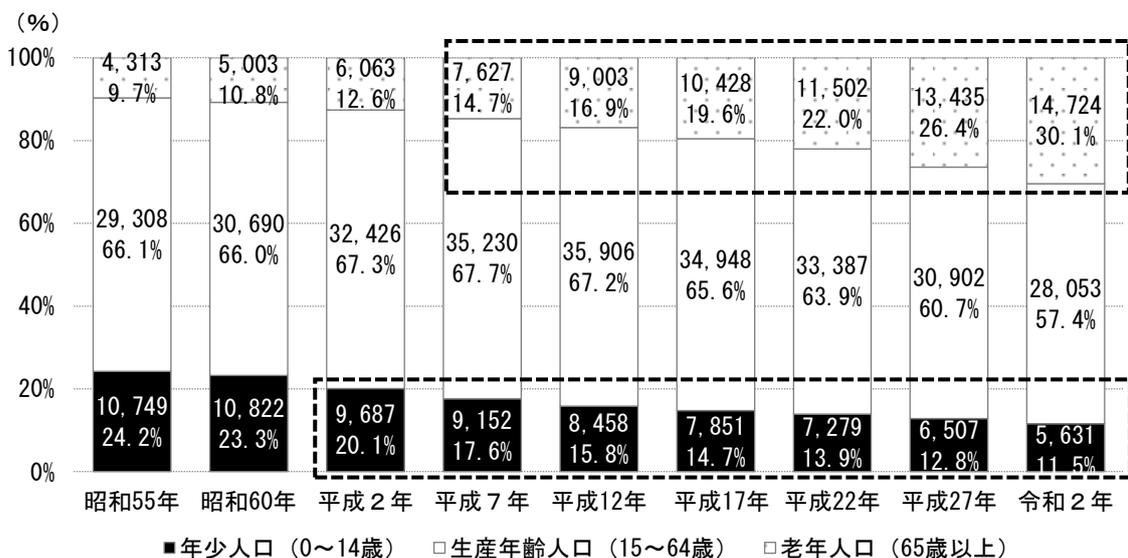


(出典: 国勢調査(総務省統計局))

#### (2) 年齢区分別人口比率

・年齢区分別の人口比率では、年少人口(0~14歳)の比率は平成2年に大きく減少して以降、減少傾向が続いており、令和2年では11.5%と昭和60年の約半数となっています。老年人口(65歳以上)の比率は継続的に増加しており、平成7年以降大きく増加し、令和2年では30.1%となっています。

#### ■年齢3区分別の人口比率の推移



※年齢不詳は除く。小数点第2位で四捨五入しているため、合計は100%にならないものがある。  
注: 令和2年は令和3年9月現在結果が出ていない。(出典: 国勢調査(総務省統計局))

## 学校教育等の現状

### (1) 幼児教育の状況

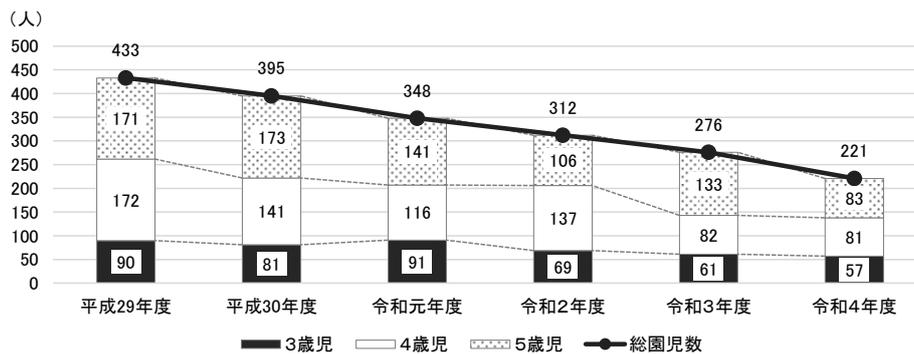
- ・平成30年度に公立幼稚園1園が休園となり、私立の幼保連携型認定こども園\*13園が増加しましたが、令和3年度に公立幼稚園4園(竹原・羽鳥・堅倉・納場)を統合し「よつば幼稚園」を開園したことで、現在は公立幼稚園3園、私立認定こども園5園となっています。
- ・園児数の総数を見ると、令和4年5月1日現在では221人で、平成29年度との比較では、212人減少しています。なお、平成29年から平成30年度にかけて施設数が2園増えたものの、園児数としては38人減少しています。

#### ■施設数の推移 (各年度5月1日現在)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
幼稚園	8園	10園	10園	10園	8園	8園
内 公立幼稚園	6園	5園	5園	5園	3園	3園
内 私立幼稚園※	2園	5園	5園	5園	5園	5園

※私立園は全て「認定こども園」(資料:子ども課)

#### ■年齢別園児数の推移 (各年度5月1日現在)



(資料:子ども課)

#### ■施設別園児数の推移 (各年度5月1日現在)

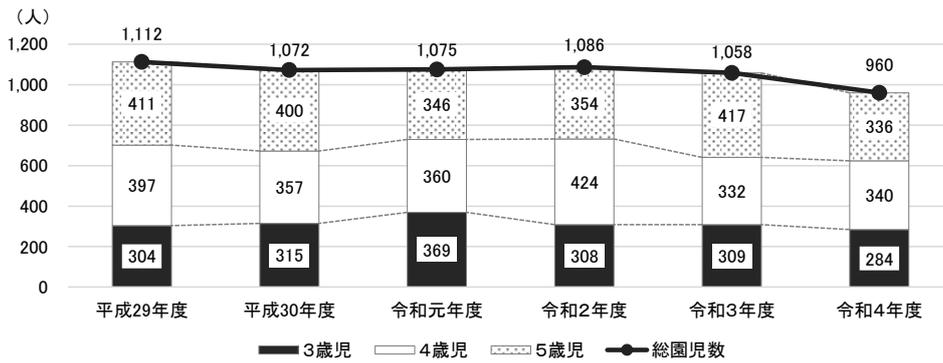
(単位:人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
元気っ子幼稚園(公立)	88	72	50	51	47	37
よつば幼稚園(公立)					45	27
竹原幼稚園(公立)	10	休園	休園	休園	統合	
羽鳥幼稚園(公立)	22	30	27	26	統合	
堅倉幼稚園(公立)	20	23	17	13	統合	
納場幼稚園(公立)	17	14	10	14	統合	
玉里幼稚園(公立)	86	71	71	54	48	45
私立幼稚園・保育園※	190	185	173	154	136	112
総園児数	433	395	348	312	276	221

※私立保育園は全て「認定こども園」(資料:子ども課)

\*1 認定こども園:教育・保育を一体的に行う施設のこと、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。必要機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県等から認定を受けることができる。

■<参考>年齢別入園・入所幼児数の推移（各年度5月1日現在）



※市外の教育・保育施設に入園、入所する市内幼児を含む  
（資料：子ども課）

■<参考>施設別入園・入所幼児数の推移（各年度5月1日現在）

（単位：人）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
元気っ子幼稚園(公立)	88	72	50	51	47	37
よつば幼稚園(公立)					45	27
竹原幼稚園(公立)	10	休園	休園	休園	統合	
羽鳥幼稚園(公立)	22	30	27	26	統合	
堅倉幼稚園(公立)	20	23	17	13	統合	
納場幼稚園(公立)	17	14	10	14	統合	
玉里幼稚園(公立)	86	71	71	54	48	45
ひばり保育園	34	37	36	34	35	33
すずらん保育園	60	55	54	55	53	52
さくら保育園	54	50	53	55	54	54
さくら第二保育園	45	48	44	45	44	46
玉里第二保育園	41	44	58	57	56	49
ミーム保育園	46	52	63	61	61	54
太陽保育園	79	72	87	94	95	83
四季の杜保育園	53	56	58	61	59	62
ルンビニー学園保育園	106	96	93	93	84	67
認定こども園 美野里	97	100	78	83	78	70
認定こども園 納場保育園	82	76	81	83	92	82
認定こども園 はとり保育園	60	68	69	73	74	75
認定こども園 玉里保育園	43	37	47	52	58	55
サン・アトリエ				-	-	-
市外幼稚園・保育園	69	71	79	82	75	69
総数	1,112	1,072	1,075	1,086	1,058	960

（資料：子ども課）

## (2) 小学校・中学校・義務教育学校の状況

### 1) 施設数の推移

- ・学校施設は、小学校5校、中学校2校、義務教育学校2校の計9校で、全て公立校です。
- ・令和3年度には、3小1中(玉里小・玉里北小・玉里東小・玉里中)を統合し、市内で最初の義務教育学校が開校し、令和4年度にも、3小1中(野田小・上吉影小・下吉影小・小川北中)を統合し、2校目の義務教育学校を開校しました。

■施設数の推移(各年度5月1日現在)

(単位:校)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校数	12	12	11	11	8	5
中学校数	4	4	4	4	3	2
義務教育学校	—	—	—	—	1	2

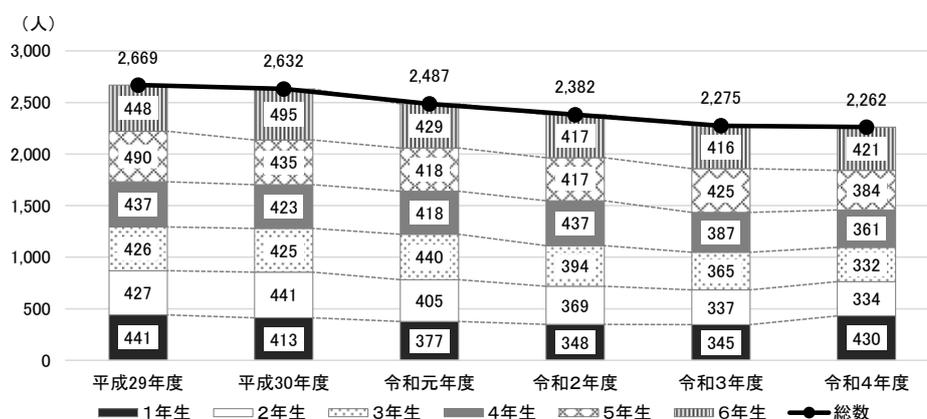
(資料:教育指導課)

### 2) 学年別児童・生徒数の推移

- ・学年別児童数(小学校)の推移を見ると、児童総数は減少しており、令和4年度5月1日現在で2,262人となっています。
- ・学年別生徒数(中学校)の推移を見ると、生徒総数は令和元年度までは横ばいとなっていますが、以降は減少傾向にあり、令和4年度5月1日現在で1,227人となっています。

■学年別児童数の推移【小学校】(各年度5月1日現在)

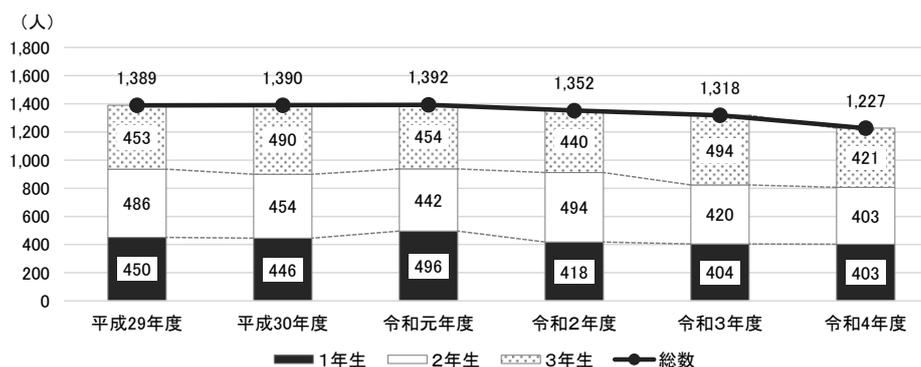
(単位:人)



※「玉里学園義務教育学校」「小川北義務教育学校」の前期課程児童数を含む(資料:教育指導課)

■学年別生徒数の推移【中学校】(各年度5月1日現在)

(単位:人)



※「玉里学園義務教育学校」「小川北義務教育学校」の後期課程生徒数を含む(資料:教育指導課)

### 3) 学校別児童・生徒数の推移

- ・学校別児童数の推移を見ると、どの学校も横ばいからやや減少傾向で推移していますが、平成29年度と令和4年度で比較すると、堅倉小学校で約3割減少しています。
- ・学校別生徒数の推移を見ると、どの中学校も横ばいからやや減少傾向で推移しています。平成29年度と令和4年度で比較すると、玉里学園義務教育学校後期課程と小川北義務教育学校後期課程は旧中学校との比較では約2割減少しています。

#### ■学校別児童数の推移【小学校・義務教育学校前期課程】（各年度5月1日現在）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成29年度と 令和4年度の 増減率
小川北義務教育学校	(409)	(407)	(385)	(358)	(330)	309	▲24.4%
野田小学校	206	227	219	188	165	統合	—
上吉影小学校	127	115	111	116	115	統合	—
下吉影小学校	76	65	55	54	50	統合	—
小川南小学校	〈487〉	〈481〉	453	448	422	388	▲20.3%
小川小学校	333	324	統合				—
橘小学校	154	157	統合				—
竹原小学校	244	234	211	196	196	187	▲23.4%
羽鳥小学校	530	529	534	481	470	498	▲6.0%
堅倉小学校	345	327	296	285	250	240	▲30.4%
納場小学校	290	289	263	255	267	292	0.7%
玉里学園義務教育学校	〈364〉	〈365〉	〈345〉	〈359〉	340	348	▲4.4%
玉里小学校	198	196	194	199	統合		—
玉里北小学校	115	117	114	123	統合		—
玉里東小学校	51	52	37	37	統合		—
総児童数	2,669	2,632	2,487	2,382	2,275	2,262	▲15.2%

※〈 〉の数値は統合前の児童数合計(資料:教育指導課)

#### ■学校別生徒数の推移【中学校・義務教育学校後期課程】（各年度5月1日現在）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成29年度と 令和4年度の 増減率
小川南中学校	276	274	264	256	247	231	▲16.3%
小川北義務教育学校						156	
小川北中学校	198	213	220	213	177	統合	▲21.2%
美野里中学校	688	711	717	724	717	673	▲2.2%
玉里学園義務教育学校					177	167	▲26.4%
玉里中学校	227	192	191	159	統合		—
総数	1,389	1,390	1,392	1,352	1,318	1,227	▲11.7%

※玉里学園義務教育学校の増減率は平成29年度玉里中学校生徒数との割合  
 ※小川北義務教育学校の増減率は平成29年度小川北中学校生徒数との割合  
 (資料:教育指導課)

### (3) 教育施設の今後の方針等について

#### 1) 公立幼稚園

##### ①統合について

- ・全国的な少子化や保護者の就労形態の多様化等、幼児期の教育・保育ニーズの変化等により、市の公立幼稚園では園児数の減少が進んでいます。こうした現状を踏まえ、令和3年9月に「公立幼稚園の今後の方針について」を策定しました。
- ・「公立幼稚園の今後の方針について」に基づき、令和6年度には、「元気っ子幼稚園」と「玉里幼稚園」を統合・集約します。

##### ②今後の方針について

- ・3法令(幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領)により、幼児教育施設の種別や公立・私立を問わず、等しく質の高い幼児教育を提供する環境を整えるとともに、幼児教育から小学校への円滑な接続を目指し、(仮称)幼児教育推進室の設置や幼児教育アドバイザーの配置といった幼児教育の推進体制の充実を図ります。
- ・就学前の教育・保育を自由に選択できる機会均等と公平性を確保し、多様なニーズに応えるとともに、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実を図るため、全ての公立幼稚園で3年保育を実施していきます。また、公立幼稚園で実施している預かり保育については、本市の子育て支援の一環として、今後も継続して実施します。

#### 2) 小・中学校

##### ①統合について

- ・平成20年4月に茨城県教育委員会から公立小中学校の適正規模について指針が出され、本市でも小中学校の適正規模・適正配置について、小美玉市学校規模学校配置適正化検討委員会で検討を重ね、平成27年2月「小美玉市立小中学校規模配置適正化実施計画」を策定しました。
- ・「小美玉市立小中学校規模配置適正化実施計画」に基づき、令和元年度には、小川小・橘小を統合した「小川南小学校」を、令和3年度には玉里小・玉里北小・玉里東小・玉里中を統合した「玉里学園義務教育学校」を開校しました。また、令和4年度には、野田小・上吉影小・下吉影小・小川北中による「小川北義務教育学校」が開校しました。
- ・令和3年3月に策定した「小美玉市公共施設建築物系個別施設計画」においては、美野里地区の小学校は、「児童数の動向をみながら他の施設と複合化し、地域の拠点施設とする。」と方針を定めています。一方、老朽化が進んでいる施設があることから、施設の長寿命化改修等の検討を進めます。

##### ②小中一貫教育の基本方針について

- ・本市では、各学校や地域の特色を生かし、知・徳・体のバランスの取れた児童生徒の育成を目指してきましたが、教育を取り巻く様々な課題の解決に向けて、更なる教育活動の充実が求められています。
- ・市内全小・中・義務教育学校で小中一貫教育を推進することを基本的な考え方とし、各中学校区の実態に応じて段階的に移行していきます。
- ・「小美玉市立小中学校規模配置適正化実施計画」の進捗により、小川南学区では施設隣接型の小中一貫教育、玉里学区及び小川北学区では施設一体型の小中一貫校での教育、また、美野里学区では、国

の調査結果や他市町村の事例などをもとにした施設分離型の小中一貫教育に取り組んでいます。

■ 幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校の方針図

凡例

- ★ 公立幼稚園
- ◆ 私立幼稚園（認定こども園）
- 小学校
- ▲ 中学校
- 義務教育学校

**美野里学区**  
 【施設分離型の小中一貫教育】  
 竹原小学校・羽鳥小学校・堅倉小学校・納場小学校の各小学校と美野里中学校。

**小川北学区**  
 【施設一体型の小中一貫教育】  
 小川北義務教育学校（野田小学校、上吉影小学校、下吉影小学校と小川北中学校）  
 ※令和4年度開校



**玉里学区**  
 【施設一体型の小中一貫教育】  
 玉里学園義務教育学校（玉里小学校、玉里北小学校、玉里東小学校と玉里中学校）  
 ※令和3年度開校

**小川南学区**  
 【施設隣接型の小中一貫教育】  
 小川南小学校（小川小学校、橘小学校の統合小学校 ※令和元年度開校）と小川南中学校。

## (4) その他の市の学校教育に関する状況

### 1) コミュニティ・スクール\*<sup>1</sup> (学校運営協議会) 設置の状況

- ・野田小学校がある地域は、本市の中では早くから、防犯ボランティアや学区コミュニティを立ち上げ、子供を中心に地域のコミュニティ活動を行ってきました。
- ・また、平成21年度～22年度に、コミュニティ・スクール推進に関わる調査研究校に指定され、研究を進め、平成23年7月に茨城県内で初めてコミュニティ・スクールを立ち上げ現在まで継続し実践されています。
- ・令和4年度、全小・中・義務教育学校にコミュニティ・スクールを導入しました。

### 2) 幼小連携について

- ・本市の幼稚園は、小学校と同じ施設内や近隣に設置されており、幼稚園と小学校が連携した行事や交流が盛んに行われています。
- ・幼稚園児が入学前から小学校と交流することで、幼稚園から小学校へのスムーズな接続につながっています。

### 3) 特別支援教育・教育相談等の状況

- ・市立全小・中・義務教育学校に特別支援学級を設置し、児童生徒の障がいに応じた指導を行っています。
- ・市内の保育園や幼稚園に臨床心理士等の専門的知識を有するスクールソーシャルワーカー\*<sup>2</sup>が訪問し、特別な教育的支援を必要とする幼児への適切な支援と保護者や教員からの相談に応じる巡回支援員派遣を実施しています。
- ・全小・中・義務教育学校にスクールソーシャルワーカーを派遣し、不登校やいじめ、発達障害等、児童生徒に関わる様々な課題の解決を図っています。
- ・「特別支援教育理解啓発リーフレット」を小・義務教育学校1年生の保護者に配布し、特別支援教育についての理解啓発を図っています。

### 4) 放課後子どもプランの状況

- ・児童が、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進するため、放課後等における子供たちの安全・安心な活動拠点として、「放課後子どもプラン」を設置しています。
- ・「放課後子どもプラン」では、地域住民やボランティア団体等の参画を得ながら、全学年の小学生児童を対象とした「放課後児童クラブ事業」と、地域の大人や異年齢の子供の交流、スポーツや文化活動等の体験の場である「放課後子ども教室事業」の連携を図り、一体的に実施しています。

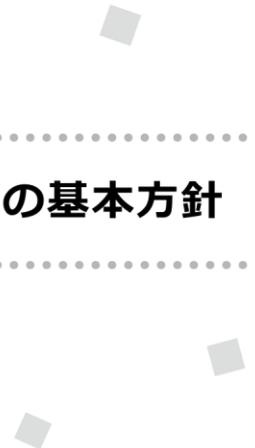
\*1 コミュニティ・スクール: 学校と保護者や地域の方がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律(地教行法第47条の5)に基づいた仕組み。

\*2 スクールソーシャルワーカー: 問題を抱える児童生徒を取り巻く環境へ働きかけたり、関係機関等との連携・調整を行ったりすること。

.....

◆ 第3章 計画の基本方針

.....



# 1 基本理念と3つの視点

---

## 小美玉市教育の基本理念

### 夢と希望を抱き 自らの明日を切り拓く人づくり

豊かな恵みをもたらす大地と雄大な湖、空があるまち、それが小美玉市です。

市民が地域の絆のなかで生涯にわたって学び、生きがいをもって元気に暮らせるまちであることを願います。

そのためには、小美玉市の子どもたちが、豊かな自然のなかで、生き生きと学び、心優しくおおらかに、たくましく育つこと。そして、子どもたち一人一人が、希望にあふれた未来を夢見ることができる教育が必要です。

教育は「人づくり」です。

小美玉市の子どもたちが、学校教育、家庭教育、地域での学びを通して、自らの可能性を広げ、未来を担う人材に育っていくための教育環境を整えます。小美玉市の豊かな地域資源を活用し、地域の伝統や文化を継承するとともに、世界に向かって自らの可能性を広げ、活躍できる人材の育成を推進します。

また、小美玉市民が、学びや交流を通して、心豊かな生活を送れるよう、生涯にわたって学び続けることができる生涯学習環境の充実や文化芸術に触れる機会の充実を図ります。さらに、市民一人一人の健康の維持・増進を促すとともに、誰もが、いつでも・どこでも・いつまでもスポーツが楽しめる、すなわち、生涯にわたるスポーツライフの充実に努めます。

以下の3つの視点で「夢と希望を抱き 自らの明日を切り拓く人づくり」を推進します。

## 小美玉市教育の3つの視点

### 1 夢と希望を抱き、自らの可能性を伸ばしていける子どもの育成

多様な子どもたち一人一人を大切に、誰一人取り残すことなく、自らの個性や能力を最大限に伸ばし、変化する社会のなかでも自立して自らの未来を切り拓いていける力を育みます。そのために、確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスの取れた子どもを育成します。

### 2 誰もが安心して学べる教育環境の整備

誰もがいつでもどこでも安心して学べるようにするために、デジタル技術を活用した教育環境や、学校・家庭・地域が一体となった教育環境を整備し、教育内容を充実させます。

### 3 ライフステージに合わせた生涯学習環境の充実とスポーツ活動の推進

すべての市民が、スポーツやレクリエーション活動を通して健康を維持・増進し、生涯にわたって学び続けることができる環境を充実させます。

## 2 基本方針

【市長が定める「教育大綱」\*1の内容】

### 基本方針1

確かな学力を育み、  
子どもたち一人一人の可能性を引き出します。

#### (基本施策1) 基礎・基本の定着と「主体的・対話的で深い学び」の展開

- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成や、学習意欲の醸成により、確かな学力を育成します。
- 一人一人に応じたきめ細かな学習指導に努めます。

#### (基本施策2) ICTを活用した学習指導の充実と情報活用能力の育成

- 社会の変化に対応したICT環境の計画的な整備を推進します。
- ICTを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」を展開することにより、情報活用能力を育成します。

#### (基本施策3) グローバル社会に対応できる教育の推進

- これからの時代に求められる資質・能力を育成するため、外国語教育や国際教育を推進します。
- 学校や地域の特色を生かした郷土教育や環境教育を推進するとともに、キャリア教育の充実を図り、勤労観や職業観を育成します。

#### (基本施策4) インクルーシブ教育\*2の充実

- すべての子どもたちに分かりやすく、生活しやすい環境整備を進めるとともに、個々の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を図ります。



\*1 教育大綱:「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」では、地方公共団体の長は、地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を、総合教育会議(首長と教育委員会の協議・調整の場)において協議し、定めるものとされている。

\*2 インクルーシブ教育:障がいの有無にかかわらず一緒に学ぶこと。

## 基本方針2

子どもたちの自主性・自立性を培い、  
たくましく社会を生き抜く力を育みます。

### （基本施策1）豊かな心の育成

- 教育活動の全体を通して、道徳性を養い、人権についての感覚や意識を育む教育を推進します。
- 人や自然、地域との関わりを深める自然体験やボランティア活動などの充実を図り、自主性や自立性を育成し、自らも地域社会の一員であることの自覚を促します。
- 読書活動を推進し、豊かな感性と想像力を育成します。
- 命を大切にする心や他者を思いやる心、多様性を尊重する心を育み、組織的にいじめや不登校の未然防止に取り組みます。

### （基本施策2）体育・健康教育の推進

- 学校体育の充実に努め、健やかな体を育成するとともに、地域人材を活用した運動部活動を推進します。
- 学校保健や健康・安全教育の充実に努め、生涯を通して、自らの健康や身を守る資質や能力を育成します。
- 地場産品を活かした安全・安心な学校給食の提供や、食を通じた学びを推進します。

### （基本施策3）就学前教育と保幼小連携

- 豊かな地域資源を活かし、体験活動や交流活動を推進し、幼児期にふさわしい学びの充実を図ります。
- 公立や私立の幼稚園、保育所、認定こども園との交流・連携を深めるとともに、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、保幼小の連携を推進します。



## 基本方針3

地域の特色や子どもの実態に合った  
より良い学習環境をつくれます。

### (基本施策1) 系統性・連続性のある小中一貫教育の推進

○より良い学習環境を目指し、義務教育9年間を連続した教育課程としてとらえ、地域の実態に合わせた小中一貫教育の構築を目指します。

### (基本施策2) 地域と一体となった教育の推進

○学校のニーズに応えるボランティアを育成し、学校教育を支援する体制づくりを推進します。  
○地域に開かれた学校を目指し、学校教育の場に適した地域の人材を活用したコミュニティ・スクールと地域学校協働活動が両輪となった取組を推進します。

### (基本施策3) 教育支援体制の充実

○不安や悩みに対応する相談体制の充実を図り、個々の状況に応じたサポート体制の充実を図ります。  
○家庭の経済状況などの影響を受けることなく、安心して学校生活を送れるよう、学習支援体制の充実を図ります。

### (基本施策4) 教育環境・教育体制の整備

○学校施設の計画的な改修・修繕を図るとともに、安心して学べる教育環境を整備します。  
○学校と家庭、地域、関係機関が連携し、交通安全対策や防犯・防災対策を強化することにより、子どもたちの安全の確保に努めます。  
○研修の充実による教職員の資質向上を図り、学校の組織力の強化や教職員のサポート体制の充実を図ります。



竹原小学校体育館  
(令和4年 全面改修)

## 基本方針4

生涯にわたる市民の学びや文化芸術活動を目指した  
学習環境をつくります。

### (基本施策1) 生涯学習社会の実現

- 市民が生涯にわたり、いつでも自由に学習を行えるよう、学習の機会の充実を図るとともに、学習成果を地域や社会のなかで発表・活用し、より充実した学習活動となるよう取り組みます。
- 各種団体間の連携・協働を支援するとともに、学習環境の整備に努めます。

### (基本施策2) 知識の醸成と価値創造の場の充実

- 市民の人生をより豊かなものにするための読書活動を推進します。
- 誰もが安心して快適に図書館で過ごすことができるよう、市民ニーズに沿った図書資料及び図書館サービス、施設整備の充実を図ります。

### (基本施策3) 次代を担う青少年の健全育成

- 子どもたちが地域で安全かつ安心に過ごせるよう、学校、家庭、地域や関係団体が連携し、次代を担う青少年の健全育成に取り組みます。
- 乳幼児期から小・中学校期まで切れ目のない家庭教育支援に取り組み、家庭の教育力の向上を図ります。

### (基本施策4) 文化芸術の創造・発信

- 市民の文化芸術活動の充実を図るとともに、誰もが親しめるよう様々な文化芸術に触れる機会を提供します。
- 文化財や地域に根ざした伝統文化の保護・保存に努めるとともに、その積極的な活用により郷土への愛着を育みます。



## 基本方針5

生涯にわたる市民のスポーツ活動の活性化を目指した  
スポーツ環境をつくります。

### （基本施策1）子どものスポーツ機会の充実

○幼児期から学童期、青年期の子どもたちが心身ともに健やかに成長するよう、また、子どもの運動・スポーツ活動が豊かなものとなるよう、その充実に総合的に取り組みます。

### （基本施策2）生涯スポーツ活動の推進

○若者や働く世代などが気軽に参加できる施策の強化、高齢者が地域のなかで安全に健康づくりや運動・スポーツができる環境の充実、そして障がいがある人もない人も、すべての市民が参加できる環境の整備を図ります。

### （基本施策3）スポーツ環境の充実

○スポーツ環境の充実を目指し、スポーツ団体活動の支援・充実や、指導者やボランティアの発掘・育成を目指した取組を強化するとともに、総合型地域スポーツクラブの育成・支援に取り組みます。  
○デジタル技術を活用するなど、新たなスポーツ活動の機会創出を図ります。

### （基本施策4）スポーツ施設の充実

○市民が安全で快適に運動・スポーツ活動を楽しめるよう施設の安全確保に努めるとともに、利用者の利便と質の向上を目指した施設の整備・充実を図ります。



### 3 施策の体系

基本方針	基本施策(項)	基本方向(節)	
1 確かな学力を 育み、 子どもたち 一人一人の 可能性を 引き出します。	1 基礎・基本の定着と「主体的・対話的で 深い学び」の展開	1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善	
		2 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得	
	2 ICT を活用した学習指導の充実と情 報活用能力の育成	1 ICT環境の整備	
		2 情報教育の充実	
3 グローバル社会に対応できる教育の 推進	4 インクルーシブ教育の充実	1 国際理解を深める機会の充実	
		2 郷土資源を活用した学習の充実	
		3 キャリア教育の充実	
2 子どもたちの 自主性・ 自立性を 培い、 たくましく 社会を 生き抜く力を 育みます。	1 豊かな心の育成	1 誰一人取り残さない教育の充実	
		1 道徳・人権教育の充実	
		2 社会参画力の育成	
		3 豊かな心と想像力を育む読書活動の推進	
	2 体育・健康教育の推進	4 生徒指導の充実	
		1 学校体育の充実	
		2 学校健康教育の充実	
	3 就学前教育と保幼小連携	3 食育指導と学校給食の充実	
		1 就学前教育の充実	
	3 地域の特色や 子どもの実態 に合った より良い 学習環境を つくります。	1 系統性・連続性のある小中一貫教育の推進	2 保幼小連携の推進
			1 地域の実態に合わせた小中一貫教育の推進
		2 地域と一体となった教育の推進	1 地域の教育力の活用
2 地域の力を活かした学校運営			
3 教育支援体制の充実		1 教育相談体制の充実・強化	
		2 学習機会の確保	
4 教育環境・教育体制の整備		1 教育施設整備の推進	
		2 学校安全対策の推進	
		3 教職員の資質能力の向上	
		4 学校の組織力の強化と教職員サポート体制の充実	

基本方針	基本施策(項)	基本方向(節)	
※4 生涯にわたる 市民の学びや 文化芸術活動 を目指した 学習環境を つくります。	1 生涯学習社会の実現	1 生涯学習活動の推進	
		2 学習機会の充実	
		3 学習成果の活用	
		4 各種団体の活動支援と指導者の育成	
		5 学習環境の整備・充実	
	2 知識の醸成と価値創造の場の充実	1 読書活動の推進	
		2 図書館サービス等の充実	
	3 次代を担う青少年の健全育成	1 地域における青少年育成体制の整備促進	
		2 青少年の体験活動の推進	
		3 青少年の居場所づくり	
		4 家庭における教育力の向上	
	4 文化芸術の創造・発信	1 文化芸術活動の充実	
		2 文化財の保護と史・資料館の充実	
		3 市民の文化芸術に触れる機会の充実	
	※5 生涯にわたる 市民の スポーツ活動 の活性化を 目指した スポーツ環境 をつくります。	1 子どものスポーツ機会の充実	1 幼児期における運動・スポーツ機会の充実
			2 学校体育・スポーツ活動の充実
3 子どもを取り巻くスポーツ環境の充実			
2 生涯スポーツ活動の推進		1 若者・働く世代に対する運動・スポーツの推進	
		2 高齢者に対する運動・スポーツの推進	
		3 障がい者に対する運動・スポーツの推進	
		4 スポーツ活動情報等の提供	
3 スポーツ環境の充実		1 スポーツ活動を支援する体制の整備	
		2 特色あるスポーツ施策の推進	
		3 多様なスポーツ交流の推進	
4 スポーツ施設の充実		1 スポーツ施設環境の充実	
		2 スポーツ施設の利用度向上(アメニティ・バリアフリー化)	

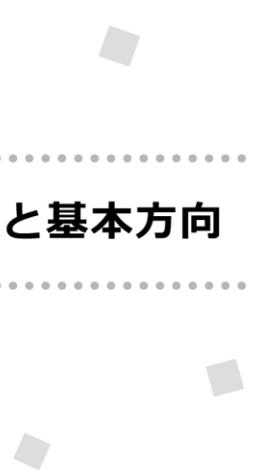
※基本方針4は「小美玉市生涯学習推進計画(改定版)」の内容を転載。

※基本計画5は「小美玉市スポーツ推進計画(改定版)」の内容を転載。

.....

◆ 第 4 章 基本施策と基本方向

.....





## 基本方針1 確かな学力を育み、子どもたち一人一人の可能性を引き出します。

### 基本施策 1 基礎・基本の定着と「主体的・対話的で深い学び」の展開

- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成や、学習意欲の醸成により、確かな学力を育成します。
- 一人一人に応じたきめ細かな学習指導に努めます。

#### ■現況と課題

- 令和2年度の「茨城県学力定着度調査」で、過去の解答と比較したところ、小学生では国語で、中学生では理科で向上が見られました。一方で、算数・数学では課題が見られました。
- 「全国学力・学習状況調査」でも、算数・数学では課題が見られたことから、学習指導の改善プランを作成し、全校で課題を共有し授業の改善に取り組んでいます。
- 今後も、児童生徒の学力向上に向けて、課題を把握し効果的な学習指導を行っていくことが必要です。
- 各学校では、コロナ禍においては、ICT機器を活用したグループ活動で交流が図れるように工夫するなど、話し合いや学び合いを学習スタイルとして取り入れながら、学習指導にあたっています。
- 学習内容の確実な定着を図るため、令和4年度より全校で2学期制を導入しています。
- 保護者・教職員のアンケートからは、個に応じた学習指導の強化を求める意見が多く、少人数指導やチーム・ティーチング等を取り入れたきめ細かな指導を展開し、基礎的・基本的な知識・技能の定着等を図ることが必要です。

#### ■指標

指 標	令和3年度 実績値	令和9年度 目標値
学力診断のためのテスト4教科の平均正答率（小6）	70.2%	72.9%
学力診断のためのテスト5教科の平均正答率（中2）	58.9%	60.2%
授業で、課題解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた児童生徒の割合 〈全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙から〉	小学生 76.7% 中学生 83.7%	小学生 80.2% 中学生 85.2%

## 基本方向1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- ①全国学力・学習状況調査や茨城県学力診断のためのテストの結果を把握・分析し、主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善を図ります。
- ②社会の変化を見据えた新たな学びに対応するため、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱からなる資質・能力をバランスよく育成します。

### 【主な取組】

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
全国学力・学習状況調査★ 茨城県学力診断のためのテスト★	児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、学校における児童生徒への学習指導の充実や改善に役立てる。	継続

## 基本方向2 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得

- ①複数の教員での授業や少人数での学習を行うなど、一人一人に応じたきめ細かな指導に努め、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と活用する力を育成します。

### 【主な取組】

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
チーム・ティーチングによる指導	複数の教員が協力して授業を行うことで一人一人に応じたきめ細かな指導に努める。	継続
少人数教育の推進	本市独自の学級編成の弾力化により少人数学級を実現し、児童生徒の基礎学力の定着・向上を図る。	継続



**基本方針1** 確かな学力を育み、子どもたち一人一人の可能性を引き出します。

## 基本施策 **2** ICT を活用した学習指導の充実と情報活用能力の育成

- 社会の変化に対応したICT環境の計画的な整備を推進します。
- ICTを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」を展開することにより、情報活用能力を育成します。

### ■現況と課題

- 新型コロナウイルス感染症拡大により、全国一斉の臨時休校となる状況のなか、本市では、オンライン授業の実施やビデオチャットツールを用いた遠隔での社会科見学など、児童生徒の学びを維持してきました。
- 今後も不測の事態に対応し、安定した学習環境の維持を図っていくために、ICT環境のより一層の充実を図っていく必要があります。
- 児童生徒全員に配付された1人1台端末の活用については、調べ学習やプレゼンテーションの作成、写真や動画による観察記録、デジタル教科書の利用など、各教科で活用していますが、小学校低学年では、はじめて操作する児童が多いことから、操作方法について丁寧な指導が求められています。
- タブレットを使った家庭学習では、各家庭のWi-Fi環境などの課題があります。
- 児童生徒のインターネットトラブルを未然に防止するため、外部企業の協力によるネット安全教室の実施など情報モラル教育を行っています。
- 学校教育でのICTの本格的な活用は始まったばかりで、授業での効果的な活用や情報モラル・リテラシーなど課題も様々あるため、市全体での意見交換や研修会などを行う必要があります。

### ■指標

指 標	令和3年度 実績値	令和9年度 目標値
学習の中でPC・タブレットなどのICT機器を使うのは勉強の役に立つと思う児童生徒の割合 〈全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙から〉	小学生 95.3% 中学生 95.1%	小学生 96.3% 中学生 96.1%
携帯電話・スマートフォンやコンピュータの使い方について、家の人と約束したことを守っている児童生徒の割合 〈全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙から〉	小学生 69.7% 中学生 69.8%	小学生 77.2% 中学生 77.7%
授業にICTを活用して指導する能力があると自己評価した教職員の割合 〈教員のICT活用指導力チェックリストから〉	20.8%	100%

## 基本方向1 ICT環境の整備

- ①児童生徒の学習への関心・意欲・理解を高めるために必要なICT環境や、学校・学級事務の負担軽減を図るためのICT環境の整備を推進します。

### 【主な取組】

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
情報教育機器の整備・充実★	GIGAスクール構想により整備された1人1台端末を授業や学習活動に積極的な活用を図る。	継続
電子黒板等の外部機器の整備・充実★	パソコン機器のほか、電子黒板等の外部機器の更なる有効活用を図ることで、より充実した効果的、効率的な学習活動の推進を図る。	継続
デジタル教科書等の授業用コンテンツの整備・充実★	ICT機器を有効活用し、児童生徒の情報活用能力の育成、及びより学習効果の高い授業展開を図る。	継続
情報教育支援機器の整備・充実★	教職員がICT機器を有効活用することで、より効果的な教科指導を推進するとともに、授業効率の向上を図る。	継続

## 基本方向2 情報教育の充実

- ①児童生徒の学習に対する興味・関心・理解を促し、タブレット端末を「文具」として活用できるよう、ICT機器の活用を推進します。
- ②これまでの対面指導とICT機器の活用によるオンライン教育を適切に組み合わせ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実を図るため、ICT支援員を増員し、授業の支援や教職員の研修にあたります。
- ③情報社会に主体的に参画する態度を育むため、家庭におけるルールづくりを含め、発達段階に応じた情報モラル教育の充実を図ります。

### 【主な取組】

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
ICTを活用した学習指導★	学習活動のなかでタブレット端末を有効に活用することで、児童生徒が将来における情報化社会のなかでも主体的に適応できるよう、情報活用能力の育成を図る。	継続



基本方針1 確かな学力を育み、子どもたち一人一人の可能性を引き出します。

## 基本施策 3 グローバル社会に対応できる教育の推進

- これからの時代に求められる資質・能力を育成するため、外国語教育や国際教育を推進します。
- 学校や地域の特色を生かした郷土教育や環境教育を推進するとともに、キャリア教育の充実を図り、勤労観や職業観を育成します。

### ■現況と課題

- 児童生徒が、将来グローバル社会に対応できるよう、幼稚園から中学校まで学齢に応じた外国語学習を推進し、コミュニケーション能力の育成を図ることが重要です。
- 公立幼稚園では、ALTを派遣し外国語学習を行うとともに、英語の掲示物の作成など、園児にも親しみやすい外国語の環境整備を行っています。
- 小学校(義務教育学校前期課程)では、1年生から4年生は外国語活動、5・6年生は外国語科で、ALTを活用した授業を行っています。
- 中学校(義務教育学校後期課程)では、英語の授業へALTを配置するとともに、他教科の授業・HR・学校行事・休み時間にも積極的な活用を行うことで日常での英語力の向上を図っています。
- 保護者、教職員のアンケートでは、国際教育や外国語によるコミュニケーション能力の育成は重要であると考えられており、国際教育のさらなる強化が望まれています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、市内各事業所での職場体験学習の実施ができない年には、職業に関する調べ学習や校外学習先で働く人へのインタビュー、ものづくりマイスター\*1を招いての体験など、コロナ禍でも工夫した体験学習を実施しています。
- 小学校から高等学校まで系統的にキャリア教育を継続するためキャリア・パスポート\*2を導入し、効果的な活用に向けて取り組んでいます。

### ■指標

指標	令和3年度実績値	令和9年度目標値
中3時における CEFR_A1 レベル(英検3級相当)以上の英語力を有する生徒の割合 (公立中学校における英語教育実施状況調査から)	34.7%	54.0%
3日以上職場体験に参加した中学2年生の割合	未実施 *コロナの影響	100%

\*1 ものづくりマイスター: 技能に優れ、その維持・継承や人材育成等の活動ができる人をものづくりマイスターとして認定する茨城県の制度。ものづくりマイスターの活動により、県のものづくりの振興を図ることを目的としている。

\*2 キャリア・パスポート: 児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのこと。

## 基本方向1 国際理解を深める機会の充実

- ①児童生徒の国際社会で求められる態度・能力を育成するため、教科や総合的な学習の時間の相互関連性を意識し、広がりや深まりのある授業づくりに取り組みます。
- ②ALTの配置などを通して、異文化・異言語に身近に接することができる国際理解を深める機会を拡充します。

### 【主な取組】

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
A L T 配置事業★	市内小・中学校などにALTを配置し、指導担当教員とのチーム・ティーチングを効果的に行うことにより、小学校外国語活動や小・中学校英語教育の充実を図る。	継続
国際交流	異文化体験などの活動を適切に取り入れ、異文化に対する理解や異なる文化をもつ人々と共生していこうとする態度の育成を図る。	継続

## 基本方向2 郷土資源を活用した学習の充実

- ①市の豊かな自然、魅力ある伝統や文化、優れた芸術、特色ある産業などの地域資源を活用した体験活動を推進します。
- ②社会科副読本「おみたま」を活用した、探求的な郷土学習の充実を図ります。
- ③児童生徒の環境に対する豊かな感受性を育成するため、身近な自然や地域の環境を活用した教材による自然体験活動の積極的な推進やSDGsの視点による教育の充実を図ります。

### 【主な取組】

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
地域資源を活用した体験学習の充実★	総合的な学習の時間や生活科、社会科などにおいて、地域資源を活用した体験学習を推進する。	継続
地域資源を活用した自然体験学習の充実★	総合的な学習の時間や理科などにおいて、霞ヶ浦などの自然を体験する学習を推進する。	継続

## 基本方向3 キャリア教育の充実

- ①特別活動を要とした学校の教育活動全体を通じたキャリア教育の充実を図ります。
- ②一人一人の社会的・職業的自立に向け、基盤となる能力や態度を育成するため、職場見学・職場体験などを実施します。

事業名	事業の概要	種別
職場見学・職場体験の実施★	小・中学校における職場見学・職場体験の充実を図り、児童生徒の社会的自立・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育成する。	継続
キャリア・パスポートの活用	キャリア・パスポートにより、学ぶことと自己の将来のつながりを意識し、学校での学びを社会に役立てられるよう、発達の段階を踏まえたキャリア教育を推進します。	新規

基本方針1 確かな学力を育み、子どもたち一人一人の可能性を引き出します。

## 基本施策 4 インクルーシブ教育の充実

○すべての子どもたちに分かりやすく、生活しやすい環境整備を進めるとともに、個々の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を図ります。

### ■現況と課題

- 特別な配慮や支援が必要と思われる児童生徒については、乳幼児健診から就学後まで切れ目なく見守っていくことが重要であり、保護者への丁寧な説明と良好な関係を保ち、個に応じた対応が必要です。
- 一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じた支援を行うためには、早期発見が必要であり、安心して学校生活を送れるよう生活介助員の配置や教育の充実を図るなどの支援を継続していく必要があります。
- 特別支援学級では、障がいの状況や特性等に応じ、指導内容や方法を工夫しています。
- 令和3年度は、小・中・義務教育学校にチーム・ティーチング講師や学力向上支援員を活用し、個に応じた対応に力を入れています。
- 本市では、市の職員としてスクールソーシャルワーカーを配置しており、増加傾向である支援を必要としている子どもたちに対して知能・発達検査等を実施しその結果をもとに、スクールソーシャルワーカーを中心に教育相談等を行いながら、具体的な支援方法の検討を行っています。
- 今後も保護者、医療機関との連携強化を図り、保幼小中を通して切れ目ない支援を継続していくことが必要です。

### ■指標

指標	令和3年度 実績値	令和9年度 目標値
保幼・小・中における個別の指導計画・教育支援計画の作成率 〈特別支援教育体制整備状況調査から〉	76%	100%
教特別支援教育について理解し、授業の中で、児童生徒の特性に応じた指導上の工夫（板書や説明の仕方、教材の工夫等）を行った学校の割合 〈全国学力・学習状況調査学校質問紙から〉	92.3%	100%

## 基本方向1 誰一人取り残さない教育の充実

- ①すべての子どもが、安心して学校生活を送ることができるよう環境整備に努めます。
- ②個別の支援計画の作成と活用により、特別な教育的支援を必要とする子どもたちの理解と学習上又は生活上の困難に対する適切な指導の工夫・改善を図り、切れ目ない特別支援教育を推進します。

### 【主な取組】

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
障がいに応じた特別支援学級の設置	障がいの状態や教育的ニーズに応じ、法律の定める範囲において、通級学級を含めた特別支援学級の設置を行う。	継続
生活介助員の配置	一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じ、市内公立幼稚園・小・中・義務教育学校に生活介助員を配置し、学級生活の支援と教育の充実に努める。	継続
特別支援教育理解啓発リーフレットの配布	特別支援教育理解啓発リーフレットを小学校1年生の保護者に配布し、特別支援教育についての理解啓発を図る。	継続
一貫した教育的支援	個別の教育支援計画を用いて、保幼・小・中における個別の教育的支援の円滑な接続を推進する。	継続
特別支援教育に関わる教職員の研修等の実施	特別支援担当教員や生活介助員等に向けた研修を積極的に行い、より充実した支援・教育の向上に努める。	継続





## 基本方針2 子どもたちの自主性・自立性を培い、たくましく社会を生き抜く力を育みます。

### 基本施策

# 1

## 豊かな心の育成

- 教育活動の全体を通して、道徳性を養い、人権についての感覚や意識を育む教育を推進します。
- 人や自然、地域との関わりを深める自然体験やボランティア活動などの充実を図り、自主性や自立性を育成し、自らも地域社会の一員であることの自覚を促します。
- 読書活動を推進し、豊かな感性と想像力を育成します。
- 命を大切にする心や他者を思いやる心、多様性を尊重する心を育み、組織的にいじめや不登校の未然防止に取り組みます。

### ■現況と課題

- 学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が、他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことができるように、道徳教育の充実に努めています。
- 「特別の教科 道徳」の授業では、「主体的・対話的で深い学び」の視点から、量的質的な授業改善を進めています。
- 児童生徒に命の尊さについて考えさせ、自分のこととして捉えさせる工夫をして、命を大切にする教育の充実を図っています。
- 新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別が生じないよう、人権に関する校内研修や児童生徒への指導を行っています。
- コロナ禍によって、児童生徒が人とのコミュニケーションを取る機会が不足していましたが、これからは、ボランティア活動や地域の人や自然とのふれあいを通じた体験活動など、地域の人々との交流経験を増やすための取組が大切です。
- 児童生徒の豊かな心を育成するには、読書活動は欠かすことができません。読書を通して子どもの健全な成長に資するため、令和3年度に「小美玉市子ども読書活動推進計画」を策定しました。
- 学校図書館の充実を図るため、市立図書館の司書から学校への図書の出借や学校図書館の配架について助言を受けながら連携を図っています。
- 学習活動における図書の活用を一層推進するとともに、読書活動の充実を図るため、学校司書を新たに配置する必要があります。

## ■指標

指 標	令和3年度 実績値	令和9年度 目標値
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合 〈全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙から〉	小学生 77.6% 中学生 73.5%	小学生 80% 中学生 80%
自然教室後のアンケートにおいて、「自然教室を通して自立心を養う」という項目に対し、「十分達成できた」「ほぼ達成できた」と回答した学校の割合 〈自然教室事後アンケートから〉	未実施 * コロナの影響	100%
学校の授業時間以外に、1日10分以上読書をする児童生徒の割合 〈全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙から〉	小学生 56.7% 中学生 59.6%	小学生 80% 中学生 80%
いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う児童生徒の割合 〈全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙から〉	小学生 97.8% 中学生 97.8%	小学生 100% 中学生 100%



## 基本方向1 道徳・人権教育の充実

- ①児童生徒の発達段階や特性などを考慮しながら、指導のねらいに即して、問題解決型の学習や道徳的行為に関する多様な体験活動を学習へ適切に取り入れ、授業の質が向上する取組を推進します。
- ②教育活動全体を通して、幼児、児童生徒の人権についての感覚や意識を育む人権教育を推進します。

### 【主な取組】

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
道徳教育・道徳科の指導の充実★	道徳科における「考え、議論する道徳」を推進するため、研修会などを実施して授業改善を図る。また、全教育活動を通して道徳性の育成に資する体験活動を推進する。	継続
人権教室の開催★	学校などにおける人権課題に対する正しい認識が身につくよう人権擁護員による人権教室や出前講座を開催する。	継続
人権に関する研修★	教職員が確かな人権感覚をもち、人権教育に関する指導力を向上させるための研修会を行う。	継続

## 基本方向2 社会参画力の育成

- ①児童生徒が学校生活の改善・向上に協力して取り組む活動を促進し、集団や社会の一員としてより良い生活を築こうとする自主的・実践的な態度の育成を図ります。
- ②宿泊体験活動を通して、普段と異なる生活環境のなかでの友達との関わりや自然や文化に親しむことにより、子どもたちの自主性・自立性を育みます。
- ③多様な体験活動を実施し、人や自然とのふれあいを通し、児童生徒一人一人の豊かな心を育成します。
- ④自然のなかでの野外活動などを通して、健康の増進を図るとともに、自然愛護の心を培います。
- ⑤児童生徒の奉仕活動やボランティア活動への参加を推進することで、命を大切にする心や他者を思いやる心を育む取組を推進します。

### 【主な取組】

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
自然教室	宿泊学習(小学校5年生対象)を通して、豊かな体験活動を推進する。	継続
総合的な学習の時間の充実	地域の自然や人材を活用した体験活動を推進する。	継続
農業体験の実施	米や野菜づくりなどを通して、地域の人たちや自然との関わりを推進する。	継続
さわやかマナーアップ運動	学校・家庭・地域社会が連携して、マナーアップに向けた取組を実施し、規範意識の高揚や公共マナーの向上を図ることを目的として、茨城県内全域で行われている活動。	継続
ボランティア活動の充実	学校教育活動におけるボランティア活動の充実を図る。	継続
地域のボランティア活動への参加の促進	社会福祉協議会の子どもヘルパー派遣事業などの地域のボランティア活動に対し参加を促す。	継続

### 基本方向3 豊かな心と想像力を育む読書活動の推進

- ①国語の授業と関連させた読書の取組や、各教科などの学習活動を通じた読書活動を推進します。
- ②児童生徒の意欲を喚起し、読書の量を増やすとともに、読書活動の質を高めるため、市図書館司書や学校ボランティアとの連携を図ります。

**【主な取組】**

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
学校・学級で取り組む読書活動	学校、学級において、計画や目標をともなった読書推進活動を展開する。	継続
みんなにすすめたい一冊の本事業	茨城県の読書活動推進事業に参加し、児童生徒一人一人の質的、量的な読書活動を進める。	継続
学校司書配置事業★	国の「学校図書館図書整備等5か年計画」をもとに、「読む・調べる」に対応できる学校司書の配置を積極的に進める。	継続

### 基本方向4 生徒指導の充実

- ①「小美玉市いじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づいた組織的な対応を推進します。
- ②スクールロイヤー\*1等専門家と連携し、いじめや不登校の問題に発展しないよう予防教育に取り組みます。
- ③不登校の未然防止に向けた取組を充実させます。
- ④道徳の時間を中心に、総合的な学習の時間や教科(国語や理科、保健体育など)のなかで、生と死や命に関わるテーマを立て、命の教育に取り組むなど、学校教育全体を通じて命を大切にする教育の充実を図ります。

**【主な取組】**

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
いじめ問題対策連絡協議会	いじめ防止のための取組等について情報共有及び調査研究を行うとともに、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。	新規
スクールロイヤー活用事業	スクールロイヤーを活用し、いじめや不登校の問題などの未然防止のための教員研修や児童生徒向けの「いじめ防止集会」を実施する。	新規
発達段階に応じた命を大切にする教育の推進	学校の教育活動全体を通じて、多様性を認め、自他の「命」を尊重することの大切さについて指導していく。	継続



\*1 スクールロイヤー：学校で発生するさまざまな問題について子どもの利益を念頭に置き、法律の見地から学校に助言する弁護士のこと。

**基本方針2** 子どもたちの自主性・自立性を培い、たくましく社会を生き抜く力を育みます。

## 基本施策 **2** 体育・健康教育の推進

- 学校体育の充実に努め、健やかな体を育成するとともに、地域人材を活用した運動部活動を推進します。
- 学校保健や健康・安全教育の充実に努め、生涯を通して、自らの健康や身を守る資質や能力を育成します。
- 地場産品を活かした安全・安心な学校給食の提供や、食を通じた学びや健康づくりを推進します。

### ■現況と課題

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、児童生徒の体力の指標として、令和3年度と令和元年度の体力テストの結果を比較すると、市全体として体力低下が明らかとなっています。このことから、授業や外遊び等での運動の機会を確保し、工夫しながら運動をする習慣の定着に努めています。
- 活動量を十分に確保した授業実践の在り方や、運動の楽しさを実感できる授業づくりなど、体育指導の工夫改善に努めています。
- 低下した体力や運動能力を改善するために、引き続き、感染症への対応を図りながら運動や体を動かす遊びができる環境を整えていく必要があります。
- 保健の授業では、児童生徒が自分の体や健康について知る学習、けがや疾病の予防などの指導を行っています。
- 中学校・義務教育学校(後期課程)では、学校薬剤師による性や命に関する講演会や薬物乱用防止教室を実施し、全ての小・中・義務教育学校で、がん教育を行っています。
- 心と体の安定には栄養も大きく影響することから、学校給食の充実と食育に力を入れることは重要です。
- 献立に郷土料理・世界の料理・行事食を取り入れることで給食を通じた食の指導、毎月の献立表や給食だよりなどの配布により、地場産品の紹介を行っています。
- 朝食を欠かさず食べる習慣など家庭においても食育を促進することが必要です。

### ■指標

指 標	令和3年度 実績値	令和9年度 目標値
各測定項目から体力や運動能力をA～Eの5段階で評価する体力テストのAとBの児童生徒の割合 〈県体力・運動能力調査から〉	小学生 50.5% 中学生 58.9%	小学生 65.0% 中学生 65.0%
学校給食で使用する県内産の食材使用率の割合 〈11月の茨城をたべようウィークの実績〉	55.8%	67.4%
朝食を毎日食べている児童生徒の割合 〈全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙から〉	小学生 93.9% 中学生 96.0%	小学生 100% 中学生 100%

## 基本方向1 学校体育の充実

- ①生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を培う観点を重視し、運動の楽しさや喜びを味わうことができるような指導の工夫に努めます。
- ②児童生徒の発達段階を踏まえた指導内容の明確化と改善を図ります。
- ③部活動は生徒にとって教育的意義の高い活動であり、適切な練習時間と休養を取ることで成長期の身体に十分配慮して行います。
- ④指導などに意欲を有する地域人材の協力の下で活動を地域と協働で支えていく指導体制の仕組みを検討していきます。

### 【主な取組】

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
体育指導の工夫・改善	年間を通して児童生徒が適切に運動ができるよう、学習内容を工夫・明確化した年間指導計画の作成及び修正。	継続
体力の向上	体カテストの結果の活用と学校の特色を生かした体力づくりの実践。	継続
運動部活動の適正化	生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮するとともに、スポーツ障害を予防するため、適切な練習時間と休養日(週2日以上)を設定。	継続
地域クラブ活動への転換	地域の人材と学校が連携・協働した地域クラブ活動の指導体制の充実。	新規

## 基本方向2 学校健康教育の充実

- ①児童生徒が生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育成します。
- ②児童生徒の発達段階を踏まえて保健の内容の体系化を図ります。
- ③児童生徒の健康課題に適切に対応し、健康の保持増進を図るため、健康教育の充実に努めます。
- ④がんについての正しい知識とがん患者やその家族への理解を深めることを通して、健康と命の大切さを学ぶ、がん教育を推進します。
- ⑤安全教育の充実に努め、児童生徒の危機管理能力を育成します。

### 【主な取組】

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
教員向けのアレルギーに関する研修	食物アレルギーをもつ児童に対する対処法についての研修を実施する。	継続
各小・中・義務教育学校の養護教諭による養教部会の開催	学校保健を推進するため、毎月1回、小・中・義務教育学校の養護教諭が集まり、各学校で行っている学校保健の取組についての情報交換を実施する。	継続
専門医による講義	専門医による、歯と口の健康教育や飲酒・喫煙・薬物乱用防止教育を行う。	継続
がん教育の出前授業	医師やがん経験者による出前授業によりがん教育の充実に努める。	新規
発達段階に応じた防災教育の実践	児童生徒の実態や地域とのかかわりの状況等を踏まえた、それぞれの校種の段階による指導を行う。	新規
体験的な交通安全教室の開催	様々な交通場面における危険について正しく理解し、安全な歩行や自転車等の利用ができるようにする。	新規

## 基本方向3 食育指導と学校給食の充実

- ①各小・中学校の実態や発達段階を考慮しながら、食に関する指導の目標に即して、栄養教諭を中心とした指導体制を確立します。
- ②バランスの良い食事のとり方を学習し、子どもの頃から生活習慣病予防と元気な体・心づくりの推進を図ります。
- ③子どもを主体とした調理実習を行い、自分で調理し食べることを体験することにより、食に対する興味や関心を醸成します。
- ④旬の食材、郷土食や行事食を取り入れ、望ましい食生活、食料の生産や地域文化等に対する関心と理解を深める食育を推進します。
- ⑤子どもたちの心身の健康の保持増進が図れるよう、適切な管理がなされた給食を提供するとともに、アレルギー疾患を有する子どもたちの実態を把握し、安全性を最優先した給食対応等を行います。

### 【主な取組】

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
献立会議の開催	給食センター職員と各幼・小・中・義務教育学校の給食主任による学校給食の献立や食物アレルギー、学校給食の衛生などについて検討する。	継続
給食時の食に関する指導	栄養教諭・管理栄養士による給食時の食に関する指導を実施する。	継続
学級活動等での食に関する指導	栄養教諭による学級活動を中心とした授業での食に関する指導を実施する。	継続
地場産品活用の推進	地域の産物を学校給食に活用し、地域の食文化や地域の食料生産、流通、消費など給食の時間などにおける食に関する指導をする。	継続
郷土料理・世界の料理・行事食の実施★	学校給食で日本や世界の料理、行事食などを提供し、給食の時間などにおける食に関する指導をする。	継続
夏休み中学生料理教室の開催	管理栄養士のもと食生活改善推進員の協力により、中学生を対象に食事作りの実習を通して、食生活を見直し食事に関心をもってもらえるよう指導する。	継続
親子食育教室	市内の保育園児・幼稚園児と保護者を対象に、各地区の保健センターや小学校の調理室において、食に関する講話、調理実習、会食を実施する。(食生活改善推進員の協力を得て実施。)	継続
小学生の食育教室	放課後子どもプランを利用している小学生を対象に、各地区の保健センターや公民館の調理室において、食に関する講話、調理実習、会食を実施する。(食生活改善推進員の協力を得て実施。)	継続



基本方針2 子どもたちの自主性・自立性を培い、たくましく社会を生き抜く力を育みます。

## 基本施策 3 就学前教育と保幼小連携

- 豊かな地域資源を生かし、体験活動や交流活動を推進し、幼児期にふさわしい学びの充実を図ります。
- 公立や私立の幼稚園、保育所、認定こども園との交流・連携を深めるとともに、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、保幼小の連携を推進します。

### ■現況と課題

- 幼稚園生活のなかで、子どもたちは友達、地域の人や自然との関わりを通じて、集団生活における行動を培っています。
- 公立幼稚園では、令和2～3年度にかけて「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」の「協同性」に視点を当てた研究に取り組みました。
- 園児の情報交換会や研修の実施、コロナ禍においても積極的にオンライン研修へ参加することで、教師の資質の向上を図っています。
- 幼児の保護者アンケートでは、小学校・義務教育学校入学に関して、学習面の不安や先生・友達との関係を心配する保護者の意見がありました。
- 公立幼稚園では、小学校・義務教育学校の教頭及び教務主任と打合せし、行事のすり合わせや交流会について計画を立てるなど、円滑な連携を図っており、幼稚園、小学校のそれぞれの行事に相互に参加することで、幼児と児童との交流を図っています。
- 小学校・義務教育学校の教師と幼児教育施設から職員が参加し、新学齢児に関する引継ぎ及び情報交換会や相互参観などを実施し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続に努めています。
- 少子化で幼児数が減少し、保護者からは私立も含めた保育園・幼稚園間での交流も求められていることから、小学校・義務教育学校との連携に加え、市内教育・保育施設間の連携・交流機会が必要となっています。

### ■指標

指標	令和3年度 実績値	令和9年度 目標値
集団遊びの年間計画の作成、見直しを行っている市内教育・保育施設の割合	56%	100%
ステップ3に取り組んでいる市内教育・保育等施設の割合 〈ステップ2：交流がある ステップ3：接続を見通した教育課程の編成・実施〉	50%	100%

## 基本方向1 就学前教育の充実

- ①園生活を通して、友達と関わりながら集団生活に必要な行動の仕方を身につけていきます。
- ②地域での自然散策や交流活動など、自然や人との関わりを深める園外活動の充実を図ります。
- ③「遊び」を中心とした生活のなかで育まれる幼児期にふさわしい学びの充実に向けて、園への訪問指導や相互研修に取り組みます。
- ④園が地域における子育て支援を担えるよう、保護者のニーズに沿った預かり保育の充実を図ります。

### 【主な取組】

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
集団遊びを通じた教育	幼児が落ち着いて過ごし自由に自分を表現できる環境の下で、他者と関わって物事を進めていく体験を推進する。そのなかで、自他の行動の意味を理解し、きまりを守らなければならないことを気付かせる。	継続
自然や人との関わりを重視した活動の充実	野菜・栽培活動のほか、園外活動による自然散策や社会科見学などを積極的に取り入れ、地域の豊かな自然環境下での体験活動や、地域住民などとの交流活動の推進を図る。	継続
研修会の実施	各園の抱える課題などの解決に向けた、教諭及び保育士を対象とした研修会を実施することで、就学前教育の質の向上を図る。	継続
預かり保育事業	保護者の就労などにより留守となる家庭の園児について、教育時間の前後、さらに長期休業日などにおいて保育を行う。	継続

## 基本方向2 保幼小連携の推進

- ①子どもたちの発達や学びの連続性を確保するため、公立小学校・義務教育学校前期課程及び教育・保育施設相互の交流・連携を深め、幼児教育の充実を図ります。
- ②アプローチカリキュラム・スタートカリキュラムの更なる推進を図ることで、幼児教育から小学校教育への円滑な接続に努めます。
- ③小学校・義務教育学校との交流を教育・保育施設の年間計画に位置付けるとともに、学びの連続性を視野に入れた幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた教員研修を実施します。

### 【主な取組】

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
接続を意識したプログラム作成	接続を意識した幼児教育施設におけるアプローチカリキュラム、小学校・義務教育学校におけるスタートカリキュラムを作成し、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を推進する。	継続
小学校児童等との交流活動の実施	園外活動の一環として、園児が将来的に入学を予定する小学校・義務教育学校を訪問し、学校内見学のほか、訪問校の児童との交流を図る。	継続
保幼小接続推進のための研修会の実施	保幼小連携研修会を開催するとともに、情報交換や共通認識に向けた交流・連携の推進を図る。	継続
保幼小相互の授業参観	保幼小関係者が互いの教育を理解するため、各園・各校で行なわれるフリー参観などへの参加を推進する。	継続



## 基本方針3 地域の特色や子どもの実態に合ったより良い学習環境をつくれます。

### 基本施策 1 系統性・連続性のある小中一貫教育の推進

○より良い学習環境を目指し、義務教育9年間を連続した教育課程としてとらえ、地域の実態に合わせた小中一貫教育の構築を目指します。

#### ■現況と課題

- 本市では、現在、中学校及び義務教育学校後期課程ごとの4地区で小中一貫教育を推進しています。毎年、小中一貫教育推進委員会や担当者会議を実施し、各中学校区の取組について、情報交換を行っており、それぞれの取組は市ホームページで紹介しています。
- 小川南中学校区は小学校、中学校各1校で、学校間の距離も近く、小学校において中学校教員による授業や小中合同のあいさつ運動を行っています。
- 美野里中学校区は、小学校4校、中学校1校の学校間の距離が離れた5校で小中一貫教育を推進しています。
- 玉里学園義務教育学校は令和3年度に、小川北義務教育学校は令和4年度に、それぞれ開校し、一体型の小中一貫教育を行っており、5年生以上の学年で専科担当による授業を行っています。
- 玉里学園義務教育学校については、総合的な学習の時間で、全学年を通じて「玉里学」について系統的に学んでいます。
- 各地区の状況に合わせた小中一貫教育を進めていますが、今後は、小学校教員と中学校教員の交流・連携を強化し、小学校での教科担任制導入に取り組んでいくことが必要です。

#### ■指標

指標	令和3年度実績値	令和9年度目標値
中学校区内の小・中・義務教育学校において、教科の教育課程の接続や教科に関する共通の目標設定など、教育課程に関する共通した取組の実施率 〈全国学力・学習状況調査学校質問紙から〉	53.8%	100%

### 基本方向1 地域の実態に合わせた小中一貫教育の推進

- ①小中一貫教育を推進するにあたって、小中連携・小小連携を推進するプロジェクト会議を組織し、各中学校区の実態に合わせたスムーズな移行を目指します。

#### 【主な取組】

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
小中一貫推進委員会 小中一貫担当者会議	子どもの連続的な学びを創造する「小中連携・小小連携」を推進する。	継続

基本方針3 地域の特色や子どもの実態に合ったより良い学習環境をつくります。

## 基本施策 2 地域と一体となった教育の推進

- 学校のニーズに応えるボランティアを育成し、学校教育を支援する体制づくりを推進します。
- 地域に開かれた学校を目指し、学校教育の場に適した地域の人材を活用したコミュニティ・スクールと地域学校協働活動が両輪となった取組を推進します。

### ■現況と課題

- 本市では、旧野田小学校の地域で茨城県内初めてのコミュニティ・スクールを立ち上げ活動してきました。その経験を活かし、令和4年度までに全小・中・義務教育学校で学校運営協議会を設置しました。
- 地域の方々を、学校支援ボランティアとして、学校で様々な支援・協力を登録し、活動してまいりましたが、コロナ禍においては、教室内で児童生徒と接する活動が制限されたため、屋外での活動やオンライン学習時の補助など、活動内容を変更し、柔軟に対応しています。
- 保護者アンケートではコミュニティ・スクール導入についての認知度が大変低く、保護者や地域の方々への周知が必要です。
- 今後は、学校と地域が目標やビジョンを共有し、地域とともにある学校づくりを進めることが重要です。

### ■指標

指標	令和3年度 実績値	令和9年度 目標値
地域の学校支援体制の充実を図るための学校支援ボランティアの年間登録者数	176名	330名
地域の大人に、授業や放課後などで勉強やスポーツを教えてもらったり、一緒に遊んでもらったりすることがある児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙から)	小学生 －％ 中学生 －％	小学生 58.4％ 中学生 38.0％



小川北義務教育学校(令和4年4月開校)

## 基本方向1 地域の教育力の活用

①学校のニーズに応える地域住民をボランティアとして育成・活用し、特色ある教育活動を展開します。

### 【主な取組】

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
学校支援ボランティア活用事業	学校と地域の連携を図り、地域全体で学校教育を支援する体制を整えとともに、各地域の教育力の向上を図るため、より組織的な学校支援体制を構築する。	継続

## 基本方向2 地域の力を活かした学校運営

①幅広い地域住民等の参画により、地域と学校が協働し、地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する、地域学校協働活動に取組み、「学校を核とした地域づくり」を目指します。

②学校と保護者や地域の方々がともに知恵を出し合い、より良い学校運営となるよう、「地域とともにある学校づくり」を進め、コミュニティ・スクールの取組の充実を図ります。

③ホームページや学校だより等で学校の教育活動を積極的に発信します。

### 【主な取組】

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
コミュニティ・スクール推進事業 ★	コミュニティ・スクールに対する支援策を講じ、地域住民などが学校運営に参画するよう、一層の拡大・充実を図る。	継続



基本方針3 地域の特色や子どもの実態に合ったより良い学習環境をつくります。

## 基本施策 3 教育支援体制の充実

- 不安や悩みに対応する相談体制の充実を図り、個々の状況に応じたサポート体制の充実を図ります。
- 家庭の経済状況などの影響を受けることなく、安心して学校生活を送れるよう、学習支援体制の充実を図ります。

### ■現況と課題

- 近年、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、子どもの貧困やヤングケアラー\*1、性的マイノリティ\*2に対する偏見や差別などが社会問題となっています。
- 学校生活では、いじめや不登校、SNSトラブルなどの課題が見られ、様々な悩みや不安を抱えている子どもたちが増加しています。
- 保護者アンケートでは、いじめ・暴力行為等の問題への取組・未然防止について改善を求める意見が多くあります。
- 様々な悩みに対応するため、児童生徒、保護者に向けて、必要な情報が必要な時に提供できるよう、定期的に各種相談窓口についてお知らせしています。特に、長期休業明けに心が不安定になる児童生徒が多い傾向が見られるため、その時期には周知徹底に努めています。
- つまずきを見せる児童生徒は、県が配置している4名のスクールカウンセラーと市が配置している3名のスクールソーシャルワーカーとが連携して、継続的な支援に努めています。
- 不登校で通学が困難な児童生徒に対しては、教育支援センター(適応指導教室)への入級、電話や訪問などによる相談を行い支援しています。
- 経済的な理由から義務教育を受けさせることが困難な児童生徒の保護者に対して、就学に必要な費用の一部を援助しています。また、特別支援学級に入級している児童生徒の保護者に対しても、就学に必要な費用の一部を支給し、負担軽減を図っています。

### ■指標

指標	令和3年度 実績値	令和9年度 目標値
不登校児童生徒（30日以上欠席）の出現率 ※不登校出現率は1,000人あたりの数（不登校者数÷全児童・生徒数×1,000） 〈児童生徒の問題行動・不登校生徒指導上の諸問題に関する調査から〉	小学生 16.7人 中学生 75.1人	小学生 10.5人 中学生 45.3人
就学援助に関する周知回数	3回	8回
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる教育相談に関して、児童生徒が相談したい時に相談できる体制の割合 〈全国学力・学習状況調査学校質問紙から〉	—%	100%

\*1 ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

\*2 性的マイノリティ：こころの性・からだの性・表現する性が一致している異性愛者ではない人の総称。

## 基本方向1 教育相談体制の充実・強化

- ①学校と心の問題に関する専門家が連携・協力して問題を解決する体制づくりを推進します。
- ②不登校等、通学できない児童生徒に対しては、本人の希望を尊重し、個々の状況に応じて、教育支援センター(適応指導教室)やフリースクールとの連携、ICTを活用した学習支援等、様々な関係機関等を活用し、社会的自立に向けて支援します。

### 【主な取組】

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
教育相談体制の確立	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員など、専門家の積極的・効果的な連携を図る。	継続
教育支援体制の確立★	教育支援センター(適応指導教室)の積極的・効果的な充実を図る。	継続
スクールソーシャルワーカー配置事業	スクールソーシャルワーカーを配置し、発達障害や不登校などが懸念される幼児、児童生徒に対して学校と保護者、医療機関などの専門機関との連絡調整を図りながら、適切な支援を行う。	継続

## 基本方向2 学習機会の確保

- ①家庭の経済状況などの影響を受けず、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校生活に必要となる学用品費などの経済的な支援を行います。
- ②ヤングケアラーなど子どもを取り巻く様々な課題の解決に向け、福祉・教育分野、あるいは民間などと連携を図ります。

### 【主な取組】

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
就学援助(要保護・準要保護)	生活保護受給世帯に属する、または生活保護に準ずる程度に生活に困窮していると認められる世帯に属する児童生徒の保護者に対し、学校生活に必要な学用品費などの経済的な援助を行う。	継続
特別支援教育就学奨励費	特別支援学級に入級する児童生徒の保護者に対し、学校生活に必要な学用品費などの経済的な援助を行う。	継続
子どもの居場所づくり事業	生活困窮世帯における子どもの生活向上に取り組む。	継続

基本方針3 地域の特色や子どもの実態に合ったより良い学習環境をつくります。

## 基本施策 4 教育環境・教育体制の整備

- 学校施設の計画的な改修・修繕を図るとともに、安心して学べる教育環境を整備します。
- 学校と家庭、地域、関係機関が連携し、交通安全対策や防犯・防災対策を強化することにより、子どもたちの安全の確保に努めます。
- 研修の充実による教職員の資質向上を図り、学校の組織力の強化や教職員のサポート体制の充実を図ります。

### ■現況と課題

- 公立の教育施設では、築年数が経ち老朽化が目立つ学校があります。本市では、令和3年3月に策定した「公共施設等総合管理計画」(長寿命化計画)に基づき、老朽化した施設の改修を行い、学習環境の改善を図っています。今後も定期的な点検を実施し必要な修繕等を行っていきます。
- 少子化による新たな課題として、各学校で部活動数が制限され、部員が集中して活動場所が十分に確保されていない状況もあり、学校以外の公共の場所の確保も望まれています。
- 他県での通学路で発生した交通事故を契機として、国から示された新たな観点による通学路危険箇所の点検を行った結果、新たに50箇所を通学路上の危険箇所として追加したため、各関係部局と連携した早期の対策が重要です。
- 児童生徒へは交通安全マナー教育を実施し、通学における危険の再認識を図るとともに、遠距離通学となる児童には、スクールバス運行及び路線バス乗車代補助の通学支援を行っています。
- 教員の資質能力の向上に向けては、若手教員を対象とした指導法やICT機器を活用した指導法などの研修を実施、学校訪問時における授業改善の指導を行い、授業の工夫改善に継続して取り組んでいます。
- 教職員が児童生徒と接する時間を増やすために、自動音声応答装置を各校に導入し教職員の事務負担の軽減を図るなど、教職員の長時間労働の改善に向けて取り組んでいます。

### ■指標

指標	令和3年度 実績値	令和9年度 目標値
通学路危険箇所の解消率 (安全対策完了箇所数/危険箇所登録箇所数)	55%	80%
学校課題に即した校内研修を年間3回以上実施する学校の割合	—%	100%
茨城県教育研修センター希望研修受講者数(5年の累計値)	22名	180名
教職員のストレスチェック受診率	98.9%	100%

## 基本方向1 教育施設整備の推進

- ①長寿命化改修を中心とした計画的な老朽化対策、非構造部材の耐震対策、防災機能強化、太陽光発電設備などの環境教育に資する設備の導入など、教育環境の質的向上に取り組みます。

### 【主な取組】

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
長寿命化計画* <sup>1</sup> の推進	学校施設毎に運営状況や老朽化状況を把握し、計画的に施設の改修・修繕を実施する。	継続

## 基本方向2 学校安全対策の推進

- ①児童生徒が学校生活を安全・安心に過ごすことができるよう、通学路における安全確保や、災害時の避難体制の確保など、更なる安全対策に向けた整備・充実を図ります。
- ②児童生徒の危険予測・危険回避能力の向上を図るため、実態や発達段階に応じた計画的な安全教育を実践します。
- ③家庭や地域と連携し、緊急時のメール配信や見守り体制の充実を図ります。

### 【主な取組】

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
通学路合同点検	「市通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路危険箇所の解消に向けた合同点検を実施する。	継続
学校安全教育の充実	家庭や地域と連携した交通安全教室の実施や学校安全マップの作成など、学校安全教育の充実を図る。	継続
避難訓練・引渡し訓練	各小・中・義務教育学校、または学校合同による、あらゆる自然災害などを想定した避難訓練・引渡し訓練の実施を促進する。	継続
遠距離通学支援	市内全域の遠距離通学児童の通学支援を検討し、児童の安全確保と負担軽減を図る。学校再編により遠距離通学となる児童には、スクールバスの運行や路線バスの活用により、通学の負担軽減と安全を確保する。	継続
非構造部材等の安全点検	施設におけるひび割れや錆びといった異常を把握し、必要な対策を講じる。また専門的知見を要する遊具については、専門家による年1回の定期点検を実施する。	新規



五里学園義務教育学校(令和3年4月開校)

\*1 長寿命化計画: 構造体の劣化やライフラインの更新などにより施設(インフラ)の耐久性を向上させ、寿命をのばすための計画。

### 基本方向3 教職員の資質能力の向上

- ①国・茨城県教育研修センター・県・事務所・市などで行うICTなどの校外研修と、各学校の目標の達成と教育課題の解決を目指し行う校内研修を通して、これからの教職員に求められる資質能力を身につけられるよう取り組みます。
- ②キャリアステージに応じた研修を実施し、教員一人一人に学校内での役割について気付きを与えることで、連携を図り、組織力の強化に取り組みます。

**【主な取組】**

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
校外研修	国・茨城県教育研修センター・県・事務所・市などが主体で行い、これからの教職員に求められる資質能力を身につけられるよう取り組む。	継続
校内研修	各学校で行う校内研修を通して、これからの教職員に求められる資質能力を身につけられるよう取り組む。	継続

### 基本方向4 学校の組織力の強化と教職員のサポート体制の充実

- ①市立幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校に勤務する教職員の安全及び健康の確保に努め、快適な職場環境の形成を促進します。
- ②ワークライフバランスの考えのもと、管理職がリーダーシップを発揮して組織的な体制づくりを進めるなど、適切な学校運営マネジメントを行い、学校における働き方改革を推進します。

**【主な取組】**

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
ストレスチェックの実施	労働安全衛生法に基づくストレスチェックを、公立小・中学校教職員全員を対象に実施し、結果内容に応じた医師などからの面接指導や職場環境の改善検討を行う。	継続





## 基本方針4 生涯にわたる市民の学びや文化芸術活動を目指した学習環境をつくります。

### 基本施策 1 生涯学習社会の実現

- 市民が生涯にわたり、いつでも自由に学習を行えるよう、学習の機会の充実を図るとともに、学習成果を地域や社会のなかで発表・活用し、より充実した学習活動となるよう取り組みます。
- 各種団体間の連携・協働を支援するとともに、学習環境の整備に努めます。

#### ■現況と課題

##### 生涯学習活動の推進

国際化、情報化、科学技術の急速な進展や、少子高齢化など社会が激しく変化している今日、人々がいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような「生涯学習社会」を実現することの必要性が増大しています。そのため、市民が自由に主体的な学習活動を円滑に行えるよう、学習の場や機会の提供及び講師を紹介するなど様々な学習支援の充実化を図ることが必要です。

##### 学習機会の充実

市民が生涯にわたって学習を継続していくなかで、就学・就職・結婚・子育て・老後といったライフステージの変化にともない、求められる学習内容や手法は変わっていきます。また、学習の分野も文化芸術・スポーツ・コミュニティ活動など、その目的も、趣味・娯楽の充実から社会貢献に至るまで多種多様です。そのため、市民のライフステージ\*1やニーズに合った講座を企画・実施し、様々な学習機会を充実させることにより、市民が新しい知識や能力を主体的に獲得していけるよう支援していく必要があります。

##### 学習成果の活用

生涯学習活動を推進していくにあたり、市民が行った学習の成果が適切に評価され、それを生かして様々な分野で活動できる社会となることが求められています。自身の更なる成長と新たな仲間づくりにつなげるため、市民一人一人が習得した学習成果を自身のキャリアや家族のためだけでなく、地域や社会の中で発表または生かせるよう、まず、市民が学びたい分野を把握し、地域での活躍の機会を充実させていくことが必要です。

##### 各種団体の活動支援と指導者の育成

生涯学習活動をするなかで、市民が求める指導者に出会えない、施設の利用が他団体と重なってしまうなど課題があります。市民の生涯学習活動を円滑に進めていくために、指導者の発掘及び育成を図ったり、団体やサークル間の連絡体制を強化するなど、お互いの活動が活発となる環境づくりなど活動支援を行っていく必要があります。

\*1 ライフステージ：入学、卒業、就職、結婚、子どもの誕生、子どもの独立、退職など人生の節目ごとに段階に分けること。

## 学習環境の整備・充実

市内には、公民館や図書館、史・資料館など、市民が集い学習を行う生涯学習関連施設があり、これら施設は日常的な市民の学習の場という機能に加えて、コミュニティの活動拠点となっています。しかし、市内の生涯学習関連施設の15施設のうち約半数が開館から約40年経過しており、施設や設備の更新時期を迎えています。更に、今後40年間の方向性を定めた「小美玉市公共施設建築物系個別施設計画」により、生涯学習関連施設の統廃合や解体等施設のあり方が示されました。また、市民が安心して活動できる学習環境を整えていくために、建物の耐震化やユニバーサルデザイン\*1化、トイレの洋式化など、施設・設備の充実を進めています。また、学習情報の収集・発信とともに、施設に関する情報も積極的に発信することで、施設の認知度を上げ、誰もが気軽に楽しく学べる学習活動の拠点として、市民の施設利用促進を図っていくことが必要です。

## ■指標

指標	令和3年度 実績値	令和9年度 目標値
自主講座団体数	192 団体	190 団体
市民講座〔定期〕の講座数	26 講座	36 講座
人材バンクの登録者数	38 名	40 名



\*1 ユニバーサルデザイン:年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいように設計・デザインすること。

## 基本方向1 生涯学習活動の推進

- ①学ぶ意欲を持った市民が生涯学習活動を円滑に取り組めるよう、学習機会や学習支援に関する情報提供を行うとともに、市民の学習活動を支援する相談体制の充実を図ります。
- ②生涯学習への興味・関心を高めるため、身近な生活課題を取り上げることや、国際感覚を養う機会、まちの歴史・文化、デジタル機器などについて学べる機会等の講座の充実を図り、生涯学習へのきっかけづくりを推進します。
- ③自主講座団体間の連絡調整や自主講座の開催支援、講師の派遣を行う出前講座など、市民自らが主体となって実施する学習活動を支援します。
- ④市民が自分に適した学習機会を選択できるよう、様々な方法で積極的に学習情報や学習施設の情報を提供します。

### 【主な取組】

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
学習情報を得る機会の充実	市が発行する広報紙やホームページなどを通して情報発信を行うとともに、内容の更なる充実を図る。 市の生涯学習情報の入手場所や情報の収集方法等をわかりやすく提供することにより、市民が自分に最も適した学習機会を選択できるよう、より効果的・効率的な情報発信の方法を工夫する。	継続
学習相談体制の充実	市民の要望等に的確に応じられるよう、学習相談体制(情報提供)の充実を図る。 生涯学習施設を中心に、関連施設相互の連携、ボランティアや市民活動とのネットワーク化を進め、情報の取得から参加までが円滑につながるよう、適切な学習相談体制の充実に努める。	継続
市民講座等の内容充実★	市民のリクエストによる講座だけでなく、市民の身近な生活課題に着目した講座や、国際化や情報化に対応した講座など、新たな社会的ニーズを反映させた市民講座等を開講する。	継続
障がい者に関する学習機会の充実	障がいがある人もない人も気軽に参加できる講座などを開催し、障がい者が生涯学習に触れる機会の充実を図り、また、ノーマライゼーションに関する理解を深めることで、障がい者の学習を支援する人員の育成に努める。	継続
自主講座団体育成★	市民講座を終了した受講生が主体となり企画・運営し講座を開講することで、新たな仲間づくりや生涯学習活動への機会を提供する。 自主講座開設に際して、講師の紹介を行うなど講座に関する運営の支援を行う。	継続
出前講座	市民団体またはグループが選んだテーマやメニューに沿って、団体等が主催する学習活動の場に、専門的な知識や技術を持った講師を派遣し、お話や学習の手ほどき等を行う。 講師については、各公民館講座・自主団体講座の講師・人材バンクに登録をしている講師を派遣する。 出前講座を活用してもらうため、事業のPR活動を推進する。	継続
老人クラブ等への支援	高齢者の生きがいづくりに向けた学習意欲向上を図るため、老人クラブ等の通いの場で行う研修会、講座等の開催にあたり講師派遣の支援を通じて高齢者の生涯学習環境を整える。	継続
指導者の育成★	再掲 p79	継続
事業名	事業の概要	種別
市民への学習情報の提供	市の広報紙・ホームページ・チラシ・新聞など、各種メディアを活用しながら、様々な講座の情報など学習情報の提供を積極的に行う。	継続
掲示物の収集及び設置	生涯学習に関連する行政施設や各種機関、大学等と情報ネットワークを構築し、幅広く学習機会や講師の情報などの収集と発信を行う。 市内外の学習機会等に関するパンフレットやチラシを収集し、市民が気軽に情報を入手できるよう生涯学習施設等に掲示・配布する。 チラシ等の適正な管理・整理を行う。	継続
施設利用に関する情報の提供	再掲 p80	継続

## 基本方向2 学習機会の充実

- ①市民の「学ぶ意欲」に応えられるよう、また、生涯を通して学ぶことのできる環境を整備するため、乳幼児期、学齢期、高齢期などライフステージに応じた学習機会を提供します。
- ②生涯学習に関する市民のニーズ(市民の趣味、学習傾向、各種講座など)を的確に把握し、その時々に関心や社会環境に応じた講座を開催します。
- ③市民ニーズの把握では、施設窓口や講座参加者にアンケート調査を実施することで、市民が必要としている講座や市民の学習意欲の掘り起こしを行います。

### 【主な取組】

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
劇場デビュー事業★ 再掲 p91		継続
親子体験事業	親子のふれあいと交流の機会を提供するため、夏休み期間等を利用し、親子・家族・友人等を対象に、様々な体験講座を実施する。なお、講座の内容に沿って幼児から小学生までの子どもと親を対象とする。 親子を対象に、子どもたちが将来必要となる知識や経験を身につけるための学習や体験活動を支援する講座を実施する。	継続
ふれあい事業	児童の体験学習を実施する。	継続
中学校支援事業 再掲 p91		継続
学校芸術鑑賞事業・学校アクティビティ*1事業★ 再掲 p91		継続
高齢期対象事業★	おおむね 60 歳以上の人を対象に、実生活に即した教養の向上や、趣味の活動、社会参加による生きがいを高めることを目的として、移動教室・講演会等を実施する。	継続
自然観察事業	市民が自然観察を通して、自然に触れ自然の大切さを確認し、自ら環境保全への理解を深める機会を提供するため、自然観察教室を実施する。	継続
女性の活躍支援	女性が活躍できる社会を目指すため、職業能力向上のための講習会や起業・創業等に関するための講座を開催する。	新規
人権意識を高める学習活動の推進	基本的人権が尊重される地域社会になるよう、人権意識を高める学習機会を提供し啓発活動を行う。	新規
事業名	事業の概要	種別
市民講座〔定期〕★	生涯学習に関する市民ニーズを的確に把握し、定期講座を開設する。	継続
市民講座〔短期〕	定期(長期)での参加が難しい市民などが、参加しやすい内容・期間の講座を開設する。	継続

\* 1 アクティビティ: 一般的には「行動」や「活動」などを指す。本市における「学校アクティビティ事業」では、文化芸術に触れたことのない子どもたちに、芸術文化に触れる機会を設けている。

### 基本方向3 学習成果の活用

- ①公民館講座の受講生が、自己啓発を目的とした学習活動にとどまらず、学習の成果をボランティア活動や地域の活性化に生かせるよう、学習成果を発表する機会を創出します。
- ②地域の課題が多様化していくなかで、一人一人が培った生涯学習の成果をボランティア活動や地域の活性化につながる支援をします。

**【主な取組】**

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
作品展の開催	市民講座終了後に、学習成果を発表できるよう作品展を開催する。	継続
市文化協会祭事業 再掲 p90		継続
市民文化祭事業★ 再掲 p90		継続
人材バンクの登録★	様々な知識や経験を積んだ市民が地域において力を発揮できるよう、生涯学習人材バンクの登録者数を増やすことに努める。そのため、制度の周知方法など運営体制づくりを行う。	継続

### 基本方向4 各種団体の活動支援と指導者の育成

- ①各種団体の活性化を図るため、課題解決の方法や情報の提供を行いながら、各関係機関との連絡調整を行い、地域づくりにつなげられる活動支援に取り組みます。
- ②公民館を利用する団体やサークル間の連絡体制を密にし、お互いに学習活動をしやすい場を提供するとともに、市民からの学習活動への要望等に対しても連携体制の充実を図ります。
- ③市民の学習活動をより豊かなものとするために、様々な分野の指導者に適した人材を発掘するとともに、指導者として活動できるよう育成に取り組みます。

**【主な取組】**

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
生涯学習活動関連機関・団体等の活動支援における体制づくり★	市民の生涯学習活動を支えるため、各種生涯学習施設や学校、地域の団体、市民活動団体等が相互のネットワークを強化し、協働による体制づくりを行う。 団体・サークル間の連携による予約時間・部屋等の調整を図り、学習活動への支援を行う。	継続
指導者の育成	指導者となる各公民館講座の講師や人材バンクに登録している講師については、出前講座などの学習事業の企画や学習相談窓口などで、積極的な活用に努める。	継続
社会教育主事、社会教育指導員の活用	市民が生涯学習活動に際して専門的技術的な助言・指導を受けられるよう、社会教育主事、社会教育指導員の適切な配置、活用を図る。	継続
人材バンクの登録★ 再掲 p79		継続

## 基本方向5 学習環境の整備・充実

- ①生涯学習活動の場となる施設においては、老朽化等をはじめ、個別の状況を勘案し、施設の統廃合や市民ニーズに沿った設備の更新など、施設のあり方や効率的な運営を含めて検討し、市民が安全・快適に生涯学習活動を行えるよう支援します。
- ②市民が積極的に学習活動を行う拠点として、施設機能を充実させます。
- ③インターネット等を活用した情報提供など、デジタル化の充実を図りながら各種サービスの向上を目指し、市民が利用しやすい環境をつくります。
- ④生涯学習に関連する行政施設や各種機関、大学などと情報ネットワークを構築し、幅広く学習機会や講師の情報などの収集と発信を行います。

### 【主な取組】

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
施設・設備の充実★	「小美玉市公共施設建築物系個別施設計画」に基づき、順次除却・集約化等の整理及び改修・修繕等による長寿命化を進め、適切な利活用を促進する。 誰もが生涯学習施設を安心して快適に利用できるよう、施設の整備や改修の時期に合わせてユニバーサルデザイン(誰もが利用しやすいような生活環境のデザイン)化を推進します。	継続
生涯学習施設の管理運営	利用しやすく安全な施設となるよう、適切な施設管理を実施する。 施設機能を充実するための運営体制づくりを行う。	継続
施設利用に関する情報の提供	インターネットによる施設の空き状況の確認や利用申請書等のダウンロード、施設利用の情報提供など、デジタル化の充実を図る。	継続
掲示物の収集及び設置	市内外の学習機会等に関するパンフレットやチラシを収集し、市民が気軽に情報を入手できるよう生涯学習施設等に掲示・配布する。 チラシ等の適正な管理・整理を行う。	継続



基本方針4 生涯にわたる市民の学びや文化芸術活動を目指した学習環境をつくります。

## 基本施策 2 知識の醸成と価値創造の場の充実

- 市民の人生をより豊かなものにするための読書活動を推進します。
- 誰もが安心して快適に図書館で過ごすことができるよう、市民ニーズに沿った図書資料及び図書館サービス、施設整備の充実を図ります。

### ■現況と課題

#### 読書活動の推進

読書活動は、言葉や知性、感性、表現力、創造力など豊かな人生を生き抜く力を身につけるために大切なものです。今後も積極的に読書活動を推進していく必要があります。

生涯にわたり読書活動を行うためには、子どもの頃から本に触れ、楽しむことが大切です。市では令和3年度に「子ども読書活動推進計画」を策定しました。今後は計画に基づき、親子で学び絆を深めることのできる読書活動の促進が求められています。

また、令和元年には「読書バリアフリー法」(視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律)が成立し、さまざまな障がいのある方が利用しやすい形式で本の内容にアクセスできるような環境づくりが求められています。

#### 図書館サービス等の充実

図書館の利用については、限られた市民の利用に留まっています。市民のニーズに応じたきめ細かい図書館サービス等を展開することにより、市民が知識を醸成し、新たな価値の創造を行う場として相応しい、広く市民に利用される親しみある図書館を目指し、市民の生活文化の向上を図ることが求められています。

### ■指標

指標	令和3年度 実績値	令和9年度 目標値
障がい者が利用しやすい資料の蔵書点数	624 点	700 点
資料貸出数	95,715 件	130,000 件

## 基本方向1 読書活動の推進

- ①年齢、生活環境、障がいの有無、住んでいる地区などにかかわらず、すべての市民が本に親しむことができるための環境づくり、また読書に関心を持ってもらえるためのきっかけづくりに取り組みます。
- ②読み聞かせなどのボランティアを育成するとともに、家庭、学校、幼稚園や保育園など地域で行われている読書活動と連携し、支援することで、地域が一体となった読書推進体制をつくります。

### 【主な取組】

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
図書館講座・イベントの開催★	図書館利用促進のため、市民が気軽に参加できる講座や講演会、イベント等の事業を開催する。	継続
おはなし会★	乳幼児期から絵本に親しみ、親子でふれあう時間を過ごす機会を提供することで、豊かな感受性と創造力を養うとともに、本を読むことの楽しさを伝える。	継続
ブックスタート★	家庭でも絵本を開いて、親子でふれあってもらうため、生後4～5か月児の健診時に絵本のプレゼントと絵本の読み聞かせを行う。	継続
移動図書館車サービス	図書館を利用しにくい市民でも本に親しむことができるよう、市内を巡回する移動図書館車を定期運行する。	継続
広報活動	様々な世代や環境の市民に向けて、広報おみたま、図書館ホームページ、図書館だより、SNSなど多様な媒体を活用し、図書館や読書の魅力を発信する。	新規
障がい者が利用しやすい資料の整備★	大活字本、点字図書、LLブック、さわる絵本など、さまざまな障がい者が利用しやすい資料を図書館に整備する。	新規
図書館ボランティアの育成★	読み聞かせなど図書館の活動を支援するボランティアの発掘・育成を図る。	継続
地域の読書活動との連携	学校、幼稚園、保育園、高齢者施設などで行われている読書活動と連携した事業や、図書館団体見学の受け入れを行う。	新規
団体貸出	地域の活動のなかで図書館資料が活用されるよう、団体貸出を行う。	新規



## 基本方向2 図書館サービス等の充実

- ①市民のニーズに応え、図書館資料及びサービスを充実させます。また、地域の資料を含めた資料の適切な管理・収集を行います。
- ②市民が安全に、また快適に施設を利用できるよう、ユニバーサルデザインを取り入れながら、施設・設備の計画的な改善を図ります。
- ③図書館の配置については、市民のニーズを勘案しながら適正化を図ります。

### 【主な取組】

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
図書館資料の充実★	市民ニーズに対応した、図書館資料の整備と充実を図る。	継続
レファレンスサービス	市民の学習や研究、調査に必要な情報・資料の収集を支援するため、市民の問合せ等に対して、資料の検索、アドバイス等を行うなどレファレンスサービスを実施する。	継続
相互貸借サービス	市図書館が所蔵していない資料については、県立図書館のほか、県内各図書館との相互貸借サービスにより迅速に対応する。	継続
図書館資料の適切な管理	計画的な図書資料等の収集・受入・分類・配架・保存を行う。 修理不能となった汚破損本や資料価値のなくなった資料、保存年限が経過した資料については、計画的な除籍に努めるとともに、図書館まつりや館内での配布を行う。 貴重な地域資料や郷土資料の収集やデジタル化を行い、市民にも公開する。	継続
WebOPAC*1サービス	インターネット環境を通し図書館資料を検索、予約ができる環境を提供する。	新規
障がい者が利用しやすい資料の整備★	再掲 p82	新規
団体貸出	再掲 p82	新規
施設の整備★	施設の安全点検に基づき、必要な修繕を行うとともに、ユニバーサルデザインを取り入れた、誰にでも使いやすい施設となるよう計画的な施設の改善を図る。 図書館が市民にとって居心地のよい場所となるよう、日常の維持管理を通して快適な環境づくりを行う。	継続

\*1 WebOPAC: OPAC(オパック、オーパック。Online Public Access Catalog)は、利用者自らが蔵書検索できるよう整備されたシステムのこと。主に図書館内の検索用端末により提供されていたが、インターネットにより館外からも検索可能になったものを特に「Web OPAC」と呼び区別している。

基本方針4 生涯にわたる市民の学びや文化芸術活動を目指した学習環境をつくります。

## 基本施策 3 次代を担う青少年の健全育成

- 子どもたちが地域で安全かつ安心に過ごせるよう、学校、家庭、地域や関係団体が連携し、次代を担う青少年の健全育成に取り組みます。
- 乳幼児期から小・中学校期まで切れ目のない家庭教育支援に取り組み、家庭の教育力の向上を図ります。

### ■現況と課題

#### 地域における青少年育成体制の整備促進

全国的に、家庭環境の多様化や地域社会の変化による親子の育ちを支える人間関係の希薄化が進んでいます。

本市においても、地域で子どもと接することのできる機会が少ないことから、より子どもたちが安心して心身ともに健全に育つことができるよう育成指導者となる青少年健全育成団体等との連携を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となった取組が必要です。また、青少年健全育成団体等の各活動がより有意義なものとなるよう、各団体等メンバーでの連絡体制を強化し共通理解を得たりするなど、子どもたちが安全に過ごせる環境を整える取組の促進が求められています。

近年では、青少年の急速なインターネットの利用拡大における問題や、成人年齢引き下げにおける消費者被害の拡大が懸念されており、このような有害環境から青少年を守るための取組も求められています。

#### 青少年の体験活動の推進

地域の子どもが主体となる活動へは、地域との関係が希薄で参加するきっかけがないなどの理由で参加をためらう家庭もあることから、参加を促す機会の提供が重要であり、青少年健全育成団体等が行う企画や社会体験活動、地域活動への参加を促進していくことが必要です。

#### 青少年の居場所づくり

全国的な青少年を取り巻く問題として、児童虐待、ひきこもり、子どもを狙った犯罪など、様々な状況があります。こうした状況の背景には、社会構造の変化や、家庭・地域での教育力の低下が関係していると考えられています。

子どもたちが、将来に向けて社会の一員としての社会性や自主性などを身につけるためにも、学校や家庭以外で、同世代や異世代と交流できる機会を設けるなど子どもたちが将来に向けて安心して健やかに成長できる環境を整えていくことが必要です。

#### 家庭における教育力の向上

子育て家庭は、不安や悩みを抱えており、子どもの育ちをめぐる様々な問題が生じています。本市では、公立の幼稚園・小学校だけではなく、私立の幼稚園・保育園においても家庭教育学級を実施していますが、参加者が固定化されている状況にあります。今後も、親と子のニーズを把握しながら様々な講座を設けるとともに、家庭教育学級の内容の質を向上させていくことが必要です。

## ■指標

指標	令和3年度 実績値	令和9年度 目標値
「青少年の健全育成に協力する店」の登録件数	28 件	35 件
市内及び特別巡回パトロールの実施回数	11 回	24 回
家庭教育学級の実施率	66.6%	100.0%



## 基本方向1 地域における青少年育成体制の整備促進

- ①子どもたちの健全な育成を図るため、学校と家庭が連携し活動する団体を支援するとともに、「地域の子どもは、地域で守る」という理念に基づき、青少年の健全育成活動に取り組む各種団体を支援します。
- ②七つの祝い式典や二十歳のつどい式典といった子どもたちの成長を祝う事業も継続して開催していきます。
- ③子どもに関わる家庭と地域のネットワークを密にし、学校と連携を図り、地域における青少年を育成する体制づくりを促進します。
- ④青少年を取り巻く環境を健全に保つため、地域の店舗に協力を働きかけます。

### 【主な取組】

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
社会教育団体への支援	学校と家庭がともに教育について理解を深め合い、学校教育の充実や地域における教育環境の充実を図るため、「市PTA連絡協議会」の活動を支援する。	継続
子ども会育成団体への支援	子どもたちが、祭りや遊びなど様々な体験を通して、異年齢のなかでの人とのつきあい方や社会のルールなどを身につけるため、「市子ども会育成連合会」の活動を支援する。	継続
各地域の青少年健全育成団体への支援	青少年の健全育成と非行防止のため、パトロールや研修等を行う「市青少年相談員連絡協議会」の活動を支援する。 青少年の健全な育成を図るため、子ども議会やあいさつ声かけ運動など、様々な事業・イベントを行う「青少年を育てる小美玉市民の会」の活動を支援する。	継続
七つの祝い式典★	未来を担う子どもたちの健やかな成長を願い、七歳の節目を祝う式典を開催し、ランドセル贈呈と親子で参加できるバラエティショー(芸術鑑賞)を実施する。	継続
二十歳のつどい式典★	20歳の新しい門出を祝福するため、市内居住及び市内中学校を卒業した20歳を迎える方々を対象に、式典を開催する。 式典対象者代表による実行委員会を組織し、企画から当日の進行までを担当する。	継続
連携・協力体制の整備促進	学校・家庭・地域が連携・協力して子どもを育むネットワークづくりを進め、保護者や地域住民による学校教育活動や地域の学習・体験活動等への支援を促進する。	継続
学校を核とした地域コミュニティの活性化★	「学校を核とした地域づくり」の実現に向けて、コミュニティ・スクールと連携を図りながら、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して様々な活動を行う「地域学校協働活動」を推進し、次世代の青少年の健全育成を図る。 学校と地域をつなぐ地域学校協働活動推進員等の人材育成を推進し、地域コミュニティの活性化を図る。	新規
「青少年の健全育成に協力する店」の登録促進	地域にある店舗に、青少年に有害な商品の陳列・販売の制限や青少年への声かけなどに協力をする「青少年の健全育成に協力する店」への登録を促進する。	継続
青少年健全育成のための啓発活動★	地域社会の連帯感を強め、豊かな人間関係を育む、明るく安全で住みよい地域社会づくりを進めるため、あいさつ声かけ運動を実施する。 青少年育成運動啓発用のぼり旗や青少年健全育成標語に関する看板等を市内各地へ設置し、青少年育成に対する意識の啓発を行う。 青少年が SNS によるトラブルに巻き込まれることなく安全に通信機器やインターネットを利用できるよう啓発活動を行う。	新規

## 基本方向2 青少年の体験活動の推進

- ①地域社会の一員としてボランティア活動やまちづくり活動に参画する機会を提供します。
- ②自分が住んでいる地域への愛着心や誇りを育むきっかけをつくり、郷土愛の醸成を図ります。
- ③地域のイベントへの参画や子ども会活動の中心となるジュニアリーダーの育成を図ります。
- ④自然体験やレクリエーション、地域行事への参加を通して、子どもたちの思いやりの心や社会性を醸成します。

### 【主な取組】

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
子ども議会★	子どもたちが議会活動の一部を体験する子ども議会を開催する。市政をより身近に感じ関心を高めるため、子どもたちから見た市政に対する意見や要望、提言などを聞き、子どもたちのまちづくりへの参画を促進する。	継続
職場体験・職場見学	職場体験や職場見学の情報提供及び、受け入れを実施する。	継続
環境保全活動	子どもたちが通学路のゴミ拾いを行い、地域の美化活動に参加することで、地域への愛着心を育てる。	継続
青少年のボランティア活動支援★	市内在住もしくは在学の中高生で活動しているリーダーズクラブ小美玉の活動を支援する。子どもの体験活動を広げるとともに、子ども会活動の充実を図る。	継続
郷土検定の実施	中学2年生・義務教育学校8年生を対象に、いばらきっ子郷土検定を実施し、郷土への愛着心や誇りを育む。	新規
こどもの体験イベント	子どもたちの遊びを通した様々な体験イベントを開催する。	継続
ジュニアリーダー研修会	様々な体験活動による研修会や子ども会活動支援、自然体験キャンプの開催、市の行事への参画など、活動の中心となるジュニアリーダーの育成を図る。	継続
三世代交流事業	三世代交流事業やコミュニティまつりにおいて、地域の中で世代を超えてふれあい、交流を通して青少年の健全育成に努める。	継続



### 基本方向3 青少年の居場所づくり

- ①児童が心豊かで健やかに成長していくよう、地域の中で放課後等の安全・安心な居場所を確保します。
- ②青少年が地域で安全・安心に過ごせるよう、巡回パトロールを実施するなど青少年を取り巻く環境の健全化に取り組みます。

【主な取組】

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
放課後子どもプラン	小学校・義務教育学校1～6年生までの児童を対象とした放課後等における子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設置し、指導員を配置する。	継続
市内及び特別巡回パトロール	市内巡回パトロールや、祭りやイベント時の特別巡回パトロールを実施する。	継続

### 基本方向4 家庭における教育力の向上

- ①保護者が家庭教育学級を通して、家庭でのしつけや子育てに関する知識を学ぶことで、家庭の教育力向上を図ります。
- ②子育ての悩みなどを共有できる保護者同士のネットワークづくりの機会を提供します。

【主な取組】

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
家庭教育学級の実施★	子育ての基本的な知識や子どもの生活習慣、しつけなどに関して学ぶ機会の提供や保護者同士の交流の機会となる家庭教育学級を保育園、幼稚園、学校において開催する。	継続
家庭教育学級の内容の充実	保護者が子どもへの接し方やしつけなどについて学び・体験するだけでなく、保護者同士で家庭での教育について話し合えるよう、専門家を交えながらグループでワークショップ*1を行うなど家庭教育学級の充実を図る。 家庭教育学級だよりを配布し情報提供を図る。	継続
家庭・地域と連携した家庭教育の支援★	家庭教育支援に関する情報提供を行う。 保護者のニーズに応じた訪問型の家庭教育支援体制づくりを図る。	新規

\*1 ワークショップ:様々な立場の人々が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていくこと。

基本方針4 生涯にわたる市民の学びや文化芸術活動を目指した学習環境をつくります。

## 基本施策 4 文化芸術の創造・発信

- 市民の文化芸術活動の充実に努めるとともに、誰もが親しめるよう様々な文化芸術に触れる機会を提供します。
- 文化財や地域に根ざした伝統文化の保護・保存に努めるとともに、その積極的な活用により郷土への愛着を育みます。

### ■現況と課題

#### 文化芸術活動の充実

文化芸術を創造・発信するため、誰もが参加できる創造的な文化芸術活動を充実させる必要があります。

本市においては、市主催の芸術鑑賞事業や、住民劇団・住民楽団による文化芸術活動、また、市民が企画運営に関わりながら事業を実施するなど、多くの市民が参加できる事業を展開しています。

活動の発表の場や優れた文化・芸術の鑑賞機会を提供するとともに、市民による自主的な文化・芸術活動の展開を支援していくことが求められています。

#### 文化財の保護と史・資料館の充実

本市には、下馬場ばやし・堅倉ばやし・羽鳥囃子(はやし)といった郷土芸能や、立延の青屋(あおや)祭(さい)や盆(ぼん)綱(づな)・素鷲(そが)神社の祇園祭などの無形民俗文化財、そして伝統工芸品があります。これら地域の歴史を伝える貴重な文化財を保存・継承していくことが大切です。

#### 市民の文化芸術に触れる機会の充実

本市では、市内の文化ホール3館を拠点としてまち全体をどのように元気にしていくかを考えた「小美玉市まるごと文化ホール計画」を基に、「持続可能な豊かな文化のまち」の実現を目指しています。幅広い市民が本物の文化芸術に触れ、新しい発見ができるよう、様々なかたちで関われる文化芸術の取組を実施していくとともに、市民の文化芸術活動については、これまでの活動を更にステップアップできる仕組みづくりを促進し、文化芸術活動の新たな担い手を育成していくことが必要です。

### ■指標

指標	令和3年度実績値	令和9年度目標値
自主事業における来館者の満足度	—	60%
特別展・企画展等の開催及び教育普及事業の開催数	4回	5回
施設の参画・参加者の推奨・参加・感謝の修正 NPS	—	50点

\*1 NPS: Net Promoter Score(ネット・プロモーター・スコア)の略で、企業やブランド、サービスなどに対する顧客の愛着や信頼を計測する指標として多くの企業に取り入れられている評価方法で、近年公共サービスにおいても、活用されているもの。0~10の11段階で評価する。その評価を基に0~300点の点数に換算している。

## 基本方向1 文化芸術活動の充実

- ①市民が主役の文化芸術活動を市民と行政が協働で取り組み、地域の実情にあった事業を推進します。
- ②文化芸術による地域活性化を目指します。
- ③地域固有の歴史・文化を次代に伝えていくために、市文化協会をはじめとする市内文化芸術活動ボランティア団体等の支援に努めます。

### 【主な取組】

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
文化芸術活動の推進体制★	市民による実行委員会、プロジェクトチームを中心に、企画から実行に至るまで、市民参画(住民参加、住民参画、住民主体、行政支援)による多様な事業を展開していく。	継続
住民劇団・住民楽団の支援	市民が文化活動へ参加するきっかけづくりや参加しやすい環境を整えることにより、市民自らが音楽や舞台芸術をつくり上げるなど、市の文化芸術の向上に努める。	継続
音楽を楽しむ事業の推進★	市民が参加しやすい、参加して楽しい、そして、質の高い音楽事業を提供するため、アーティストと市民ボランティアによる参加型の事業を推進する。	継続
指導者の育成・情報提供	指導者講習会の開催や団体相互の情報交換のためのネットワークづくりにより、歴史関連ボランティア団体の活動の充実を図る。	継続
市文化協会祭事業	市文化協会の活動における支援に努めるとともに、日頃の活動の成果発表の場として「市文化協会祭」を開催する。	継続
市民文化祭事業★	本市産業と地域文化の振興を目的として市文化協会及び文化団体の参加による「市民文化祭」を開催する。	継続

## 基本方向2 文化財の保護と史・資料館の充実

- ①本市の歴史・文化・伝統を継承していくため、市内各所に分散している文化財(収蔵品)や郷土資料など図書類の適正な保存・管理を行い、収蔵品の種類に応じた一括管理を推進します。
- ②地域の歴史や文化を次代に伝えるため、常設展・特別展・企画展の展示内容の充実に努めます。
- ③館外活動として史跡巡りなどの教育普及事業を実施します。
- ④本市の貴重な財産である文化財や歴史資料・埋蔵文化財の調査・研究を行い、その成果を公表及び活用していきます。
- ⑤郷土芸能や民俗文化財の保護活動を行う団体への支援を行い、市民に地域の歴史・文化・伝統を知ってもらうことにより、市民の郷土への愛着心を育てます。

### 【主な取組】

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
文化財の適正な保存・活用	地域の歴史を伝える大切な文化財を適正に維持し、市民が親しめるよう活用していくため、文化財の周辺の除草作業や看板の設置等を行う。 開発等の工事にともなう試掘調査及び発掘調査を行う。	継続
収蔵施設の確保★	収蔵品及び図書等の整理・分類に努める。 収蔵施設を確保し、適正な保存、収蔵品の種類に応じた一括管理を行う。	継続
郷土芸能保存会への支援 再掲 p91		継続
民俗文化財保護活動への支援 再掲 p91		継続
常設展示リニューアル事業★	地域の歴史や文化を次世代に伝えるため、常設展示を分かりやすく充実したものにリニューアルする。	継続

企画展等の開催及び教育普及事業の実施	市民ニーズや日頃の調査研究成果を反映した特別展・企画展を開催する。 館外活動として、昔の人々の暮らしを学ぶ体験学習や史跡巡りなどの歴史探訪講座等の教育普及事業を実施する。	継続
史料館報の刊行	市内の文化財や歴史資料について、調査・研究の成果を史料館報として毎年1回刊行する。	継続
埋蔵文化財発掘調査報告書の刊行	開発等ともなう埋蔵文化財の発掘調査報告書を刊行する。	継続
出土品展の開催★	発掘調査等で出土した遺物を展示する速報展を毎年1回開催する。	継続
郷土芸能保存会への支援	郷土芸能保存会の活動が活発に行われるように支援する。	継続
民俗文化財保護活動への支援	市内に残るお囃子や神輿などの民俗文化財の保護を行う保存会の活動が活発に行われるように支援する。	継続

### 基本方向3 市民の文化芸術に触れる機会の充実

- ①市民が質の高い文化芸術に触れるための機会の拡大を図ります。
- ②ワークショップや体験教室など、実際に体験できる機会を増やすことで、誰もが参加できる文化事業を推進します。
- ③幅広い市民に親しまれる文化ホールとなるよう、市民の文化芸術活動を支える各館のボランティア組織の育成・支援を図るとともに、3館それぞれの特色を生かした施設運営を行います。
- ④文化ホールに関する情報の周知を徹底するため、戦略的な広報活動を行います。

#### 【主な取組】

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
鑑賞事業★	優れた舞台芸術・コンサート・映画等の鑑賞機会を提供する。	継続
創造事業★	市独自のオリジナル作品等の企画制作をする。 市民参加機会の提供及び支援活動を行う。	継続
育成事業★	芸術や文化活動を担う人材や団体を育成する。	継続
コスモスプロジェクト★	生涯学習活動の推進と文化の振興を図るため、コスモスを中心に、市民が主体となって実施するプロジェクトの支援に努める。 コスモスプロジェクトにより生涯学習センターコスモスや周辺施設のしみじみの家、民家園の活性化を図る。	継続
文化講演会	市民が広い視野から文化や教育を展望するような、時代のニーズに合った課題をテーマに講演会を実施する。 市民の学習機会の提供に寄与することを目的に、文化・教育・人権等幅広い分野から支持される講師を選定し開催する。	継続
中学校支援事業	中学校の演劇部や吹奏楽部の支援を行う。また、職場体験として文化ホールの運営に関する技術を体験できるプログラムを提供する。	継続
学校芸術鑑賞事業・学校アクティビティ事業★	次代を担う子どもたちや青少年が、優れた文化芸術に触れる機会を提供する。	継続
地域アクティビティ事業	ホールだけでなく市内のあらゆる地域に出向き、文化芸術に触れてもらう機会を創出し、市民が文化ホールへ足を運ぶきっかけづくりをする。	継続
劇場デビュー事業★	妊娠・子育て中の人などが気軽に参加できる文化芸術事業を継続的に実施する。	継続

優れた文化芸術に触れる機会の充実★	より多くの住民へ質の高い文化芸術に触れる機会を提供する。	新規
魅力的な劇場づくり★	劇場の運営及び文化芸術活動への愛着度を高める。	新規
サポーター事業★	市民の文化芸術活動を支えるボランティア組織を育成・支援する。	継続
小美玉市まるごと文化ホール計画推進事業★	「小美玉市まるごと文化ホール計画」に基づき、3つの文化ホールが連携し、特性を生かすことで、継続して地域住民に親しまれる運営を推進する。	継続
広報戦略事業	文化ホール事業を多くの市民に知らせるために、ホームページや広報紙等の充実を図るとともに、SNSや動画などのツールを取り入れながら、様々な文化事業に関する情報を発信する。	継続





## 基本方針5 生涯にわたる市民のスポーツ活動の活性化を目指したスポーツ環境をつくります。

### 基本施策 1 子どものスポーツ機会の充実

○幼児期から学童期、青年期の子どもたちが心身ともに健やかに成長するよう、また、子どもの運動・スポーツ活動が豊かなものとなるよう、その充実に総合的に取り組みます。

#### ■現況と課題

##### 幼児期における運動・スポーツ機会の充実

少子化や社会情勢の変化により、幼児期からの身体活動・運動などの多様な動きを身につける機会が減ってきています。幼児期の運動は、健康的な身体を育成するのみならず、友達や保護者と遊んだり運動したりするなかで、主体性や社会性を育む効果も期待されており、生涯にわたって豊かな人生を送るための基盤づくりです。また、幼児期の運動は学童期の運動能力に影響するとも言われており、体を動かす気持ちよさや楽しさを経験することができる取組が大切です。

そのため、幼稚園・保育所等と連携し、家庭・地域が一体となった多様な運動・スポーツの機会を提供し、運動の習慣付けを行うことが重要です。

##### 学校体育・スポーツ活動の充実

子どもを取り巻く環境やライフスタイル等の変化により、子どもたちの体力・運動能力が低下傾向にあります。令和3年度実施の児童生徒対象アンケートによると「授業以外でスポーツをしているか」の問で「運動・スポーツはあまりしない」と回答した割合は20.6%となっています。また、しない理由として「やりたいスポーツがない」が最も多く、「うまくできない」「きらい」も上位にあります。

教職員はもとより、地域のスポーツ指導者の活用等による指導の充実に図り、多様なスポーツに取り組める環境や、運動の楽しさが伝わる学習・指導、運動が苦手な子どもでも運動が好きになるよう指導の工夫をしていくことが大切です。特に運動部活動においては、全国的に令和5年度までに学校単位から地域単位の活動に変えていくことが求められており、本市においても、より地域と連携していくことが大切です。

##### 子どもを取り巻くスポーツ環境の充実

令和3年度実施の児童生徒対象アンケートによると、子どもたちが積極的に楽しみながら体を動かすようになるには、仲間と共に楽しめる、身近な生活の場である地域でのスポーツ活動の充実が重要であることがわかりました。また、運動・スポーツに取り組むきっかけづくりとなるような多様なスポーツを体験できる場も求められています。

子どもたちが、より安全に気軽に運動・スポーツができるよう、環境の整備・充実に図っていく必要があります。

## ■指標

指標	令和3年度 実績値	令和9年度 目標値
プレ・すぽ〜つ教室参加者数	2,963 人	7,000 人
スポーツ少年団活動支援	9 種目	10 種目



## 基本方向1 幼児期における運動・スポーツ機会の充実

- ①より多くのスポーツにチャレンジする場と機会の充実のため、幼児期から学童期まで、子どもの年齢や学年に合わせたスポーツに取り組む機会を提供します。
- ②子どもが運動・スポーツに主体的に取り組みたくなるきっかけづくりとして、質の高い体験活動の提供など積極的なチャレンジに対する支援を行います。

### 【主な取組】

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
スポーツ教室（水泳教室・親子スキー教室等）	幼児期から学童期まで、子どもの年齢や学年に合わせた水泳教室や親子スキー教室等のスポーツ教室を実施する。	継続
プレ・すぽ〜つ教室★	子どもたちがスポーツにふれあうきっかけをつくるとともに、運動好きの子どもを育て、意欲や主体性、向上心などの醸成を目指す。	継続
夢先生派遣事業★	トップアスリートを夢先生として迎えた「夢の教室」（小学5年生・中学2年生対象）を開催し、夢を持つことの大切さやスポーツの素晴らしさを学ぶ機会を創出するとともに、トップアスリートとふれあうことでスポーツに親しむことへの動機づけ、興味・関心づくりなど運動・スポーツに対する活動意欲を高め、主体的に運動・スポーツに親しむ習慣を身につけさせる。	継続

## 基本方向2 学校体育・スポーツ活動の充実

- ①児童生徒の心身の健康については、心と体を一体としてとらえ、適切な運動の経験と健康・安全についての理解を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てます。
- ②児童生徒の運動に親しむ資質や能力を培う観点を重視し、健康の保持増進と体力の向上を図ります。
- ③運動部活動は、生徒が自発的・自立的に運動スポーツを行い、生涯にわたる健全な心身を培うとともに人格を形成する重要な場であるため、学校教育の一環として、その充実を図ります。
- ④学校のみならず地域等と連携・協働して、外部指導者等の充実に努めながら、生徒の健康維持や休養、家庭学習時間のあり方等とのバランスの取れた活動となるよう配慮していきます。
- ⑤今後運動部活動を持続可能なものとするために地域への移行を推進し、運動部活動の在り方を検討していきます。

### 【主な取組】

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
体育指導の工夫・改善	小・中学校の体育の授業においては、年間を通して児童生徒が適切に運動ができるよう、学習内容を工夫・明確化した年間指導計画を作成する。また、結果を踏まえ次年度に向けた計画の修正を行う。	継続
体力の向上★	体力テストの結果の活用と学校の特色を生かした体力づくりを実践する。 また、運動が苦手な子ども・運動習慣が身につけていない子どもに対する指導の充実を図る。	継続
地域人材を活用した指導体制の充実	持続可能な部活動を推進していくため、地域の人材や団体等と学校が連携・協働し、人材発掘及び運動部活動の指導体制の充実を図るとともに、地域における部活動の在り方等を検討する。	継続
適切な休養日の設定	生徒のバランスのとれた生活や成長へ配慮し、スポーツ障害を予防するため、適切な練習時間と休養日（週2日以上）を設定する。	継続

### 基本方向3 子どもを取り巻くスポーツ環境の充実

①子どもが気軽に様々な運動・スポーツを体験できるよう総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団の活動の支援を行います。

②子どもが身近な場所で安全・安心に運動・スポーツができるよう、環境の整備・充実を図ります。

#### 【主な取組】

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
総合型地域スポーツクラブ活動支援★	総合型地域スポーツクラブの活動を支援し、運動・スポーツをする環境の充実を図る。	継続
スポーツ少年団活動支援★	スポーツ少年団の活動を支援し、運動・スポーツをする環境の充実を図る。	継続
学校体育施設の有効活用	子どもたちが放課後などにおいて気軽に学校体育施設を活用できるよう、その方策について検討していく。	継続
小美玉市独自の総合型地域スポーツクラブの開設	再掲 p104	新規
スポーツに関する相談機会の提供	再掲 p99	新規



**基本方針5** 生涯にわたる市民のスポーツ活動の活性化を目指したスポーツ環境をつくりまします。

## 基本施策 **2** 生涯スポーツ活動の推進

○若者や働く世代などが気軽に参加できる施策の強化、高齢者が地域のなかで安全に健康づくりや運動・スポーツができる環境の充実、そして障がいがある人もない人も、すべての市民が参加できる環境の整備を図ります。

### ■現況と課題

#### 若者・働く世代に対する運動・スポーツの推進

本市で週1回以上スポーツを行っている人は、全国調査56.4%(令和3年度スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」)に比べ、35.7%(平成28年度)と、全国平均を下回っています。特に女性や、30～40代の働く世代・子育て世代、次いで20代の若者世代の実施割合が低く、主に「仕事や学業が忙しい」「家事・育児が忙しい」「機会がない」ことが原因としてあげられています。

そのため、現在、運動・スポーツを行っていない、実施する機会から遠ざかっている若者世代、働く世代・子育て世代が性別に関わらず、ライフスタイル等に合わせて気軽に親しめる運動・スポーツのプログラムや、運動・スポーツに触れるきっかけとなるようなイベントの開催、スポーツ活動の提供が求められています。

#### 高齢者に対する運動・スポーツの推進

高齢化の進展に伴い、要介護・要支援の高齢者が増加しているなかで、本市でも自身の健康状態に不安がある高齢者は多く、人生100年時代を迎える上で、高齢者の運動・スポーツ活動は、健康や体力増進、健康寿命の延伸、介護予防、生きがいづくり等の様々な面において、大きな役割を果たすことから、これからも積極的に取り組み機会の提供をしていく必要があります

また、高齢者では、交通手段が限定されている、長距離の移動が困難な状況にある交通弱者の方もおり、さらに地域によっては健康づくりの場が不足している状態にあるため、高齢者が進んで運動・スポーツを行えるような環境の充実を図っていく必要があります。

#### 障がい者に対する運動・スポーツの推進

令和3年度「障害児・者のスポーツライフに関する調査(スポーツ庁)」によると、過去1年に運動・スポーツを実施した割合は60.8%で、過去の実施率と比べて大きく増加しており、障がい者の運動・スポーツに対する関心が高まっていることがうかがえます。

本市においては、障がい者スポーツの体験ができる場は限られており、市民の認知度・理解度にはまだ課題があります。また、障がい者が気軽に利用できる生涯スポーツのプログラムが少ないことも課題となっています。

そのため、障がい者スポーツに対する市民の理解・啓発を深めていくとともに、誰もがスポーツを楽しみ、参加できる環境を整備・充実していくことが大切です。

## スポーツ活動情報等の提供

現在、本市のイベントや教室などの情報は多様な媒体で発信されていますが、市民へ情報が十分に行き届いていない状況にあります。本市独自の取組である情報媒体のLINEを活用したニュース配信や、市ホームページで配信している「おみたまスポーツニュース」等も市民の認知度が低く、十分に活用されていないという課題があります。

そのため、適切な情報が市民に広く届くよう、多様な情報発信に努めるとともに、Society5.0社会やICT等の時代のニーズに対応しながら幅広くスポーツ情報を提供できるような仕組みづくりを検討し、周知手法やPR・啓発の強化を図っていくことが必要です。

### ■指標

指 標	令和3年度 実績値	令和9年度 目標値
若者世代や働く世代を対象としたスポーツ教室	未実施	12回
健康づくりを目的とした教室の参加者数（延べ）	中止	600人
小美玉スポレクデーの参加者数	中止	7,500人
お友達登録者数（累計）	2,472人	4,000人



## 基本方向1 若者・働く世代に対する運動・スポーツの推進

- ①運動を行っていない若者や、仕事や子育てなどで運動・スポーツを実施する機会から遠ざかっている働く世代・子育て世代をターゲットにしたスポーツ教室やイベントを開催し、機会の拡充を図ります。
- ②オンライン等を利用しながら、気軽に運動・スポーツを楽しめる講座・イベントや女性特有の年代別健康課題を予防する講座等を開催し、女性の運動・スポーツへの参加促進を図ります。
- ③運動・スポーツを実施する機会から遠ざかっている若者世代・働く世代・子育て世代をターゲットにしたスポーツ教室やイベントを開催し、参加促進を図ります。

### 【主な取組】

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
若者世代や働く世代・子育て世代を対象としたスポーツ教室★	若者世代や働く世代・子育て世代が気軽に参加できるよう、開催時間や開催種目、開催手法等、ニーズに合ったスポーツ教室を実施し、スポーツ体験活動を行う機会の充実を図る。	継続
スポーツに関する相談機会の提供	誰もが気軽にスポーツに親しめるよう、各種団体や総合型地域スポーツクラブ等と連携し、それぞれのライフスタイルに適したスポーツへの関わり方など、スポーツ活動全般について相談できる場を提供していく。	新規
LINE*1を利用した情報発信★	再掲 p101	継続
女性が参加しやすい講座等の開催	各種団体等と連携し、ニーズに合わせた講座の開催に努める。また、子育て中の女性や外出困難な方でも、場所や時間に制限されず気軽に参加できるようなオンライン配信の講座開催を検討していく	新規
ヘルスアップ教室	再掲 p100	継続
若者世代や働く世代・子育て世代を対象とした各種イベントの開催★	各種団体・民間企業等と連携して「ファンラン&ファンウォークイベント*2」や「オフィスポ*3」、「大人の運動会*4」などの若者世代や働く世代・子育て世代が気軽に参加できるような多様なイベントを開催し、スポーツ体験活動への参加促進を図る。	継続

\*1 LINE: ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)の一つ。携帯電話やパソコンでインターネットを介した電話や、テキストチャット(文字で行う会話)などが使える機能を有するアプリケーション。

\*2 ファンラン&ファンウォークイベント: ファンランはタイムを競って走るのではなく、様々なコンセプトを楽しむことを目的としたランニングイベント。ファンウォークは歩くことを楽しく健康的なものに変えて、健康増進を図るスポーツ庁のプロジェクト。

\*3 オフィスポ: 国(文部科学省)の委託事業「若者のスポーツ参加機会拡充を通じた地域コミュニティ活性化促進事業」の一環で、オフィスで簡単な運動や体操、スポーツをして気分転換をはかり、健康増進や仕事の効率向上につなげようとする取組。

\*4 大人の運動会: スポーツを通して、異業種等の交流や男女の出会いの場を創出し、交流人口・定住人口の増加や地域活性化につなげることを目的とした成人のための運動会。

## 基本方向2 高齢者に対する運動・スポーツの推進

- ①各種健康教室を開催するなど、高齢者の健康活動を支援し、健康づくりを推進します。
- ②高齢者の健康づくりを推進するため、各種スポーツ大会やイベントへの参加促進を図ります。

### 【主な取組】

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
高齢期対象事業★	実生活に即した教養の向上を図り、趣味活動や社会参加によって生涯にわたり健康で生きがいを持って生活できることを目指し、グラウンド・ゴルフやシルバーリハビリ体操などの教室や講演会等を実施する。	継続
健康増進事業（老人クラブ）への支援	各老人クラブが健康増進事業として行うスポーツ活動への支援を行う。	継続
ヘルスアップ教室	教室参加者が、自身に必要な運動や食生活を理解することによって、健康づくりへの意欲を高め、継続的な健康行動（運動や食生活、休養など）を促すよう、運動面及び栄養面からの支援を行う。	継続
病態別教室	生活習慣病の予防を目的とした高血糖予防教室、高血圧・脂質異常症をターゲットとした血液サラサラ教室を開催し、発症及び重症化・再発予防を図る。	継続
健康づくり事業（老人クラブ連合会）への支援	老人クラブ連合会が健康づくり事業として行う各種スポーツ活動への支援を行う。	継続

## 基本方向3 障がい者に対する運動・スポーツの推進

- ①障がいがある人もない人もレクリエーション感覚で気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション教室などを開催し、障がい者がスポーツに触れる機会の充実と社会参加の促進を目指します。
- ②各種研修やイベント等を通じて、障がい者スポーツに対する理解と認識を深めるため、啓発に努めます。

### 【主な取組】

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
障がい者スポーツ・レクリエーション教室（地域生活支援事業）	障がいがある人もない人も、誰もがスポーツに親しむ機会として「スポーツ・レクリエーション教室」を開催し、スポーツ・レクリエーション活動を通じた体力向上、交流、余暇活動など、障がい者の社会参加の促進を図る。	継続
移動支援事業（地域生活支援事業）	屋外において単独での移動が困難な障がい者が、スポーツや余暇活動等に参加するために、外出時の移動を支援する福祉サービスを提供し、障がい者のスポーツ参加機会の充実を図る。	継続
理解促進研修・啓発事業（地域生活支援事業）	障がい者スポーツに対する理解・啓発に資するよう、障がいや障がい者に関して正しい理解と認識を深めるための研修・啓発事業の実施をはじめ、ノーマライゼーションの理念に基づく啓発や差別の解消に向けた取組を推進する。	継続
障がい者スポーツ体験イベント★	誰もが気軽に参加できるような障がい者スポーツの楽しさや魅力の発信を目的としたスポレクデー等の体験イベントを開催し、相互理解を深める。	継続
競技スポーツ支援事業	再掲 p105	継続
スポーツ推進委員活動	再掲 p104	継続

## 基本方向4 スポーツ活動情報等の提供

- ①スポーツイベントやスポーツ教室等の情報が広く市民に届くよう、広報誌やホームページを始めとした様々な媒体を活用して情報発信します。
- ②オンライン配信等を活用した講座やイベントの取組の推進と情報提供に努めます。
- ③LINEを利用した情報発信について、広く市民に浸透するよう、関係機関と連携し、様々な手段を講じて効果的なPRを行います。

### 【主な取組】

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
オンライン講座・イベントの活用・情報発信	場所や時間などを気にせず誰でも健康づくりやスポーツに親しめるよう、オンライン配信等を活用した講座やイベントを推進するとともに、国や県、各団体などで実施しているオンライン講座について情報提供を行う。	継続
LINEを利用した情報発信★	積極的に情報を求めている市民に対してLINEによるイベント・教室等の情報発信を行うとともに、LINEの利用者数(お友達登録者数)を増やす。	継続
小美玉スポーツ新聞を利用した情報発信	小美玉スポーツ新聞を活用し、総合型地域スポーツクラブの活動情報やイベント・教室のお知らせ等、市内のスポーツ活動に係る情報を市民に発信する。	継続
新規媒体を用いた情報発信	日々変化する情報化社会のなかで、適切な媒体を活用して情報発信を行う。	継続
転入者へLINE勧誘チラシの配布★	転入の手続きをした市民に対して、スポーツ情報発信案内のチラシを配布する。	継続



**基本方針5** 生涯にわたる市民のスポーツ活動の活性化を目指したスポーツ環境をつくります。

## 基本施策 **3** スポーツ環境の充実

- スポーツ環境の充実を目指し、スポーツ団体活動の支援・充実や、指導者やボランティアの発掘・育成を目指した取組を強化するとともに、総合型地域スポーツクラブの育成・支援に取り組みます。
- デジタル技術を活用するなど、新たなスポーツ活動の機会創出を図ります。

### ■現況と課題

#### スポーツ活動を支援する体制の整備

本市のスポーツ団体への登録者数は社会情勢等の変化により減少傾向にあります。団体の活動の活性化を図るためには現状を維持継続していくことが大切です。

また、コロナ禍においては、各団体間での情報共有が難しかったことが課題としてあがっています。

そのため、スポーツ協会やスポーツ少年団など各団体の活動支援の更なる充実と、団体間の連携や情報提供の支援をしていく必要があります。さらに、各団体を支えるスタッフ、指導者等の育成支援を図るとともに、スポーツ大会やイベント運営等へ協力いただく市民ボランティアの充実や人材の養成に努め、スポーツファミリー（スポーツをする人・観る人・支える人）の維持・拡大につなげていくことが大切です。

本市の総合型地域スポーツクラブについては、市民の認知度が低いという現状があります。引き続き、地域と連携して、総合型地域スポーツクラブの支援及び利用促進を図り、認知度を高め、地域のスポーツ振興を推進していく必要があります。

#### 特色あるスポーツ施策の推進

本市にゆかりのあるアスリートが世界的・全国的に活躍することは、市民にとって誇りであり、夢と希望を与えるとともに、スポーツ活動への関心を高めることにつながります。

市民のスポーツ意識のさらなる向上を目指すため、競技スポーツ等の振興を図るとともに、各競技団体や地域におけるスポーツ関係団体等と連携・協働し、競技スポーツやトップアスリートの活動の支援をしていく必要があります。さらに、オリンピック・パラリンピック競技大会や世界大会など多様な場で活躍できるような、優れた素質・意欲を有するトップアスリートを発掘・支援していくことが重要となります。また、本市ならではの特色あるスポーツ活動の創出を図り、市民が多様なスポーツに触れる機会を提供していくことが大切です。

#### 多様なスポーツ交流の推進

プロスポーツチームやトップアスリートとの交流は、一流の技術や指導に触れることができる好機であり、スポーツ活動への意欲や技術の向上につながります。本市でも、「トップアスリートスポーツ教室」等の交流機会の提供を図っています。

市民同士が気軽に運動・スポーツを楽しめる交流の場も大切ですが、新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、教室やイベント等の中止が続いており市民に十分な機会の提供ができていない状況です。今後はウィズコロナを見据え、開催手法等、見直しを図りながら、継続して交流機会を提供していくことが大切です。

また、現状、本市ではレベルの高いスポーツ大会・イベント、スポーツ合宿等が行われていないことから、形式や手法等を検討しながら、大会等の誘致に努め、スポーツに親しむきっかけづくりやスポーツによるまちづくりを進めていくことが大切です

各スポーツ団体等と連携し、スポーツを通じた交流を促進し、生涯にわたってスポーツを楽しむ環境の充実を図っていく必要があります。

## ■指標

指標	令和3年度実績値	令和9年度目標値
スポーツ協会加盟団体会員数	2,863人	維持継続
スポーツ優秀選手・団体表彰数	団体8団体 個人10人	団体15団体 個人40人
トップアスリートスポーツ教室の開催数	0回	5回



## 基本方向1 スポーツ活動を支援する体制の整備

- ①スポーツ団体の維持継続を促進していくため、スポーツ協会やスポーツ少年団を支援します。
- ②地域で活動するスポーツ団体を支援するため、専門的知識を有する指導者の育成・確保を目指した取組を強化します。
- ③スポーツ大会やスポーツイベントの運営に参画するスポーツボランティアを養成し、市民のスポーツ活動の充実を図ります。
- ④総合型地域スポーツクラブを様々な角度から支援し、地域におけるスポーツの活性化や地域と連携したスポーツ環境の充実を図るとともに、総合型地域スポーツクラブの利用促進を図ります。

### 【主な取組】

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
スポーツ協会支援★	各団体の活動概要や主催する大会・教室等について、広報や市のホームページなど各種情報媒体を活用して積極的にPRをしていく。また、スポーツ関係団体間で情報共有できる仕組みをつくるなど連携促進に努める。	継続
スポーツ少年団支援★	各団体の活動概要や主催する大会・教室等について、広報や市のホームページなど各種情報媒体を活用して積極的にPRをしていく。また、スポーツ関係団体間で情報共有できる仕組みをつくるなど連携促進に努める。	継続
スポーツ推進委員活動	地域で活動するスポーツ団体を支援するため、スポーツ推進事業を実施する際の連絡調整や実技指導を行い、市民のスポーツ活動の促進を図る。また、研修会等への積極的な参加を推進し、スポーツ推進委員の資質向上を目指していく。	継続
スポーツ団体等指導者の育成	各種団体や総合型地域スポーツクラブ等と連携し、スポーツ指導者を対象に、誰もが安全にスポーツを楽しむための予防対策等に関する知識の普及啓発や、最新のスポーツ医・科学研究等について学習する研修の充実を図り、高い資質を持った指導者を育成する。	継続
スポーツボランティア活動	市民のスポーツを“ささえる”スポーツボランティアを養成し、より広く市民のスポーツ活動の充実を図る。	継続
スポーツボランティアバンクの運用	本市内における様々なスポーツ関連の活動を支援し、市民の生涯スポーツの振興に寄与するべく、「(仮)小美玉スポーツボランティアバンク」の開設を目指します。	継続
総合型地域スポーツクラブの利用促進★	総合型地域スポーツクラブの利用促進を図り、認知度を上げ会員数を増やす。	継続
小美玉市独自の総合型地域スポーツクラブの充実	誰もが身近な場所で安全に運動・スポーツができるよう、総合型地域スポーツクラブの充実を図るとともに、引き続き、市全域を対象とする中核的機能の充実に努める。 また、地域の実情に合った取組を促進するために、運営にあたっては地区コミュニティなどと連携していく。	継続

## 基本方向2 特色あるスポーツ施策の推進

- ①全国及び世界を舞台にスポーツで活躍する市民の支援に努めるとともに、競技スポーツ及び地域におけるスポーツの振興のため、各種競技スポーツ等との連携を図ります。
- ②全国大会や関東大会等に出場したスポーツ優秀選手や団体を表彰することにより、スポーツの普及・奨励・競技力の向上を目指します。
- ③地域活動などと連携した、地域に根ざしたスポーツ活動やデジタル技術を活用したスポーツ活動など、特色ある新たなスポーツ活動の機会を創出します。

### 【主な取組】

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
競技スポーツ支援事業	オリンピック・パラリンピック等の候補選手等、トップアスリートの活動支援及び優れた素質を有する未来のアスリートの支援に努める。	継続
競技スポーツ連携事業	サッカー等を始めとする各種競技スポーツ等と連携し、競技スポーツ及び地域スポーツの振興を図る。	継続
スポーツ優秀選手・優秀団体表彰★	学校や各種スポーツ団体等と連携し、対象者の把握をするとともに、全国大会や関東大会等に出場したスポーツ優秀選手に対して表彰・奨励を行う。	継続
地域特性を生かしたスポーツ活動	県・他自治体と連携した霞ヶ浦湖岸のナショナルサイクルートを活用したサイクリングや地域の自然を楽しむウォーキングなど、地域特性を生かしたスポーツ活動を推進する。	継続
デジタル技術を活用したスポーツ活動★	DX(デジタルトランスフォーメーション)の普及に伴い、新たなデジタル技術やデータを活用したスポーツ活動を推進する。	新規

## 基本方向3 多様なスポーツ交流の推進

- ①トップアスリートから直接指導を受けることにより、子どもたちの運動・スポーツに対する活動意欲を高め、主体的に運動・スポーツに親しむ習慣を身につけさせることを目指します。
- ②生涯にわたってスポーツを楽しむ環境を充実させるため、「するスポーツ」・「観るスポーツ」の機会を市民に提供します。
- ③本市をフィールドにスポーツをする人、あるいは本市のスポーツイベントに参加する人が同時に観光を楽しむことができるよう、スポーツと地域観光を融合した多種多様な交流を促進します。

### 【主な取組】

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
トップアスリートスポーツ教室★	競技力向上や活動意欲の向上を目的とし、トップアスリートを招聘したスポーツ教室等を開催する。	継続
スポーツ・レクリエーション・イベント等の開催★	「小美玉スポレクデー」や「歩く会」、「ニュースポーツ大会」等イベントの実施手法を工夫しながら、「するスポーツ」の機会提供を図るとともに、多様なスポーツ・レクリエーション・イベントを検討し、誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境を充実させる。	継続
スポーツ大会等の誘致	限られた資源のなかで、市民が大会等を観戦しやすい環境づくりや手法について検討するとともに、各種団体等と連携しながらレベルの高いスポーツ大会等を誘致するなど、「観るスポーツ」を市民に提供することにより、生涯にわたってスポーツを楽しむ環境を充実させる。	継続
スポーツツーリズムの推進★	スポーツと観光の連携を図り、ナショナルサイクルートや地域資源を活用したスポーツイベントやスポーツ大会の誘致・開催を目指すとともに、各種スポーツ合宿の誘致を行うなど、スポーツを活用した観光まちづくりを推進する。	継続

基本方針5 生涯にわたる市民のスポーツ活動の活性化を目指したスポーツ環境をつくります。

## 基本施策 4 スポーツ施設の充実

○市民が安全で快適に運動・スポーツ活動を楽しめるよう施設の安全確保に努めるとともに、利用者の利便と質の向上を目指した施設の整備・充実を図ります。

### ■現況と課題

#### スポーツ施設環境の充実

市民誰もがライフステージに応じたスポーツ活動に取り組むためには、安全・安心に利用できる環境の整備・充実が大切です。

公共のスポーツ施設は市民がスポーツ活動を行う上での拠点であり、健康増進や健全育成、競技力の向上、地域コミュニティの場など多様な機能を担っています。しかしながら、新型コロナ感染拡大によって施設閉館や利用制限が行われ、市民の活動も制限されました。今後はウィズコロナを踏まえながら、施設以外でも気軽にスポーツ活動に親しめる場所を提供していく必要があります。

公共のスポーツ施設は合併前に整備されたものが多く、近年は老朽化が進んでおり、様々な課題があります。

そのため、誰もが安全で快適にスポーツに親しめるように、感染症対策を実施しながら、適切な施設整備及び維持管理を行うことが大切です。さらに、老朽化する施設の適切な維持・補修や市民ニーズの高いスポーツ施設の計画的な整備・改修していく必要があります。

#### スポーツ施設の利用度向上(アメニティ・バリアフリー化)

本市のスポーツ振興全般における充実度・必要性が高いもののトップにスポーツ施設があげられていますが、一方で施設の利用度は全体的に低い傾向にあります。

申し込みや手続きの面においては、令和2年度にWEBから利用予約ができる公共施設の予約システムを導入し、利便性が向上しており、今後も使いやすいシステムの充実に向けていくことが大切です。引き続き、施設の利用促進を図るために、課題改善に努めていく必要があります。

また、障がい者のスポーツ環境は特に改善が必要となっており、施設のバリアフリー化等を推進していくことが大切です。

本市のスポーツ施設においては、市民の誰もが安全・安心に利用できるよう環境の整備・充実及び利便性の確保に努め、より一層の利用度向上を図っていく必要があります。

### ■指標

指 標	令和3年度 実績値	令和9年度 目標値
スポーツ施設利用者数（年間延べ）	151,924 人	240,700 人

## 基本方向1 スポーツ施設環境の充実

- ①市民が安心して施設を利用できるよう、適正な維持管理、安全確保を図ります。
- ②質の高いスポーツ活動を実現するため、スポーツ施設の整備や適正な管理について長期的な視点で検討します。
- ③地域環境やオープンスペース、既存施設等を有効活用するなど、スポーツ施設以外でも誰もが運動・スポーツを楽しめる場の創出を図ります。

### 【主な取組】

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
スポーツ施設維持管理	スポーツ施設の適正な維持管理を行うとともに、感染症対策など「新しい生活様式」に留意しながら、市民が安全・安心に運動・スポーツ活動ができるよう努める。	継続
施設改修（長寿命化）の推進★	誰もが安全で快適にスポーツに親しめるよう、公共施設建築物系個別施設計画に基づき、市内スポーツ施設の長寿命化、改修・バリアフリー化などを実施し、既存施設の必要かつ適正な管理を進め、利用者の利便性の向上を図る。	継続
スポーツ施設等の設備更新・整備★	施設の設備更新や整備を推進し、誰もが利用しやすい施設づくりを推進する。	継続
スポーツに親しめる場の創出	地域資源、公園や広場などのオープンスペースや空きスペースなどを有効活用し、施設以外でも、市民誰もが気軽に運動・スポーツを楽しめる場所づくりを各種団体や地域と連携しながら検討する。	新規

## 基本方向2 スポーツ施設の利用度向上(アメニティ・バリアフリー化)

- ①進入路、トイレ、段差解消など、誰もが利用しやすいスポーツ施設を目指し、施設のバリアフリー化を促進します。
- ②公共のスポーツ施設の利用を促進するため、市民が利用しやすい予約システムの維持管理・充実を図ります。

### 【主な取組】

事業名：★は重点事業 種別：新規・継続の別

事業名	事業の概要	種別
施設改修（長寿命化）の推進★	再掲 p107	継続
予約システムの有効活用	市民の利便性向上のため、公共施設予約システムの維持管理・充実に努めるとともに、システムの周知を図る。	継続





.....

◆ **第5章 計画の推進**

.....



## 1 推進体制

---

本計画の推進にあたっては事務事業の点検評価と合わせて進行管理を実施することとします。  
また、必要に応じて関係各課による庁内組織を立ち上げ、計画の推進状況を管理していきます。  
さらに、全庁的に計画に取り組んでいくために、庁内関係各課の連携強化を図ります。

## 2 協働による計画の推進

---

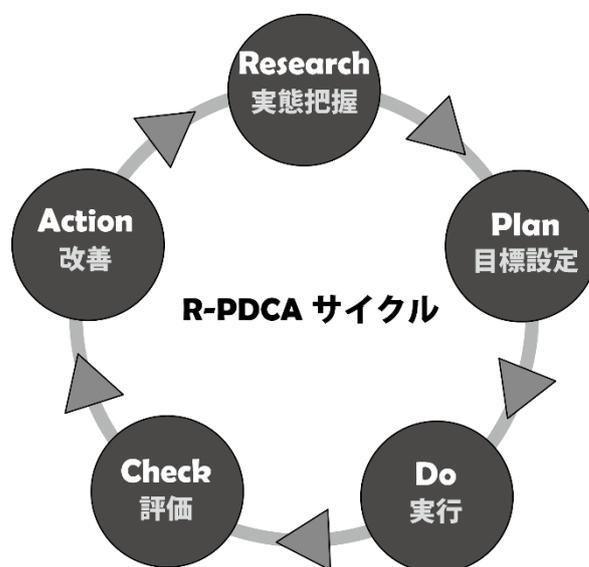
本計画の推進にあたっては、基本理念に掲げる「夢と希望を抱き 自らの明日を切り拓く人づくり」を実現するため、これまで進めてきた市民との協働の取組を踏まえ、家庭、市民、地域、関係機関等と行政の更なる連携を図り、協働による計画を推進します。

## 3 進行管理

---

本計画を着実に推進していくためには、計画を定期的に点検・評価し、より質の高い教育施策が展開できるよう取り組んでいくことが重要です。

進行管理にあたっては、Research(実態把握)、Plan(目標設定)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)からなる R-PDCAサイクルに基づき、調査により主な取組及び指標(数値目標)の達成状況の把握と評価を行い、次年度以降に実施する施策や事業の改善・見直しをしながら継続的に進めていきます。





資料編

# 1 策定経緯

## ■令和3年度

年月日	会議等	内容
令和3年 7月20日	第1回 小美玉市教育振興基本計画等策定委員会	・策定方針について ・全体スケジュールについて ・アンケートの概要について
8月6日 ⇒書面開催 (9月)	第1回 小美玉市教育振興基本計画審議会 *新型コロナ緊急事態宣言の発出により8月開催を延期して書面開催に変更	・委任状交付、諮問 ・策定方針について ・全体スケジュールについて ・アンケートの概要について
10月～11月	「小美玉市教育振興基本計画」に係るアンケート調査	10月15日～10月28日に実施 ・未就学児(5歳児)の保護者 ・市内幼児施設に勤務する先生方 10月29日～11月8日に実施 ・児童生徒(小3・小5・中2)の保護者 ・小・中・義務教育学校の教職員
令和4年 2月8日	第2回 小美玉市教育振興基本計画等策定委員会	・小美玉市の教育を取り巻く概況 ・市民意向の動向把握
2月21日 ～3月8日 ⇒書面開催	第2回 小美玉市教育振興基本計画審議会 *新型コロナまん延防止等重点措置の発出により、書面開催に変更	・教育を取り巻く概況 ・「小美玉市教育振興基本計画」に係るアンケート調査結果報告

## ■令和4年度

年月日	会議等	内容
令和4年 5月13日	教育長ヒアリング	教育長ヒアリングの実施 ・教育振興基本計画の体系について ・「基本方針1 学力の向上を図り、子供たち一人一人の可能性を引き出します」について ・「基本方針2 子供たちの自主性・自立性を培い、たくましく社会を生き抜く力を育みます」について ・「基本方針3 地域の特色や子供の実態に合ったより良い学習環境をつくります」について
5月19日	団体ヒアリング	各種団体ヒアリングの実施 小学校・中学校・義務教育学校校長会グループ ・確かな学力の定着について ・心と体の育成について ・教育環境の整備について ・地域や家庭との連携について 公立幼稚園教諭・PTAグループ ・幼保小の連携について ・家庭教育への支援について ・地域との連携について 保護者組織グループ ・学習にタブレットを活用することについて ・いじめや不登校について ・家庭や地域と学校の連携について スクールソーシャルワーカー・指導主事グループ ・児童・生徒、保護者、教職員のメンタル、ストレスなどの現状について ・特別支援教育の現状と今後の取組について ・いじめや問題行動に関する現状と今後の取組について

6月29日	新規施策調査に係るヒアリング	教育指導課ヒアリングの実施 ・新規施策の確認 ・施策の体系の修正について
7月19日	第3回 小美玉市教育振興基本計画等策定委員会	・小美玉市教育振興基本計画(案) ・小美玉市生涯学習推進計画(案) ・小美玉市スポーツ推進計画(案)
8月8日 ⇒書面開催	第3回 小美玉市教育振興基本計画審議会 *新型コロナへの対応措置として書面開催に変更	・教育施策の課題について ・基本方針及び基本施策について
10月4日	基本計画に係るヒアリング	教育指導課ヒアリングの実施 ・基本計画の確認(指標)
11月1日	第4回 小美玉市教育振興基本計画等策定委員会	・小美玉市教育振興基本計画(素案) ・小美玉市生涯学習推進計画(素案) ・小美玉市スポーツ推進計画(素案)
11月16日	第4回 小美玉市教育振興基本計画審議会	・教育振興基本計画(素案)について
12月1日	市議会全員協議会	・教育振興基本計画(改定案) ・パブリックコメントの実施について
12月16日 ~令和5年 1月16日	パブリックコメントの実施	・小美玉市教育振興基本計画(改定案)
2月7日 ⇒書面開催	第5回 小美玉市教育振興基本計画等策定委員会 書面による開催	・パブリックコメント結果報告 ・小美玉市教育振興基本計画(改定版)(最終案) ・小美玉市生涯学習推進計画(改定版)(最終案) ・小美玉市スポーツ推進計画(改定版)(最終案)
2月17日	第5回 小美玉市教育振興基本計画審議会	・パブリックコメント結果報告 ・小美玉市教育振興基本計画(改定版)(最終案) ・答申(案)
2月17日	答申	・小美玉市教育振興基本計画(改定版)答申
2月27日	教育委員会定例会	・小美玉市教育振興基本計画(改定版)上程
2月28日	市議会全員協議会	・小美玉市教育振興基本計画(改定版)及びパブリックコメント結果報告



## 2 小美玉市教育振興基本計画審議会

### (1) 小美玉市教育振興基本計画審議会条例

平成28年3月25日

条例第6号

改正 令和3年3月22日条例第21号

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づき、小美玉市における教育の振興の施策に関する基本的な計画(以下「教育振興基本計画」という。)を策定するにあたり、小美玉市教育振興基本計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、小美玉市教育委員会(以下「教育委員会」という。)からの諮問に応じ、必要な調査及び審議を行い、その結果を教育委員会に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校教育の関係者
- (3) 社会教育の関係者
- (4) 保護者代表
- (5) 市職員
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から答申を行うまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

2 特定の地位又は職により委嘱され、又は任命された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその意見を聞くことができる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会教育企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(特例措置)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この条例による審議会の最初の会議は、教育委員会教育長が招集する。

(小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年小美玉市条例第40号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(令和3年条例第21号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## (2) 小美玉市教育振興基本計画審議会委員名簿

No.	氏名	所属等	第3条区分	備考
1	元木 理寿	常磐大学教授	(1)	会長
2	笹目 雄一	市議会議長	(1)	R3年度
	荒川 一秀		(1)	R4年度
3	大関 律子	小学校長	(2)	
4	稲田 雅志	中学校長	(2)	R3年度 副会長
	皆川 修		(2)	R4年度
5	吉永 成範	義務教育学校長	(2)	
6	大山 徳	幼稚園長	(2)	R3年度
	稲田 雅志		(2)	R4年度 副会長
7	大平 勇次	社会教育委員兼公民館運営審議会議長	(3)	
8	鶴町 和夫	スポーツ推進審議会委員長	(3)	
9	石川 栄美子	子ども会育成連合会代表	(4)	
10	小田 和広	市PTA連絡協議会代表	(4)	
11	福田 和範	幼稚園PTA代表	(4)	
12	本田 仁子	元教育委員	(6)	
13	本田 理	本田記念財団理事長	(6)	

敬称略 任期:委嘱の日から答申まで

### 3 小美玉市教育振興基本計画等策定委員会

#### (1) 小美玉市教育振興基本計画等策定委員会設置要綱

平成 28 年 6 月 30 日

教育委員会訓令第 4 号

改正 平成 29 年 5 月 11 日 教委訓令第 2 号

令和 3 年 3 月 26 日 教委訓令第 2 号

令和 3 年 6 月 24 日 教委訓令第 6 号

#### (設置)

第 1 条 小美玉市教育振興基本計画及び小美玉市生涯学習推進計画並びに小美玉市スポーツ推進計画(以下「教育振興基本計画等」という。)の策定について必要な事項を調整・協議するため、小美玉市教育振興基本計画等策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

#### (所掌事項)

第 2 条 策定委員会の所掌事務は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教育振興基本計画等策定に係る調査等に関し評価検討すること。
- (2) 教育振興基本計画等策定に係る資料に関し助言すること。
- (3) その他目的達成のため必要な事項に関すること。

#### (組織)

第 3 条 策定委員会は、別表第 1 に掲げる者をもって組織する。

#### (運営)

第 4 条 策定委員会に委員長を置く。

2 委員長は、教育長をもって充て、委員会の会務を総理する。

#### (会議等)

第 5 条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その座長となる。

2 委員会において必要があると認められるときは、委員以外の者の職員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

#### (ワーキング会議)

第 6 条 教育振興基本計画等の策定に必要な調査・研究を行い、計画原案を作成するためワーキング会議を置く。

2 ワーキング会議は、別表第 2 に掲げる課等の職員をもって組織する。

3 ワーキング会議に会長を置き、会長は教育企画課長をもって充てる。

#### (アドバイザー)

第 7 条 計画原案の作成にあたって、専門的な見地から意見及び助言を得るため学術経験者等をアドバイザーとして招くことができる。

2 アドバイザーには、予算の範囲内において謝礼金を支払うものとする。

#### (事務局)

第 8 条 策定委員会及びワーキング会議の庶務は、教育委員会教育企画課において行う。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成 28 年7月1日から施行する。

2 この訓令は、策定委員会の所掌事務が終了した段階でその効力を失う。

附 則(平成 29 年教委訓令第2号)

この訓令は、平成 29 年5月 18 日より施行する。

附 則(令和3年教委訓令第2号)

この訓令は、令和3年4月1日より施行する。

附 則(令和3年教委訓令第6号)

この訓令は、令和3年7月1日より施行する。

別表第1(第3条関係)

(1) 教育長
(2) 市長公室長
(3) 企画財政部長
(4) 総務部長
(5) 保健衛生部長
(6) 福祉部長
(7) 教育部長
(8) 文化スポーツ振興部長

別表第2(第6条関係)

(1) 企画調整課
(2) 健康増進課
(3) 子ども課
(4) 社会福祉課
(5) 介護福祉課
(6) 教育指導課
(7) 教育企画課
(8) 生涯学習課
(9) スポーツ推進課
(10) 幼稚園
(11) 小学校
(12) 中学校
(13) 義務教育学校
(14) 生活文化課

## 4 諮問書

---

### 小美玉市教育振興基本計画について

小美玉市が目指す「夢と希望を抱き、自らの明日を切り拓く人づくり」の実現に向け、本市の教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本方針となる計画として、教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づき策定する「小美玉市教育振興基本計画」について、小美玉市教育振興基本計画審議会条例(平成28年条例第6号)第2条の規定により、貴審議会の調査・審議を求めます。

令和3年9月15日

小美玉市教育振興基本計画審議会会長 様

小美玉市教育委員会

## 5 答申書

---

### 小美玉市教育振興基本計画について

小美玉市教育振興基本計画審議会条例(平成28年条例第6号)第2条の規定により、令和3年9月15日に諮問のあった「小美玉市教育振興基本計画」について、本審議会において調査・審議を行った結果、別紙のとおり、答申します。

なお、計画の推進にあたっては、着実な進行管理に努めるとともに、小美玉市が目指す「夢と希望を抱き、自らの明日を切り拓く人づくり」の実現に取り組まれるよう要望します。

令和5年2月17日

小美玉市教育委員会 様

小美玉市教育振興基本計画審議会  
会長 元木 理寿

## 6 参考資料

### (1) 「小美玉市教育振興基本計画」指標の目標値の考え方

基本方針1 確かな学力を育み、子どもたち一人一人の可能性を引き出します。			
指 標	令和3年度 実績値	令和9年度 目標値	目標値の考え方
<b>基本施策1 基礎・基本の定着と「主体的・対話的で深い学び」の展開</b>			
学力診断のためのテスト4教科の平均正答率(小6)	70.2%	72.9%	H29からR3の正答率の平均が71.9%であり、H28と比較して0.8%増であるため、同平均の1%増とする。
学力診断のためのテスト5教科の平均正答率(中2)	58.9%	60.2%	H29からR3までの正答率が59.2%であり、正答率の1%増とする。
授業で、課題解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた児童生徒の割合 〈全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙から〉	小学生 76.7% 中学生 83.7%	小学生 80.2% 中学生 85.2%	「全く取り組んでいない」と否定的な回答をした児童(3.5%)、生徒(1.5%)の肯定的な回答への転換とする。
<b>基本施策2 ICTを活用した学習指導の充実と情報活用能力の育成</b>			
学習の中で PC・タブレットなどの ICT 機器を使うのは勉強の役に立つと思う児童生徒の割合 〈全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙から〉	小学生 95.3% 中学生 95.1%	小学生 96.3% 中学生 96.1%	小・中学生とも県・国の数値を上回っているが、R3実績値の1%増とする。
携帯電話・スマートフォンやコンピュータの使い方について、家の人と約束したことを守っている児童生徒の割合 〈全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙から〉	小学生 69.7% 中学生 69.8%	小学生 77.2% 中学生 77.7%	「守っていない」「あまり守っていない」と否定的な回答をした児童(7.5%)、生徒(7.9%)の肯定的な回答への転換とする。
授業に ICT を活用して指導する能力があると自己評価した教職員の割合 〈教員の ICT 活用指導力チェックリストから〉	20.8%	100%	チェックリストBの4項目で、全ての教員を「できる」評価とする。
<b>基本施策3 グローバル社会に対応できる教育の推進</b>			
中3時における CEFR A1 レベル(英検3級相当)以上の英語力を有する生徒の割合 〈公立中学校における英語教育実施状況調査から〉	34.7%	54.0%	令和3年度の左記調査の茨城県実績値(53.9%)以上とする。
3日以上職場体験に参加した中学2年生の割合	未実施 *コロナの影響	100%	4校全ての中学校で実施とする。
<b>基本施策4 インクルーシブ教育の充実</b>			
保幼・小・中における個別の指導計画・教育支援計画の作成率 〈特別支援教育体制整備状況調査から〉	76%	100%	公立幼・小・中に関しては100%の作成率を継続し、私立幼児教育施設においても、全ての施設で計画作成とする。
教特別支援教育について理解し、授業の中で、児童生徒の特性に応じた指導上の工夫(板書や説明の仕方、教材の工夫等)を行った学校の割合 〈全国学力・学習状況調査学校質問紙から〉	92.3%	100%	全ての学校で実施とする。

基本方針2 子どもたちの自主性・自立性を培い、たくましく社会を生き抜く力を育みます。			
指 標	令和3年度 実績値	令和9年度 目標値	目標値の考え方
<b>基本施策1 豊かな心の育成</b>			
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合 〈全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙から〉	小学生 77.6% 中学生 73.5%	小学生 80% 中学生 80%	県や国は75%前後で推移しているが、国及び県の割合の5%増とする。
自然教室後のアンケートにおいて、「自然教室を通して自立心を養う」という項目に対し、「十分達成できた」「ほぼ達成できた」と回答した学校の割合 〈自然教室事後アンケートから〉	未実施 *コロナの影響	100%	100%の達成とする。
学校の授業時間以外に、1日10分以上読書をする児童生徒の割合 〈全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙から〉	小学生 56.7% 中学生 59.6%	小学生 80% 中学生 80%	「10分未満」、「全く読まない」児童生徒4割のうち、その半数の児童生徒を「10分以上」とする。
いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う児童生徒の割合 〈全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙から〉	小学生 97.8% 中学生 97.8%	小学生 100% 中学生 100%	100%の達成とする。
<b>基本施策2 体育・健康教育の推進</b>			
各測定項目から体力や運動能力をA～Eの5段階で評価する体力テストのAとBの児童生徒の割合 〈県体力・運動能力調査から〉	小学生 50.5% 中学生 58.9%	小学生 65.0% 中学生 65.0%	コロナ禍以前は、R4目標値の65%に迫る割合であったが、コロナ禍により児童生徒の体力低下が大きく影響したため、R4目標値の再設定とする。
学校給食で使用する県内産の食材使用率の割合 〈11月の茨城を食べようウィークの実績〉	55.8%	67.4%	「茨城を食べようウィーク」のR3.11の県平均67.4%とする。
朝食を毎日食べている児童生徒の割合 〈全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙から〉	小学生 93.9% 中学生 96.0%	小学生 100% 中学生 100%	全ての児童生徒に朝食を食べる習慣を身につけさせる。
<b>基本施策3 就学前教育と保幼小連携</b>			
集団遊びの年間計画の作成、見直しを行っている市内教育・保育施設の割合	56%	100%	年間指導計画策定済の9施設から、全市内教育・保育等施設16施設での作成とする。
ステップ3に取り組んでいる市内教育・保育等施設の割合 〈ステップ2:交流がある ステップ3:接続を見通した教育課程の編成・実施〉	50%	100%	アプローチカリキュラム作成済の8施設から、全市内教育・保育等施設16施設での作成とする。

基本方針3 地域の特色や子どもの実態に合ったより良い学習環境をつくります。			
指 標	令和3年度 実績値	令和9年度 目標値	目標値の考え方
<b>基本施策1 系統性・連続性のある小中一貫教育の推進</b>			
中学校区内の小・中学校において、教科の教育課程の接続や教科に関する共通の目標設定など、教育課程に関する共通した取組の実施率 〈全国学力・学習状況調査学校質問紙から〉	53.8%	100%	全ての中学校区での実施とする。
<b>基本施策2 地域と一体となった教育の推進</b>			
地域の学校支援体制の充実を図るための学校支援ボランティアの年間登録者数	176名	330名	R4の登録者数は、1校平均23名、計256名(義務教育学校は前・後別)であるため、1校平均30名とする。
地域の大人に、授業や放課後などで勉強やスポーツを教えてもらったり、一緒に遊んでもらったりすることがある児童生徒の割合 〈全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙から〉	小学生 - % 中学生 - %	小学生 58.4% 中学生 38.0%	R4回答割合では小29.2%、中19.0%であるため、2倍の割合とする。

指 標	令和3年度 実績値	令和9年度 目標値	目標値の考え方
<b>基本施策3 教育支援体制の充実</b>			
不登校児童生徒(30日以上欠席)の出現率 ※不登校出現率は1,000人あたりの数(不登校者数÷全児童・生徒数×1,000) (児童生徒の問題行動・不登校生徒指導上の諸問題に関する調査から)	小学生 16.7人 中学生 75.1人	小学生 10.5人 中学生 45.3人	年々増加傾向にあるが、コロナ禍影響前のR元年度実績の割合とする。
就学援助に関する周知回数	3回	8回	市HP以外の様々な機会を通して、周知・説明を実施する。
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる教育相談に関して、児童生徒が相談したい時に相談できる体制の割合 (全国学力・学習状況調査学校質問紙から)	－%	100%	R4年実績値100%であるため、維持とする。
<b>基本施策4 教育環境・教育体制の整備</b>			
通学路危険箇所の解消率 (安全対策完了箇所数/危険箇所登録箇所数)	55%	80%	R4実績72%であり、R2以前の解消率は平均で2%増加しているため、増加割合の維持とする。
学校課題に即した校内研修を年間3回以上実施する学校の割合	－%	100%	市内全ての学校で実施とする。
茨城県教育研修センター希望研修受講者数(5年の累計値)	22名	180名	R4受講実績27名に、各校1名程度増加の受講者数とする。
教職員のストレスチェック受診率	98.9%	100%	全ての教職員で実施とする。

#### 基本方針4 生涯にわたる市民の学びや文化芸術活動を目指した学習環境をつくりまします。

指 標	令和3年度 実績値	令和9年度 目標値	目標値の考え方
<b>基本施策1 生涯学習社会の実現</b>			
自主講座団体数	192団体	190団体	当初の最終目標値(170団体)を達成したため、令和3年度実績値の維持を目指す。
市民講座[定期]の講座数	26講座	36講座	市民と行政が行う市民講座数の増を目指す。
人材バンクの登録者数	38名	40名	学習成果の活用・活躍の場としての人材バンク登録者数の増を目指す。
<b>基本施策2 知識の醸成と価値創造の場の充実</b>			
障がい者が利用しやすい資料の蔵書点数	624点	700点	大活字本・LLブック、点字図書など、障がい者に配慮した資料の蔵書数の像を目指す。
資料貸出数	95,715件	130,000件	市内図書館・図書室・移動図書館車が貸出する資料の年間合計数の増を目指す。
<b>基本施策3 次代を担う青少年の健全育成</b>			
「青少年の健全育成に協力する店」の登録件数	28件	35件	「青少年の健全育成に協力する店」への登録を促進し、登録件数の増を目指す。
市内及び特別巡回パトロールの実施回数	11回	24回	市内巡回パトロールや、祭りやイベント時の特別巡回パトロール実施回数の増を目指す。
家庭教育学級の実施率	66.6%	100.0%	家庭教育学級を実施する市内の保育園、幼稚園、小学校の増を目指す。
<b>基本施策4 文化芸術の創造・発信</b>			
自主事業における来館者の満足度	－	60%	住民のニーズを分析し、それぞれの創造事業が、多世代、多様な住民の満足度を高めていくことを目指す。
特別展・企画展等の開催及び教育普及事業の開催数	4回	6回	地域の伝統文化の継承のための特別展・企画展等の開催回数の維持を目指す。教育普及事業の開催数の増を目指す。
施設の参画・参加者の推奨・参加・感謝の修正NPS	－	50点	文化ホールにおける創造活動を推奨、参画、感謝の意欲の視点で分析し、住民の参画意欲の高揚を目指す。

基本方針5 生涯にわたる市民のスポーツ活動の活性化を目指したスポーツ環境をつくります。			
指 標	令和3年度 実績値	令和9年度 目標値	目標値の考え方
<b>基本施策1 子どものスポーツ機会の充実</b>			
プレ・すぼ〜つ教室参加者数	2,963 人	7,000 人	未就学児を対象とするプレ・すぼ〜つ教室の延べ参加者数の増を目指す。
スポーツ少年団活動支援	9種目	10 種目	スポーツ少年団の活動を支援し、団として活動する種目数の増を目指す。
<b>基本施策2 生涯スポーツ活動の推進</b>			
若者世代や働く世代を対象としたスポーツ教室	未実施	12 回	若者世代や働く世代を対象にしたスポーツ教室の開催を目指す。
健康づくりを目的とした教室の参加者数(延べ)	中止	600 人	高齢者を対象とした健康づくりを目的とした教室の参加者数の増を目指す。
小美玉スポレクデーの参加者数	中止	7,500 人	小美玉スポレクデーの参加者数の増を目指す。
お友達登録者数(累計)	2,472 人	4,000 人	広く市民に情報媒体の周知を行い、スポーツ推進課公式LINEアカウントのお友達登録者数の増を目指す。
<b>基本施策3 スポーツ環境の充実</b>			
スポーツ協会加盟団体会員数	2,863 人	維持継続	情報媒体を用いて積極的にPRをし、会員数の維持継続を目指す。
スポーツ優秀選手・団体表彰数	団体8団体 個人10人	団体15団体 個人40人	市民のスポーツ活動を充実させることにより、全国レベルで活躍する市民を支援する。 表彰選手数、団体数の増を目指す。
トップアスリートスポーツ教室の開催数	0回	5回	トップアスリートを招聘したスポーツ教室の開催数増加を目指す。
<b>基本施策4 スポーツ施設の充実</b>			
スポーツ施設利用者数(年間延べ)	151,924人	240,700人	施設・設備の充実を図り、利用者数の増を目指す。

## (2)「小美玉市教育振興基本計画」に係るアンケート調査結果まとめ

### 調査目的

平成30年3月に策定した「小美玉市教育振興基本計画」の中間見直しを迎えるにあたり、未就学児、小・中学生の保護者、市の幼児教育に携わる先生方、学校教育に携わる教員の方の意向を、後期基本計画策定に反映させるために、アンケート調査を実施しました。

### 調査の方法

	幼児教育	学校教育
調査対象	①未就学児の保護者対象 ②市内幼児施設に勤務する先生方	①小・中学生の保護者 (市内小・中学校及び義務教育学校) ②市内小・中学校に勤務する教職員
調査方法	市内幼児施設を通じて調査票を配布 回収は以下のどちらかを選択 ・調査票で回答し幼児施設へ提出 ・QRコードからWEBサイトで回答	各学校を通じて調査票を配布 回収は以下のどちらかを選択 ・調査票で回答し学校へ提出 ・QRコードからWEBサイトで回答 *教職員はWEB回答を基本とした
調査期間	令和3年10月15日(金) ～10月28日(木)	令和3年10月29日(金) ～11月8日(月)

### 回収結果

対象者	配布数 (人)	回答方法	回収数 (人)	回収数計 (人)	回収率
未就学児の保護者	394	調査票	227	306	77.66%
		WEB	79		
幼児施設に勤務する先生	208	調査票	141	174	83.65%
		WEB	33		
小・中学生の保護者	1,207	調査票	674	894	74.07%
		WEB	220		
小・中学校に勤務する教職員	262	調査票	7	229	87.40%
		WEB	222		

\*小・中学校教職員の配布数には育休・産休・療養休暇者11名を含む

## 幼児教育アンケート調査結果概要

### ①未就学児の保護者

#### 【お子さまの園での様子について】

- ・通園を楽しんでいる園児は9割を超えている。保護者の約9割は、子どもの園での様子を口頭や手紙で伝えられており、園と保護者の連携は良好と思われる。

#### 【お子さまの教育・保育について】

- ・基本的な生活習慣やしつけは「園と家庭が協力することが必要」と考えている保護者が約8割。
- ・園では「良いところや個性を認め一人一人を大切にしている教育・保育が行われている」と感じている保護者は、「おおむね行われている」の回答も含めると9割を超えている。
- ・園児に対する接し方や教育姿勢など先生方に求めることについては、どの項目もおおむね評価は高くなっており、「明るく元気に接してくれる」と「やさしさ」に2項目は他の項目と比べ、「非常にそう思う」の回答割合が高くなっている。
- ・園の教育・保育環境や安全性については、おおむね良好であるが、「外部からの侵入など防犯に関する安全・安心な対策がとられている」については、「そう思わない」が2割近くとなっている。

#### 【お子さま小学校へ入学することについて】

- ・小学校入学前に身につけてほしいことについて、どの項目も「非常にそう思う」の割合が高くなっているが、「数量・図形・文字などに対する関心を深める」については「あまりそう思わない」が1割近くと他の項目より高くなっており、学習に関しては入学後に学校でと考える保護者が多いと思われる。
- ・小学校入学に向けての不安については、学習の習得・学習意欲・学習への親の関わり方といった学習面の不安が3割を超えている。また、担任の先生や友達との関係についての不安も3割を超えている。

- 保育園、認定こども園、幼稚園では、子どもたちが楽しく登園しており、保護者の園に対する評価は概ね良好である。
- 保育園、認定こども園、幼稚園の教育・保育に関する評価も高いが、「外部からの侵入など防犯に関する安全・安心対策」には不安を感じている保護者がいるので、再点検を行うことが望ましい。
- 小学校入学に関して、学習面の不安や先生や友達との関係を心配している保護者もいることから、各幼児施設と小学校の連携や保護者への情報提供などについての検討が必要。

## ②市内幼児施設に勤務する先生方

### 【研修・勤務の状況について】

- ・研修の状況はコロナの影響で「対面式」より「オンライン」の研修に参加した割合が高い。「参加していない」の回答が最も多く、勤続年数が少ない先生方はその傾向が高い。
- ・研修の必要性が高い項目は、「特別な支援を要する子どもの保育」、「子どもの発達に関する内容」、「保護者や家庭との連携」となっている。
- ・研修等の専門性向上のための活動の妨げになっていることは、「スケジュールが合わない」、「不在を補う人材が不足」の割合が高い。
- ・勤務時間外の業務は、「遊びや学びの活動について、個人で行う計画や活動の準備」、「子どもの育ちや学び、生活についての記録」、「園の管理業務や職員会議への参加、一般的な事務業務」を行った先生方は4割～5割となっている。
- ・この1年でストレスが増えた先生方は6割を超えている。

### 【園の教育・保育について】

- ・園児に育むことが重要だと考える能力や技能は、「他者とうまく協力しあえる能力」、「話し言葉の技能」について「非常に重要」と考える先生方が7割前後と高い。一方、「ICTに関する技能」については、「あまり重要ではない」の割合が4割を超えており大変高くなっている。
- ・園の教育・保育に関してはどの項目もおおむねできているが、「文化の違いや共通点に対する子どもの興味・関心を刺激する」については、「あまりできていない」が3割を超えている。また、「デジタル技術を活用して子どもの学びを支援する」は「できていない」が5割と大変高くなっている。

### 【保護者との連携・協力や仕事に対する満足度について】

- ・保護者との連携・協力の項目については、連絡体制や園から保護者への情報提供はおおむね良好であるが、家庭での教育を勧める項目は「あまりあてはまらない」の割合が高くなっている。
- ・先生方は、保護者や園長・所長からの協力・支援もあり楽しく仕事はできているが、職務に対する給与、雇用条件、社会的な評価については満足感が低い。

- 人員配置のやりくりやスケジュールの調整を行うなど、勤続年数の少ない先生の研修機会を増やす工夫が必要。
- 勤務時間外の業務の縮小など、幼児施設の先生にも働き方改革や待遇改善が必要。
- 学校で1人1台タブレット端末が配布されるようになったので、幼児教育においても情報モラルなど少しずつ取り入れていくことが必要。(小学校と連携した研修など)
- 家庭教育へのアプローチの強化が求められる。(家庭教育学級)

## 学校教育アンケート調査結果概要

### ①小・中学生の保護者

#### 【お子さまの学校での普段の様子について】

- ・授業の理解については、小学生では理解しているが9割近いが、中学生では約7割となっており、学年が上がるにつれて、授業の理解に個人差が出てくるのがわかる。
- ・「学校の宿題」を「いつもやっている」小学生は8割を超えているが、中学生では6割弱と下がっている。一方、「学校の宿題・授業以外の学習」については、小学生では「ほとんどやっていない」が約5割となっているが、中学生では「いつもやっている」、「時々やっている」を合わせると5割を超えている。
- ・保護者の学校での学習指導などについての評価では、どの項目も小学生の方が中学生と比べ評価が高い。中学生では「児童生徒一人ひとりに合った学習・指導をしている」の項目では「あまりそう思わない」が4割近くとなっている。

#### 【昨年からの新型コロナウイルスによる影響等について】

- ・休校時の家庭学習については、小学生では6割、中学生では7割がうまく進まなかったと回答している。また、運動する機会については、小学生では7割、中学生では9割近くが減ったと回答している。
- ・コロナ禍の子どもの生活や学習については、リモート学習についての困りごとや不安が大変多くなっている。

#### 【お子さまの通信端末の利用等について】

- ・授業でのタブレット端末の活用については、情報モラル教育をしっかりと積極的に活用してほしいという意見が大変多い。一方で、家庭学習での積極的な活用は、「あまりそう思わない」の割合が小学生で2割、中学生で1割を超えており、家庭での通信環境の状況なども課題の一つと推測される。
- ・小学生では5割近くが学校で配布された端末以外のスマートフォンやタブレットを持たせていない。

#### 【お子さまのご家庭での教育について】

- ・家庭での教育について、小学生、中学生ともに約9割が「マナーや社会のルールを身につける」、「規則正しい生活習慣を身につける」を重要としている。
- ・教育の悩みは、小学生、中学生ともに「学校の成績」が最も多くなっている。中学生になると「進学・進路」の悩みも多くなっている。

- 学年が上がるにつれて個人の学力差が開いていることがうかがえるので、個に応じた学習指導が重要。(タブレットの活用による個別の指導)
- コロナ禍での家庭学習は、家庭の状況(接続環境、きょうだい同時のオンライン授業、保護者の勤務状況など)によって差が出ている。
- 小学校のタブレット端末の使用については、はじめて自分の端末を持つ子どもが多いので、丁寧な指導が必要。

## ②市内小・中学校に勤務する教職員

### 【児童生徒の指導等について】

- ・生活指導の課題については、「生活指導にかかる時間が十分に取れない」が4割を超えている。
- ・学習指導する上での課題については、「個に応じた学習指導」が7割、「基礎的な学力の向上を目指した指導」は6割を超えている。
- ・保護者との対応では、「悩みはあるが、何とか対応できる範囲である」が5割を超えており、現状では大きな問題はないと思われる。

### 【勤務の状況や研修について】

- ・教職員の勤務状況では、平日は所定勤務時間の勤務の人はほとんどおらず、9割以上が残業をしている。休日は2時間未満の出勤が6割、2～4時間が2割、4～6時間が1割となっている。
- ・職務が「常に忙しい」、「時期によっては忙しい」がともに5割近くとなっている。
- ・この1年でストレスが「増えた」、「少し増えた」がともに4割近くとなっている。
- ・ストレスを解消できている人は6割近く、解消できていない人は4割となっている。

### 【小美玉市の学校教育全体について】

- ・教育施策の効果については、どの項目も効果が大きいのが8割前後となっているが、「主権者教育の推進」については、効果が「どちらかという小さい」が3割となっている。
- ・タブレット端末の授業での活用については、指導者の能力の差、情報モラル・リテラシー、ネットワーク環境、授業以外での使用など様々な課題がある。

- 「個に応じた学習指導」、「基礎的な学力の向上を目指した指導」を学習指導の課題にあがっているため強化が必要。
- 「生活指導にかかる時間が十分に取れない」など子どもたちと向き合える時間を増やせるような教職員の働き方改革の強化が必要。
- タブレット端末の活用については、始まったばかりなので課題が多い。各校個別ではなく、市全体で対応を検討する研究会などが必要か。

## 共通の設問について

### ●地域とのかかわりについての共通設問

【家庭・地域とのかかわり】対象：未就学児保護者/幼児施設の先生/小・中学生保護者/小・中学校教職員

・家庭・地域との連携・協力体制が整っているかについては、幼児施設の先生と学校教職員は7割が整っていると回答している。しかし、未就学児、小・中学生の保護者は整っていると回答したのが4～5割となっており、先生・教職員とは差がある。保護者は「わからない」の割合も3割前後となっており、地域とのかかわりを持たない家庭があることがわかる。

【家庭・地域・学校の連携・協力に必要なこと】対象：小・中学生保護者/小・中学校教職員

・小・中学生の保護者、小・中学校教職員ともに、「学校の登下校時間など、地域で子どもの安全を見守る体制」が必要であるとの回答が最も多い。小・中学校教職員では、「地域の人材を活かした学習支援」が必要という地域のサポートを望む回答も大変多くなっている。

【コミュニティ・スクールについての理解度】対象：小・中学生保護者/小・中学校教職員

・小・中学生の保護者、小・中学校教職員ともにコミュニティ・スクールについては「あまりわからない」の回答が5割前後で理解度は低い。「よく理解している」教職員は2割程度、保護者は5%にも満たない。

### ●学校施設や教育環境についての共通設問

【学校の施設や設備の充実・改善について】対象：小・中学生保護者/小・中学校教職員

・小・中学生の保護者、小・中学校教職員ともに「授業で使う備品の更新」を望む割合が3割を超えている。教職員では、「机や椅子など備品の更新」も3割を超えている。

【学校の安全な教育環境づくりについて】対象：小・中学生保護者/小・中学校教職員

・小学生保護者では「登下校時の見守り等の防犯体制」が最も多く、中学生の保護者と小・中学校教職員では「老朽化した学校施設・設備の更新」が最も多い。

【安心して学校で過ごせる環境づくりについて】対象：小・中学生保護者/小・中学校教職員

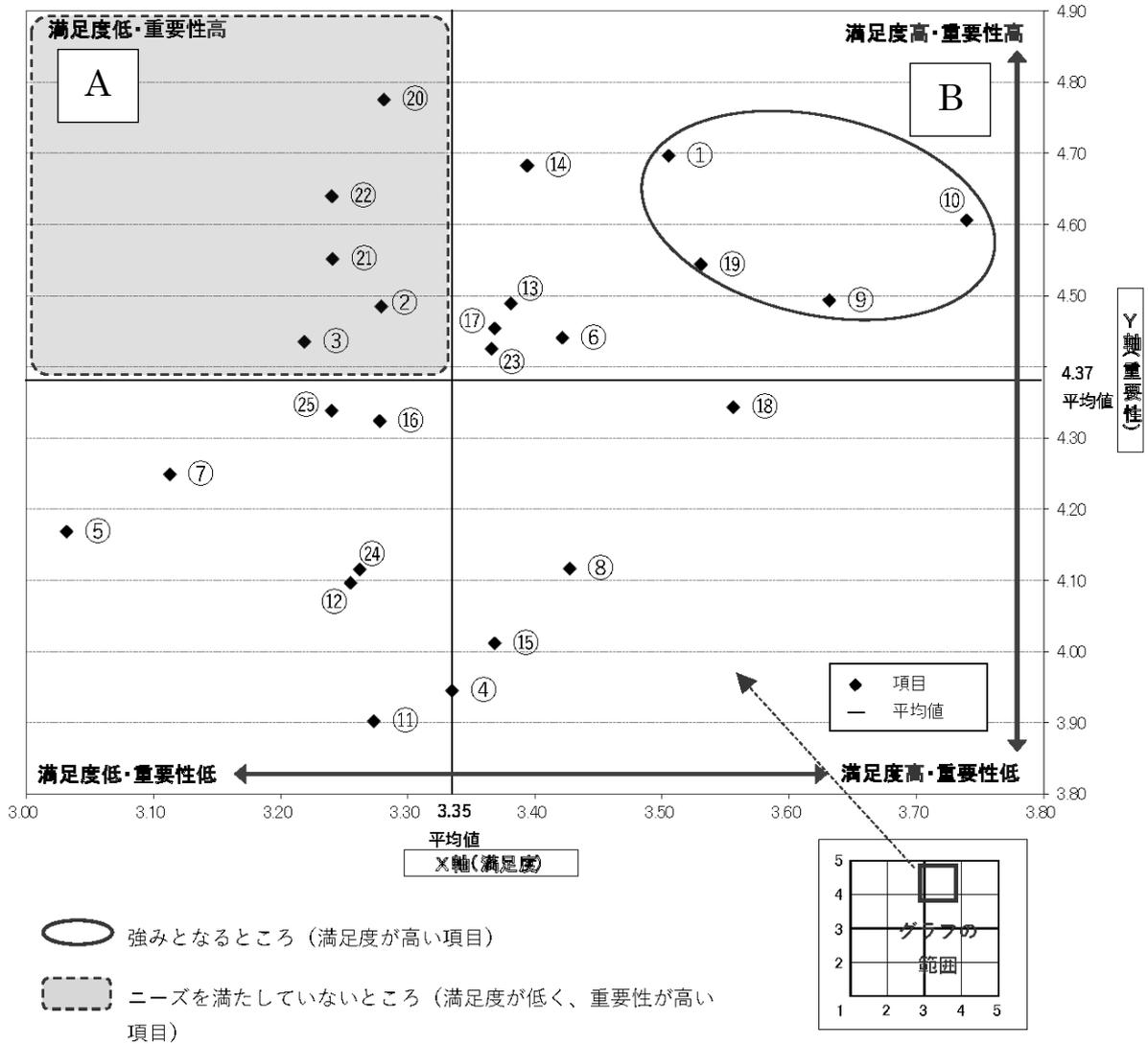
・小・中学生の保護者、小・中学校教職員ともに「学校・家庭・地域が連携して児童生徒の自律と社会性を育成する取組」が最も多い。また、保護者は「生徒指導教員が中心となった校内指導体制の充実」を望む意見も多いが、教職員は「スクールカウンセラーの派遣などサポート体制」を望む意見が多く、教職員だけでは手が足りていない状況がうかがえる。

●CS分析（小美玉市の学校教育についての満足度・重要性から）保護者と教職員の比較

- Aは「重要度」が高いが「満足度」が低い、ニーズを満たしていない象限
- Bは「満足度」「重要性」がともに高く、評価が高い象限

保護者の A の象限を見ると、「②物事を多様な観点から論理立てて考える学習」、「③国際教育や外国語によるコミュニケーション能力の育成」、「⑩いじめ・暴力行為等の問題への取組・未然防止」、「⑫児童生徒が教育相談等を受けることができる体制」、「⑭通学路の安全確保対策・交通安全教育」については、さらなる改善が望まれるという評価となっている。

保護者

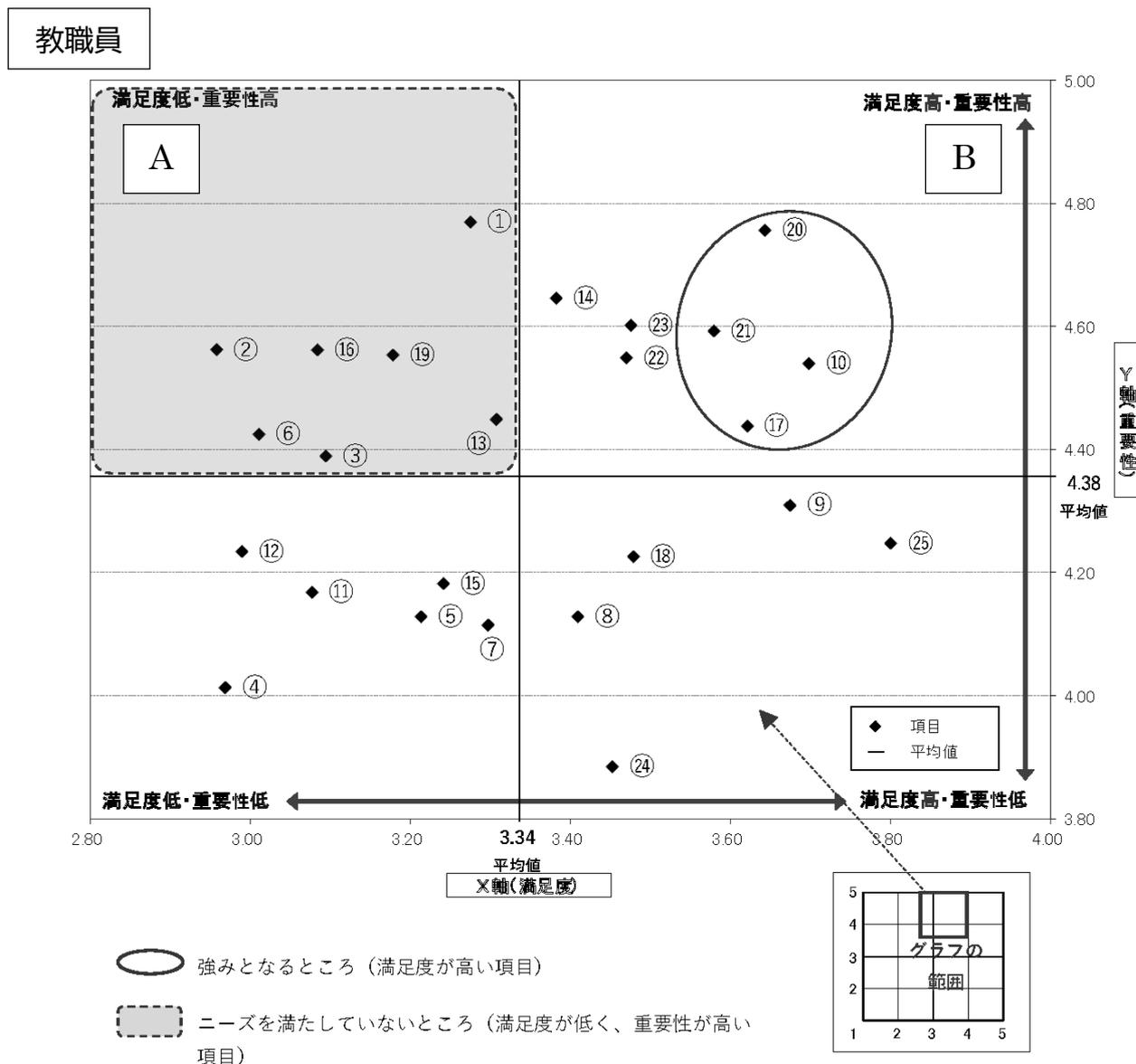


「満足=5ポイント」、「やや満足=4ポイント」、「どちらともいえない=3ポイント」、「やや不満=2ポイント」、「不満=1ポイント」、重要性についても同様の方法により、ポイントに変換して散布図を作成

満足度	満足	=	5	重要性	重要	=	5
	やや満足	=	4		やや重要	=	4
	どちらともいえない	=	3		どちらともいえない	=	3
	やや不満	=	2		あまり重要でない	=	2
	不満	=	1		重要でない	=	1

教職員の A の象限を見ると、「②物事を多様な観点から論理立てて考える学習」、「③国際教育や外国語によるコミュニケーション能力の育成」は保護者と同じ評価だが、「⑳いじめ・暴力行為等の問題への取組・未然防止」、「㉑児童生徒が教育相談等を受けることができる体制」、「㉒通学路の安全確保対策・交通安全教育」は B の評価高い象限に分布しており、評価の差が見られる。

また、保護者では B の評価が高い象限に分布している「①基礎的な学力を確実に身につける学習」、「⑥コンピュータ等の情報通信技術を活用した授業」、「⑬豊かな心を育てる教育」、「⑱学校施設の安全性」は、教職員では、改善が望まれる A の象限に分布しており、保護者と教職員では評価に差が見られる。



「満足=5ポイント」、「やや満足=4ポイント」、「どちらともいえない=3ポイント」、「やや不満=2ポイント」、「不満=1ポイント」、重要度についても同様の方法により、ポイントに変換して散布図を作成

満足度		重要度	
満足	= 5	重要	= 5
やや満足	= 4	やや重要	= 4
どちらともいえない	= 3	どちらともいえない	= 3
やや不満	= 2	あまり重要でない	= 2
不満	= 1	重要でない	= 1

---

---

## 小美玉市教育振興基本計画【改定版】

---

発行 令和5年3月  
発行者 小美玉市教育委員会  
〒311-3492 茨城県小美玉市小川4番地 11  
TEL: 0299-48-1111  
<http://www.city.omitama.lg.jp/>

---



小美玉市

